

備録年 (徴兵検査年)	入營年 月	入營部 隊	初任官年 (下士官志願ニ依ル) (下士官ノミ記ス)	役種	兵種	官等級 (幹部候補生出身者ハ 「幹」一年志願兵出身 者ハ「一」志願兵ト記ス)	昭和 年 月 日	兵事部長殿	生年 月 日	氏名 カ ナ 印	勤務先 (電話番號)	職業 (現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)	特修得シタル學術	適任證書ノ種類 = 修得セタル特業	除隊年月日 (下士官以上ハ現役部 隊ヲ離レタル年月日)
----------------	----------	----------	---------------------------------	----	----	---	-------------------	-------	--------------	-------------------	---------------	---------------------	----------	----------------------	-----------------------------------

三 關東州滿洲國外の地へ退去する場

合は出發前に兵事部長宛の退去届を

在留届の要領に依り提出すること。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

退去 先	在留 地	本籍 地	退去 届 (字體ハ楷書ニ通提出)
---------	---------	---------	------------------------

退去年月日

昭和年月日

徴集年	入營年	役種	兵種	官等級	氏名	印
-----	-----	----	----	-----	----	---

兵事部長殿

以上の届出でを爲さざる者は我が國軍の召集事務に支障を來し動員に妨からず缺陷を生ずるを以て兵役法施行規則違反として處罰せらるるのみならず、關東州滿洲國に在留するに拘らず在留届を提出せざるときは内地に召集又は點呼參會を命ぜらる。又在留届提出後在留地を變更せしもの之が届出を爲さざるときは舊在留

地に召集參會を命ぜられ、又在留地を退去せんとするものにして之が届出を怠るに於ては軍司令官より令狀を受くることとなり内地より滿洲に召集せらるることとなる。此の場合何れも旅費を支給せられず應召せざるべからざる不幸を見るに至る。本届は斯く重要にして將來服役上の權利にも關する場合あるべく又自身と

しても之が濟否を明確にし置く必要あるべきを以て、各自左の如き在留届出に關する履歴表を調製して軍隊手帳又は補充兵證書と共に奉公袋に收容し何年何月何日何地に於て届出何某受理等の事實を明瞭にして置くこと緊要なり、切に之が實施を望む。

在留届出ニ關スル履歴表

年 月 日	區 分	在 留 地	差 領 出 者 印	何 某
昭和九、一〇、二	在留届	大連市明治町三ノ二何々方	大連警察署 兵事係	⑤
同九、一〇、三〇	在留地變更届	奉天、、、、、、、、、、	奉天何町派出所 巡査	⑥
同九、一一、三	同	新京、、、、、、、、、、	新京大使館 兵事係	⑦

考 備

- 一、本表ハ屆書記載ノ際同時ニ記入スルモノトス
- 二、意出先ノ記載ハ郵送ノ場合ハ適宜記入スルモノトス
- 三、用紙ハ可成紙質堅牢ナルモノヲ可トス
- 四、本表ヲ未ダ調製シテアラザル者ハ現届出ヲ基準トシテ調製ス

在留地を離るる場合の心得

一 在留地の變更にあらずして一時在留地外に旅行滞在の場合には常に其の行先其の他軍衛の命あるとき通知を受くるに必要なる事項を同一世帯の家族（戸主を含む）中家事を擔當す

る者若くは召集を通報すべき者に詳知せしむること。

二 前項の旅行滞在にして旅行日數七日以上（確實なる交通機關を利用することを得）を要する地域又は航海に七日以上を要する水域に赴かんと

するときは或は關東州滿洲國以外の外國に一時旅行滞在せんとするときは兵事部長宛左の届書を在留地の警察署又は大使館兵事員經由提出すること。

（用紙美濃紙半枚形西洋紙）

本籍地	外國旅行（在留行）	在留地	行先地	目的	出發定期及發航地	在留地歸著定期

昭和	年	月	日
徵集年	入營年	役種	兵種
			官等級
兵事部長殿	氏名	印	

一 本届出者出發定期日後十四日以内ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸著シタルトキハ其ノ後十四日以内ニ前項ニ準ジ届出ヅルモノトス

應召及出征時の心得

平素の準備 家庭は平素より之を整理指導し、本人留守中は勿論死歿後と雖も遺族間に不安、紛糾を來さざるやう總てを處理して家族の安定を圖らざるべからず。之が爲（一）、婚姻者は直ちに關係市町村長に届出づること。急遽壯途に就きし爲届出を爲さざりし者と雖も、出征地より所轄戶籍吏宛に郵送せるものは本人死亡後に於ても有効に成立す。（二）、内縁の妻又は私生子等を有する者は戶籍の整理を行ふべし。又本人又は家族の身分に變動ありたるときは確實に戶籍整理を要す。（三）、遺族の紛糾を豫防する爲分家するを必要

と認むる者は速かに此の處置を採ること。（四）、以上の如き處置を採るも尙家族關係複雑なる場合には家督の相続、財産處分其の他必要なる事項に付遺言書を作成して残し置くを可とすることあり。

應召時の處置 （一）、軍人一度征途に就くや生還を期せざるのみならず、時に一片の肉片だに止めず、又は單機敵中に突進して歸らざることあるを覺悟せざるべからず、斯くの如きは眞に武人たるの本分を完うせるものなることを家族に銘肝せしむると共に眞實、遺囑等を残し置くを可とす。（二）、留守擔當者を定め金銀、土地、建物及物品貸借關係等は爲し得る限り清算し、會

費、納税、預金、保險等の整理又は引繼をなし、營業、家計、子女教育等の指示、恩給賜金等の一切の處置をなすこと。（三）、神社參拜、墓參等を爲し、分會關係者、市區町村長、業務上の上級者、同僚、近隣並に親戚等へ訣別又は挨拶をすること。

防諜（外國の我が國に對して行ふ諜報又は有害行爲に對し國家及國軍を防護すること）は平戰兩時を問はず、國防又は直接戰爭遂行上極めて緊要缺くべからざる事項とす、而して防諜に關しては各人悉く責を有するにも拘らず軍の機密は動もすれば不用意なる個人の言動により暴露する場合多きを以て左の諸件に注意するを要す。（一）、軍事

上の機密事項は業務上關係なき者に對しては、雖も其の如何なる關係にある者と雖も、絶対に洩さざること。

(二)、寄席、酒場、列車中等其の他公衆の面前にて、召集又は到着部隊、出勤先、其の他機密事項を口外し或は電話等に依り傳達するが如きことを慎むこと。

(三)、應召に際し所屬部隊號を記せる幟小旗等を携行し又は部隊の編成、裝備、動員、行動其の他苟も機密に互る事項を私信中に記載し又は封筒に部隊號等を明記せざること。

(四)、私信、慰問品中等に思想上注意を要する宣傳文等を發見せば直ちに上司に提出すること。

(五)、機密書類の取扱、運搬等に方りては身を以て其の責に任じ周到なる注意の下に萬全を期すること。

(六)、紙屑反古の取扱に注意し苟くも機密事項を記載せるものは散逸せしめざること等にして、右の中(一)乃至(四)項迄は家庭等にも十分承知せしめ置くを肝要とす。

雜 件

一 在郷軍人にして陸軍の取扱に關らざる官公職(恩給法の適用を受ける公務員、公務員に準ずべき者、宮内職員を謂ふ)に就きたるとき、位勳爵に異動ありたるとき、褒章等を授與せられたるとき、懲罰懲戒せられたるとき、恩給法第三十三條乃至第三十六條、第三十八條、第九十一條、第

九十二條に依り恩給年を加算せらるべき資格(其の始終期と爲すべき港灣、勤務地發着年月日國境關東州界通過の年月日又は服務の年月日等)に異動ありたるときは左記様式に依り十四日以内に本人事故の爲本人より届出を爲し能はざる場合に於ては戸主、家事擔當者又は之に準ずる者より本籍地市區町村長を経て聯隊區司令官に届出づべきである。

(用紙適宜)

兵 籍 異 動 届	兵 籍 異 動 届
異 動 ノ 時	何年何月何日
異 動 事 項	任何官(何地勤務ヲ命ゼラレ何年何月何日何港出發、何月何日何港上陸、月日國境通過、月日何地著等)
本 籍 地	何 々
右 及 御 届 候 也	徵集年 役種 官等級 氏 名
昭和 年 月 日	右 氏 名
何聯隊區司令官殿	

二 在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。

イ、召集中

ロ、召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき

ハ、陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中(服役上の義務履行中とは簡開點呼參會等の場合である)

ニ、志願に依り國民軍に編入せられ其の服務中

三 有位有勳者にして新年、紀元節、天皇節又は明治節に宮中に參賀することの出來ぬ者は次頁の賀表を宮内省式部職へ警留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

新年に青山の大宮御所に參賀すべき者にして參賀することの出來ぬ者は次頁の賀表を皇太后宮職へ警留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

又賀表は連名に認めても妨げないのである。

右に用ゆる料紙は大廣率書積ニツ折

である。但し美濃紙薄葉を代用することは差支ないのである。

折目	折目	折目
護ミテ 新年ヲ賀シ奉ル (紀元節) (天皇節) (明治節)	年月日 官位勳功爵 氏名	

四 在郷下士官兵の制服(帶劍を除く)を着用し得る場合は左の通りである。

イ 満期歸郷のとき

ロ 召集若しくは簡開點呼のとき

ハ 演習又は閱兵式參觀のとき

ニ 賀儀葬祭のとき

五 以上掲げたるものの外在郷軍人の資格を表すとき

軍服着用の場合には左の諸點に注意すべきである。

イ 衣袴は同一制式のものを用へて着用し異制式のものを用ふることは宜しくない。

ロ 夏季冬衣袴を着用することは制服所持數の關係上避け難きも、出來る限り季節に伴ふ時服を着用すること。

ハ 軍服と他の服と混用することは宜しくない、例へば軍服の上に「インペネス」を混用するが如きことである。

ニ 軍服の一部を着用し日傘、雨傘の類を穿し或は草履、下駄等を穿つが如き又は普通の帽子を冠るが如きは宜しくない。

ホ 軍服を着用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは是亦適當ではない。

研・新軍刀

賣買一式

吉永軍刀劍と店

各軍裝品

多数在庫

ハルビン地段街十二

電話 六九二二

刀劍無料鑑定!

吉永軍刀劍と店

刀劍と軍裝品

多数在庫

ハルビン地段街十二

電話 六九二二

名譽の賜金を

末代まで

金額 五百圓以上
 期間 二ヶ年以上
 支給 六月・十二月支拂
 又は組入

最近配當 五年未満年三分六厘(賜金に付ては何れも上記より三厘高)
 五年以上年三分八厘

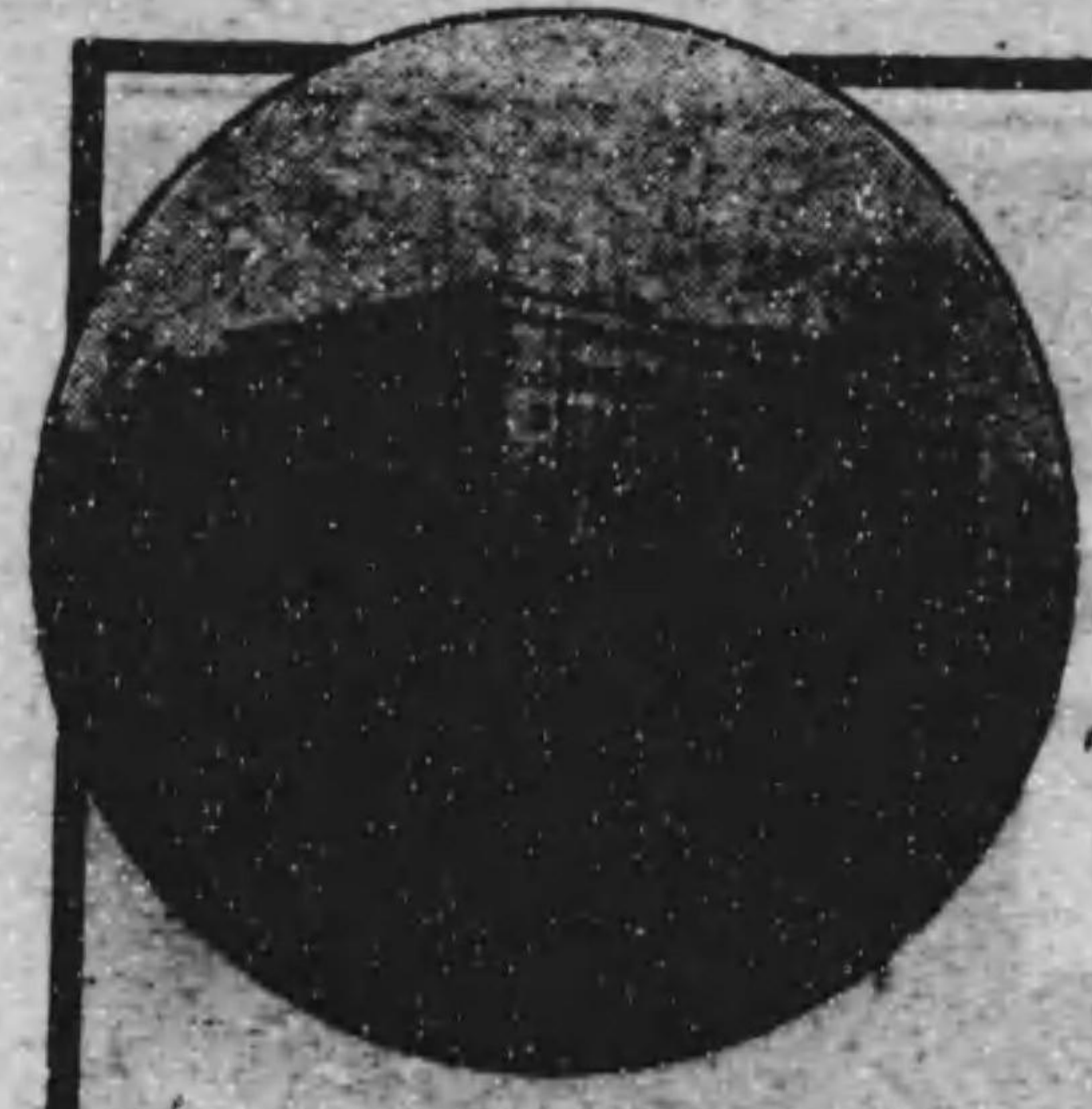
名譽の賜金は安全で而も
 有利・便利な信託とし、
 今後の生活・育兒・教育
 生業確保に役立たせて、
 家門の譽を末永く傳へら
 れるやうおすしめ致します。

住友信託

(案内書請)

大阪本店
東京支店
神戶支店

東京支店
下北門
下北門
下北門



勸業年金、恩給、救恤

勸業年金支給細則摘要

年金は半額を毎年六月、十二月の兩
 回に支給される。

遺族の順位

- 1、寡婦 2、孤兒 3、父
- 4、母 5、祖父 6、祖母
- 7、家督相続人又は戸主

孤兒數人あるときは家督相続人に賜
 ふ其の他は男子を先にし女子を後にし
 順次年長者に賜ふ。

此の規則に於て孤兒とは、年齢二十歳
 未滿の男女子にして未だ結婚せざる者
 を謂ふ。

年金受給者死亡、離籍、婚姻又は成
 年に達したる爲資格を失ひたるときは
 遺族、親戚又は本人より支給郵便局を
 經て貯金局へ届出るのである。

勸業年金證書は讓渡し又は擔保に供
 することが出来ぬ。又負債の抵償とし
 て差押へることも出来ない。

贈與 受給者其の期に屬する年金
 を受領せずして死亡したる場合(例へ
 ば一月以降死亡したるときは六月に受
 領すべき分を、七月以降死亡の場合は
 十二月に受領すべき分)は當該年金支
 給期に於て相続人に其の金額を郵便局
 より給せらる。

右金額受領後金醵勸業年金は遺族より
 年金繼承の手續を爲すべきものであ
 る。

年金受領者、氏名を改めたるときは
 其の届書に年金證書及戸籍謄本を添へ
 年金の支給郵便局を經て貯金局に差出
 すのである。貯金局長は年金證書の裏
 面に其の事由を記載し署名捺印の上年

金支給郵便局を經て本人へ戻される。
 年金支給郵便局を變更するには支給
 郵便局變更請求書(様式)を新舊何れかの
 郵便局へ差出すのである。

年金を受くる者改印したるときは、
 適宜の用紙にて改印届を作り、金額を
 支給する郵便局へ差出すのである。

年金證書を亡失したときは、其の種
 類、證書の番號、年金額及亡失事由を
 具し支給郵便局を經て貯金局へ届出る
 べきである。

勸業及記章所有者が死亡した場合に
 は遺族は之を保管するのである。

金醵勸業年金 年金受領者死亡した
 るときは仍一年間遺族に其の年金を賜
 ふ。

前項の場合に於て年金受領期間本人及
 遺族を通じて五年に滿たないときは
 五年に滿つまで遺族に其の年金を賜
 ふ。

前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母
 にして年金受領者生存中より戸籍簿に
 登記したる者並に家督相続人及戸主を

給を受けた後に行はれた場合には後に生じた権利の消滅する。

未給恩給 受給権者が死亡したとき其の生存中の恩給として未だ給與せられざる分は裁定前と後とを問はず、其の遺族（遺族なきときは死亡者の相続人）に給せられる。

恩給の處分停止 恩給は國稅徵收法又は國稅徵集の例に依る場合の外は差押を禁止し又恩給を受くる権利は之を讓渡し又は擔保に供することを禁止され、此の規定に反するときは支給を差止めらる。但し恩給金庫に擔保に供するは此の限りでない。

在職年 就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る。又退職後再就職せる場合は前後の在職年月数は合算せられる。（一時恩給及一時扶助料の場合を除く。）但し陸軍以外の公職に就た場合の軍人は准士官以上は十三年に達する迄、下士官以下は十二年に達する迄は軍人以外の公務員としての在職年数は其の十分の七に相當する年月数を

以て計算する。又休職、待命、留休、停職等の在職年は一年以上に亙るものは半減して計算す。海軍人が職務、戒嚴地境内の勤務又は外國鎮戍に服した年月数は在職年として計算する。

加算 加算は在職年に合算されるもので加算の基礎は（一）従軍加算（戦地に在て職務に服せる者は従軍期間一月に付三月戦地外は一月に付一月半）とし戦争開始後戦地に到りたる者は、内地港灣を離れたる月より、戦地よりの歸還者は内地港灣到着月迄、動員部隊編入者は編入の月より加算す。而して支那事變は、昭和十二年七月七日以後支那及其の沿岸に在りて従軍したる者は前者の加算を、右地域外にて直接出動部隊に關する勤務に従事せる者は、後者を加算す。（二）外國交戦擾亂地域内勤務加算（一月に付二月）、（三）戒嚴地境内勤務加算（一月に付二月）、（四）外國鎮戍加算（一月に付一月半）、（五）航空加算（一月に付二月以内）、（六）潜水艦加算（一月に付一月）、（七）邊陲又

は不健康地域在勤加算及不健康業務加算（一ヶ年以上在勤せるとき其の期間一月に付一月以内）、（八）遠洋航海加算及艦隊準訓練加算（一月に付三分一月）、（九）殖民地加算（當分の間一月に付半月）、（十）國境警備又は理番地加算（當分の間一月に付一月半）とす。

恩給額の算出法 「普通恩給」退職前一年内の俸給の總額を基礎として計算す。而して准士官以上は十三年—十四年未滿者は退職前の恩給額の百五十分の五十相當額、在職十四年以上の者は在職一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給額の百五十分の一相當額を増加し下士官以下は在職十二年—十三年未滿は、退職前の俸給年額百五十分の五十相當額とし、在職十三年以上の者は在職一年を増す毎に、其の一年に對し下士官七圓兵は五圓を増加す。「増加恩給」退職當時の階級、傷病原因、不具廢疾程度に依り別表第二號表の金額とす。「傷病年金」同上別表第三號表に依る。「傷病賜金」同上別表第

四號表に依る。「一時恩給」退職前の俸給月額に在職年を乗じたる額。「扶助料」後段に示す。

恩給の停止 普通恩給を有する者公職又は宮内職員に再就職せる場合（除實在職期間一月未滿）、二年以下の懲役又は禁錮に處せられた場合（除執行給豫）には支給を停止せられる。その他普通恩給を受くる者滿三十五歳に達する月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳迄は八分の一を停止される。但し増加恩給又は傷病年金、併給されてる普通恩給は停止されず。又恩給年額千圓以上にして恩給外の所得年額五千圓を超ゆるときは、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を停止される但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく、且其の停止年額は恩給額の二割を超ゆることなし。

恩給の改定 普通恩給は再就職後在職一年以上にて退職せる場合、加算年を含む。再就職後公務の爲に傷病を受

け又は疾病に罹り不具廢疾となり退職せるとき。同上の理由にて退職後五年以内に之が爲に不具廢疾となり又は其の程度増進し其の期間に請求するとき改定される（五年を経過せる後の請求は恩給審査會に附される）。此の場合増加恩給は前後の傷病又は疾病を合したもので不具廢疾程度を定められる。傷病年金も同様である。

恩給の請求 恩給は請求に依つて裁定下附されるものである。請求に要する書類は「普通恩給」請求書に在職中の履歷書に戸籍抄本添附。「増加恩給」請求書に履歷書、戸籍抄本、現認證明書、又は事實證明書等、症狀經過を記載せる書類、請求當時に於ける診斷書改定の場合には舊恩給證書を附す。「傷病年金」増加恩給の場合に同じ「傷病賜金」同上。「一時恩給」請求書に履歷書添附。「扶助料」在職中に死亡せる爲初めて扶助料を請求する場合は請求書、在職中の履歷書、請求者の戸籍謄本。「死亡時以後の請求者の身分關係を明

かにし得るもの）、公務に因る傷病に起因するときは現認證明書又は事實證明書症狀經過を記載せる書類、死亡診斷書又は死體檢案書を要す。既に普通恩給を受けある者死亡せる場合の請求には請求書の外、恩給證書、戸籍謄本其の他公務傷病に起因する死亡の場合には前記の添附書類を要する。恩給請求書提出先及手續等は所屬部隊、聯隊區司令部等に就き承知するを可とす。

手續上の注意 内閣恩給局にては請求書を受領せば努めて迅速に處理するも滿洲事變に引續き支那事變の爲業務繁劇を加へ爲に裁定に時日を要することもあるが、中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の様なものである。

一 請求書及履歷書記載の姓名字體が戸籍抄本と一致せざるもの

- 二 請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの
- 三 請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの
- 四 請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの
- 五 履歴書中氏名下に捺印漏のもの
- 六 履歴書記載の生年月日が戸籍抄本と一致せざるもの
- 七 退職前作成の戸籍抄本を添附しあ

註 待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せられたるものを要する次第である。

扶助料の發生 年金扶助料は普通恩給年限に達した者が在職中死亡した場合と、普通恩給を給せられてる者が死亡した場合及先順位者が扶助料を失ひ次の者が之を取得するときの三つの場合で、一時扶助料は普通恩給を受けてる者又は普通恩給年限に達し、在職中死亡した場合、遺族が兄弟姉妹のみで其の兄弟姉妹が未成年であるか、

不具廢疾で生活の資を得る途が無く、且扶養する者無き場合と、准士官以上在職三年以上十三年未満、下士官にて在職三年以上十二年未満で在職中死亡せる場合に給與される。

遺族の順位 扶助料を受ける順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父母で遺族が兄弟姉妹のみにて一時扶助料を給與される場合は其の中の一人を總代とする。父母は養父母を先とし實父母を後とする。祖父母亦養祖父母を先とする。

以上は軍人、準軍人の死亡當時之と同一戸籍内に在ることが必要である。軍人、準軍人死亡當時の胎兒は同一戸籍内にあるものと認められる。

扶助料の失格其の他 子が婚姻し其の家を去りしとき、(父の屬した家より分家し、又は公務員若くは之に準ずべき者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ其の家に入りたるときは此の限りでない) 父、母、祖父母其の家を去りたるときは扶助料を受くる資格を

失ふ。又扶助料を受くる者廢役、養領に處せられ又は所在不明になれば、其の期間だけ支給を停止される。但し此の場合次順位者があれば停止期間中だけ之に轉給される。遺族が其の家を去りしとき(但し妻が夫の屬したる家より分家し、又は遺族たる子にして分家する者に伴ひ、其の家に入りたるとき、及び子が父の屬したる家より分家し、又は公務員若くは之に準ずる者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ、其の家に入りたるときは此の限に在らず)。

不具廢疾にして生活資料を得る途なく且之を扶養する者なき成年の子、其の事情止みたるとき、未成年の子が成年に達したときには受給権が無くなる。

扶助料の金額 (イ)年金扶助料は(ロ)(ハ)(ニ)の場合以外は普通恩給の十分の五相當額。(ロ)職官又は準職官の公務に因る傷、病にて死亡せる場合には普通恩給の半額に退職當時の階級により定めた第五表率を乗せる金額。(ハ)普通公務に因り傷、病にて死亡の

ときは普通恩給半額に第六表率を乗せる金額、(ニ)普通恩給と増加恩給を併給される者原因公務に非ずして死亡のときは普通恩給半額に第七表率を乗せる金額但し(イ)を除きたる場合同一戸籍内に扶助料を受くる資格者受給者を併せ三人以上あるときは右に依り算出せる額に第八表率の率を乗せる金額を加給される、「一時扶助料」額は遺族が兄弟姉妹のみときは扶助料年額の一年乃至五年分又公務員が在職年數規定に達せず死亡せる場合は死亡前の俸給月額に其の在職年數を乗せる金額とす。

扶助料請求 の爲には請求書、在職中の履歴書、戸籍謄本、現認證明書、事實證明書、症状經過に關する書類、死亡診断書又は死體検案書等を要する第一號表 軍人假定俸給表

階 等	將官及相等官		佐 尉 官 及 相 等 官				
	親 任	一 高 等 官	二 同 等 官	三 同 等 官	四 同 等 官	五 同 等 官	六 同 等 官
假定俸給年額	600、7、100	400、7、100	300、7、100	200、7、100	150、7、100	100、7、100	50、7、100

も、細部に就ては所屬隊又は聯隊區司令部等に就て承知するを可とす。

恩給受給權調査 受給者の身分關係の變動の有無、遺族の員數に就て行ふものである。故に受給者は附表様式の調査票に軍人又は準軍人は戸籍抄本、扶助料受給者は戸籍謄本(成年の子にして不具廢疾の爲生活資料を得る途なき理由にて給與される者は診断書及居住地の市町村長又は之に準ずる者の證明書)を陸軍軍人、同準軍人は昭和の偶數年の一月、同上遺族の受給者は昭和の偶數年の七月、海軍關係の者は昭和の奇數年の一月、同遺族の受給者は昭和の奇數年の七月に内閣恩給局に提出を要する。若し之を怠るときは支給を一時差止められる。

國籍を失ひ、死亡し又は遺族で受給權利を失ひたるものは本人、遺族又は縁故者より届出づること。受給者本籍地又は現住地變更のときは速かに届出づること。受給權調査及扶助料を受くる爲に提出する抄本、謄本及證明書等は提出月又は其の前月現在に於ける受給者の身分關係を明瞭にしたものなるを要す。受給者死亡又は權利を失ひたるとき恩給を受くる順位者なきときは證書を返還すべし。恩給證書又は裁定通知書亡失毀損せるときは其の事由及證據書類を附し内閣恩給局へ再交附申請が出来る。受給者氏名變更のときは恩給證書に戸籍謄本を附し裁定處へ提出すべし。恩給請求書類履歴書は三通其の他は二通を要す。

第四號表

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ任任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス	乙				甲				傷病原因 階 等
	普通公務				職圖又ハ職圖ニ準スヘキ公務				
	第四款	第三款	第二款	第一款	第四款	第三款	第二款	第一款	症狀差等
	一四四	一七三	二二二	二七九	一八〇	二一六	二六四	三四八	一
	一三二	一五九	一九四	二五六	一六五	一九八	二四二	三一九	二
									三
									四
	一一〇	一四四	一七六	二三二	一五〇	一八〇	二二〇	二九〇	五

第三號表

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

號	第四項	第五項	第六項	第七項
	一、〇二四	八〇〇	六四〇	四二八
	七六八	六〇〇	四八〇	三二〇
	六一四	四七〇	三六八	二四六
	五五二	四二三	三三二	二二一
	五〇七	三八八	三〇四	二〇三
	四六〇	三五二	二七六	一八四

同

第二號表

普通公務	乙				甲				傷病原因 階 等
	普通公務				職圖又ハ職圖ニ準スヘキ公務				
	第三項	第二項	第一項	特別項	第七項	第六項	第五項	第四項	第三項
	一、二八〇	一、六〇〇	一、九二〇	一、二八〇	五三四	八〇〇	一、〇〇〇	一、二八〇	一、四〇〇
	一、〇〇八	一、二六〇	一、五八四	一、〇〇〇	四〇〇	六〇〇	七五〇	九六〇	一、一六〇
	八〇三	一、〇〇四	一、二四八	一、〇〇三	三〇七	四六〇	五八七	七六七	一、〇三四
	七三三	九〇三	一、一二四	九〇三	二七六	四一四	五二八	六九〇	一、一七八
	六六三	八二八	一、〇三〇	八二八	二五三	三八〇	四八四	六三三	一、〇三四
	六〇二	七五二	九三六	七五二	二三〇	三四五	四四〇	五七五	一、一七〇

假定俸給年額	階等	
	准士官	下士官
一、二〇〇	一任官	海軍上等兵
八五〇	二等同上	陸軍上等兵
七五〇	三等同上	海軍二等兵
六七五	四等同上	陸軍二等兵
六〇〇	海軍一等兵	海軍三等兵
五〇〇	陸軍一等兵	陸軍二等兵
四九〇	陸軍二等兵	陸軍三等兵
四五〇	陸軍三等兵	陸軍四等兵

第五號表

甲	第壹等差				下士官	兵
	第一目	第二目	第三目	第四目		
第壹等差	六六〇	四九五	三三〇	一六五		
第貳等差	六〇〇	四五〇	三〇〇	一五〇		
第參等差	五二八	三九六	二六四	一三二		
第肆等差	四八〇	三六〇	二四〇	二二〇		

第六號表

階	等	階	第壹等差				下士官	兵
			第一目	第二目	第三目	第四目		
將官	勳任	任	二六〇	二八〇	三〇〇	三二〇		
佐官	勳任	任	二八〇	三〇〇	三二〇	三四〇		
佐官	勳任	任	三〇〇	三二〇	三四〇	三六〇		
佐官	勳任	任	三二〇	三四〇	三六〇	三八〇		
佐官	勳任	任	三四〇	三六〇	三八〇	四〇〇		

第七號表

階	等	階	第壹等差				下士官	兵
			第一目	第二目	第三目	第四目		
將官	勳任	任	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇		
佐官	勳任	任	二〇〇	二二〇	二四〇	二六〇		
佐官	勳任	任	二二〇	二四〇	二六〇	二八〇		
佐官	勳任	任	二四〇	二六〇	二八〇	三〇〇		
佐官	勳任	任	二六〇	二八〇	三〇〇	三二〇		

第八號表

階	等	階	第壹等差				下士官	兵
			第一目	第二目	第三目	第四目		
將官	勳任	任	一〇〇	一二〇	一四〇	一六〇		
佐官	勳任	任	一二〇	一四〇	一六〇	一八〇		
佐官	勳任	任	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇		
佐官	勳任	任	一六〇	一八〇	二〇〇	二二〇		
佐官	勳任	任	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇		

一時恩給請求書
何年何月何日〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩

普通恩給請求書
何年何月何日〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏 名
内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

增加恩給請求書
何年何月何日(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏 名
内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

增加恩給請求書
 何年何月何日(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷
 疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ
 相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書
 何年何月何日(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷
 疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金ヲ給
 付相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

何年何月何日(官職)ヲ退職候ニ付傷病年金ヲ給
 與相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書
 何年何月何日(官職)ヲ退職候處在職中ノ傷疾(疾
 病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金ヲ給付相成度證
 據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

貯金局御中
 何縣何郡何町何番地
 右遺族 何 某

再診査請求書
 何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處
 未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度
 證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

死亡届
 一給與金種類 陸軍恩給
 一證書記號番號 第二……號
 一給與年額 金……圓
 一受給者氏名 何 某
 右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添ヘ此
 段及御届候也
 年 月 日

扶助料請求書
 公務員又ハ
 普通恩給權者 氏 名
 右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度
 證據書類相添ヘ請求候也
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未受領の給
 與金を受領せんとする場合に在りては本屆警宛名の次へ
 左記の通附記すべきものとす。
 追テ未受領ノ給與金ハ〇〇郵便局ニ於テ交付方御取計
 相成度申添候

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名

右者 年 月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住地

年 月 日 氏 名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

(用紙半紙四つ切大又は半切大)

恩給受給權調査票

一 恩給證書記號番號

一 受給者住所氏名

一 受給權調査期日

昭和 年 月

本用紙は郵便局にあり。

恩給法施行前の爲恩給未受領の者

即ち恩給法施行前戦闘又は之に準ずべき公務の爲傷病疾病に罹り死亡し、又は此の種公務の爲増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けた軍人の寡婦、父母、祖父母で軍人死亡當時軍人と同一戸籍内に在りたるも軍人現役中兵籍に登録せざる等の特別事由で扶助料を受ける資格なき者は昭和十三年四月一日より扶助料を給與せられる。但し軍人死亡當時前項の事由以外の事由により

扶助料を受くる資格なきもの又は其の後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料の請求は請求書(昭和十三年法則第六條に依る扶)に在職中の履歴書(本籍地聯隊區司令官作成) 傷病事實を證する軍部の證明(軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若くは之に準ずるものを受けた又は軍人死亡の際により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せず) 現在地の遺族が扶助料を受けあらざる旨の請求者の申立書、軍人死亡時以後請

求者の身分關係を明かにせる戸籍謄本 其の他軍人退職後公傷病の爲死亡當時扶助料受給遺族なき爲請求を爲さざりし者は右の書類の外死亡診斷書を添付し本籍地聯隊區司令官に提出すべし。

轉免役賜金令

本令は昭和十三年七月制定せられ同年四月一日以後轉免役若くは免役と爲りたる者又は死亡したる者に適用せらる。

轉免役賜金を受くる者

陸軍兵(憲兵上等及軍樂上等兵を除く)及海軍兵にして在營期間(應召期間を含む)中に故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして職務に關聯して傷病を受け又は病氣に罹り之が爲陸海軍に於て治療中一種以上の兵役を免ぜられたる者又は死亡したるときは別表の轉免役賜金を給せらる但し一種以上の兵役を免ぜられ引續き陸海軍に於て官費治療を受くる者には治療を受けざるに至りたる時又は死亡したるときに給せらる。幹部候補生、操縦候補生、下士官候補者及志願に依らずして兵より陸軍又は海軍の下士官に任ぜられたる者にして兵に引續き在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中の者も本令を準用せらる。

死亡者に給する賜金

死亡したる兵に給すべき賜金は之を其の遺族に給せらる其の賜金を受くべき遺族の順位は兵の妻子、父、母、祖父、祖母、兄弟及姉妹の順序にして男

は女に、長は幼に先とし死亡當時より引續き之と同一戸籍内に在るものに限る但し兵死亡後に分家したる遺族又は分家したる遺族に伴ひ其の家に入りたる遺族は引續き兵と同一戸籍内に在るものと看做す又兵死亡當時胎兒たる子出生したるときは兵死亡當時之と同一戸籍内に在りたるものと看做す。

遺族なき場合は兵死亡當時實家又は本家に在る實父母、兵の家督相続人、兵死亡當時の戸主の順位に依り遺族に給すべき金額の二分の一を給せらる。

賜金を給せられざる場合

左に掲ぐる場合は賜金は給せられなき。

一 恩給法に依り増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は扶助料を給せらるべきとき

二 在營期間一月未滿に於て發生したる疾病に因り轉免役又は免役と爲りたるとき

三 在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中陸軍刑法

若くは海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ、其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられ又は懲罰に依り免官と爲りたるとき

四 陸軍給與令の規定に依る退營賜金又は海軍給與令の規定に依る傷病手当を受くべき者但し本令賜金額退營賜金又は傷病手当の額より多きときは其の差額を給せらる

遺族の賜金受給權喪失

賜金を受くべき遺族左に掲ぐる場合は之を給せられずして其の次位の遺族に給せらる。

一 死亡したるとき

二 所在不明なるとき

三 同一戸籍内に在らざるに至りたるとき(分家の場合を除く)

四 死刑又は無期若くは六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき

五 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行を終り又は執行に受

くることなきに至る迄なるとき
 手続
 轉免役賜金を受けんとする者は請求書（第一號若しくは第二號様式）を受傷若しくは罹病又は死亡當時の所屬部隊長を経て陸軍大臣に差出さねばならぬ（海軍に在りては海軍大臣宛に當時の所轄長へ）。
 傷痍を受け又は疾病に罹りたる者より請求する場合は在營中の履歴書、受

傷又は罹病證明書及診斷書を添ゆること。
 遺族より請求する場合は在營中の履歴書、受傷又は罹病證明書、死亡診斷書又は死體檢案書（死體を收容し能はざるときは死亡認定の理由を詳記したる死亡事由證明書）及戸籍謄本（本人の死亡事項を記したる）を添ゆること。
 前項の受傷若しくは罹病證明書、死亡事由證明書は所屬部隊長に於て、診斷

書は陸軍病院長に於て調製する。
 賜金請求書提出後に請求者死亡するか所在不明となり又は六年以上の懲役（禁錮）の刑に處せられたるときは賜金受給の順位者より請求書（第三號様式）戸籍謄本及市區町村長の事實證明書（兵の死亡又は本請求者の正當順位者たることを證明し得るもの）を添へ當時の所屬部隊長を経て陸（海）軍大臣に差出すのである。

別表

備考	一級以上ノ兵役ヲ免ゼラレ死亡シタル者ニ付テハ死亡者ニ對スル額ノミヲ給ス	同條第五項症ノ者	同條第七項症ノ者	同令第二十四條ノ第一號一號ノ者	同令第三十一條ノ第一號一號ノ者	同條第三目症又ハ同令第四目症ノ者	死亡者
一、〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇	四五〇〇〇	三〇〇〇〇	一六〇〇〇	六五〇〇〇	二〇〇〇〇	

第一號様式

轉免役賜金請求書
 年 月 日 傷痍（疾病）ニ因リ 役ヲ免ゼラレ

候ニ付轉免役賜金給與相成度請求候也
 轉免役當時ノ官等級
 本籍地

第二號様式

轉免役賜金請求書
 年 月 日 傷痍（疾病）ニ依リ兵役（現役）ヲ免ゼラレ候ニ付昭和十三年勳令第四百九十三號ニ依リ賜金給與相成度證據書類相添へ請求候也
 本籍 元（官）職階 氏 名
 現住所 海軍大臣 爵 氏 名
 轉免役賜金請求書
 官等級 氏 名
 （氏名ニハ片假名ヲ附スルコト）

轉免役賜金請求書
 右 年 月 日 現役中（召集中）（現役ヨリ引續キ官費治療中）死亡致候ニ付昭和十三年勳令第四百九十三號ニ依リ賜金給與相成度證據書類相添へ請求候也
 本籍 元（官）職階 氏 名
 現住所 軍人トノ續柄

轉免役賜金請求書
 右者 年 月 日 現役（召集）中死亡候ニ付轉免役賜金令ニ依リ轉免役賜金給與相成度請求候也
 兵（幹部候補生、下士官等）トノ續柄
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 陸軍大臣 氏 名
 備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

海軍大臣 曾氏 名殿 氏 名

第三號様式 (請求者ノ氏名ニハ片假名ヲ附スルコト)

轉免役賜金請求書

氏 名

右者 年 月 日轉免役賜金令ニ依リ賜金請求中ノ處 年 月 日死亡(同令第八條第一項各號ノ事項)候ニ付轉免役賜金給與相成度請求候也

前請求者トノ續柄

本籍地

現住所

年 月 日

陸軍大臣 氏 名殿 氏 名

備考 一 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

二 前請求者遺族ナルトキハ兵、幹部候補生、下士官等ト本請求者トノ續柄モ亦記載スルヲ要ス

支那事變に係る死没者特別賜金 陸軍軍人、軍屬、屬

既員及工員にして昭和十二年七月七日以後に、(一)戦死又は戦傷の原因にて三年以内に死没せるとき。(二)事變地又は事變地以外の地にて戦傷以外の傷を受け三年以内に死没し又は疾病に罹り、二年以内に死没せるときに其の遺族(妻、子、夫、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹)にして本人死没當時より引續き之と同一戸籍内にある者(本人死没當時胎兒たる子出生したるときは本人死没當時其の戸籍内に在りたるものと認む)に賜はる。遺族なきときは本人死没當時實家(本)に在る實父母、死没者の家督相續人、本人死没當時に於ける戸主の順に特別賜金を給せらる。但し保護賜金令に依る保護賜金一時賜令金に依る一時賜金旅費規則其の他に依る死亡手當を給する事由と同一事由に關しては重複して賜與せられず。賜金を受けんとする遺族は願書に戸籍謄本(死亡事項を記せるもの及出願當時のもの)を添へ死没者所屬部隊の留守部隊長に提出すべし。

様式 (美濃白紙)

特別賜金願書

第何師團何兵何聯隊第何中隊(何々部附)

故陸軍何兵何等兵(軍屬)(囑託員)(工員)

氏 名

右者何年何月何日何地ニ於テ戦死「何々」爲傷

ヲ受ケ(何病ニ罹リ)爲ニ何年何月何日何地何病院ニ於テ死亡「致候間昭和十二年陸軍省告示第三十九號第一條ノ規定ニ依リ特別賜金賜與相成度證據書類相添此段願上候也

本籍 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地

現住地 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地

故名 長男、(父、母)

年 月 日

氏 名

陸軍大臣 宛

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助料 (一)、服役年金(朝鮮軍人にして現役十一年以上の者退職後に) (二)、傷病年金(現役中公傷病の爲不具廢疾となり現役を退きたる者に、但し服役年金と併給せられず)、(三)、恤賑金(現役中公傷、病の爲現役に堪へざる者及現役中死没したる者其の遺族に給せらる)、(四)、葬祭料(賑恤金を給する場合の外に現役中死没者あるとき遺族に)の四種にして服役年金傷病年金は終身其の他は一時金とし扶助金の支給は朝鮮總督之を掌す。憲兵補は之を陸軍軍人と看做し本人及其の遺族に對し恩給を給せらる。

恩給、扶助料受領補人員及金額 (昭十一)

種類	勅 任	妻 任	判 任	兵	補 人員	金 額 (圓)
陸軍軍人	普通恩給 一、〇四〇 增加恩給 七	三二、九〇六 四三七	二九、一五八 一、三二六	三一、六一八 一一、一七二	九三、七二二 一三、九四三	四二、二九〇、八八七 二、六九二、六二六
陸軍軍人	扶助料 四六〇	一一、四六九	一五、四六六	四八、六五三	七六、〇四八	一六、一七七、五六五
海軍軍人	普通恩給 五六〇 增加恩給 二	七、七二九 六三	五八、八六八 四〇九	九、九三八 八九五	七七、〇九五 一、三六九	二八、七六五、七二五 三二四、一〇三
海軍軍人	扶助料 二四〇	三三、三七一	一〇、七一九	五、〇五七	一九、三八七	四、七四四、一三三

軍事扶助法

現役兵の入營、下士官兵の應召傷病死亡、傷病兵の死亡の爲に生活に困難なる家族若くは遺族を扶助する法令で

大正七年一月一日より施行せらる。 救護の種類 生活扶助、醫療、助産及生業扶助にして救護の程度及方法に關し必要なる事項は地方長官に於て定む但し救護は生活に必要な限度を越ゆることを得ない。

生活扶助 生活扶助は金銭又は物品を給與せらる、居宅扶助(扶助を受ける者の居宅に於て行ふ扶助以下同じ)の場合に於て生活扶助の爲支出する費用は一人一日三十五錢以内である一世帯に於て扶助を受ける者二人以上あるときは前記金額を減額することを得。 醫療及生業扶助 醫療及生業扶助の爲支出する費用の限度は地方長官の定むる所に依る。

助産 居宅扶助の場合に於て助産の爲支出する費用は十二圓以内である。

埋葬 救護を受ける者死亡したる場合は埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給せらる埋葬を行ふ者なきときは地方長官に於て埋葬する。埋葬の爲支出する費用は十二圓以内である。

災害に因り必要な場合は地方長官は一世帯總額三十圓を限り金銭又は物品を臨時に給與することを得。

扶助繼續期間 (一)下士官兵の家族に對する扶助は必要ある場合は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除後より二十日以内(二)下士官兵又は傷病兵の死亡後より三月内繼續することを得此の場合扶助を受ける者に對しては其の間下士官兵又は傷病兵の遺族としての扶助を爲さず(三)下士官兵の傷病兵となりたる後より三月内此の場合扶助を受ける者に對しては其の間傷病兵の家族としての扶助は行はれず。

扶助の停止又は廢止 (一)下士官兵にして逃亡し又は陸軍教化隊に收容せられたる者に付ては其の逃亡又は收容の間其の家族に對し扶助を爲さず(二)

軍事扶助數目

軍事扶助者別 (昭和十年度)

年別	總人員	總金額
昭元	三三、五八五	一、一五〇、五六〇
昭三	五一、八五六	一、五八六、七八九
昭十一	一一、五三三	二、八九七、六六五

傷病兵(家族ある者) (含まず)	傷病兵及其の家族	下士官兵の家族	傷病兵の遺族	下士官兵の遺族
一六八	六、三二七	一〇二、九五二	九五一	一、一三五
一四、五五七	二二四、七二二	二、五七〇、九三六	四〇、八八一	四六、五六九

を爲さず。 手續 扶助を受けんとする者又は其の住所の市區町村長より其の地方長官に申請する。

軍事扶助種類別 (括弧内は二種以上の扶助)

生活扶助(現金給與)	醫療救護	其他
一一一、四二二	(一、二五二)一〇二	(四四三)九
二、八二五、一九〇	六八、二〇八	四、三四八

入營者職業保障法

雇傭者の職務 雇傭者は入營を命ぜられたる被傭者を解雇したるとき又は

傷病兵六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者並に其の家族及遺族に對し扶助を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者なる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の間其の傷病兵及下士官兵又は傷病兵の家族に對し救護を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵の家族又は遺族が六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者に對し扶助を爲さず六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の間扶助を爲さず(四)下士官兵又は傷病兵にして怠惰又は素行不良なる者に付ては其の傷病兵並に其の下士官兵又は傷病兵の家族及遺族に對し情狀に因り扶助を爲さず又は扶助の程度を減少することあり、家族又は遺族にして怠惰又は素行不良なる者に對しても同様である(五)傷病兵にして日本の國籍を失ひたる者に對しては扶助

被傭者の入營中雇傭期間の満了したるときは其の者が退營(入營の際身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む)したる日より三月以内に更に之を雇傭するを要す其の場合に於て之に與ふべき勞務及給與は少くとも其の者の入營直前の勞務及給與と同等の者なるを要す但し被傭者が疾病又は傷病に因り入營直前の勞務に堪へざるとき其の他止むを得ざる事由あるときは之と異なる勞務及給與を與ふることを妨ぐ以上の規定は入營を命ぜられたる被雇傭者が解傭せられざる場合に於ける退營後の復職及取扱に付之を準用する又此の規定は雇傭者が常時三十人以上の被傭者を使用する場合に之を適用する。 解雇 左の各號の一に該當する場合に雇傭するの義務なし。 一 被傭者が入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を越ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき 二 被傭者が退營したる通知を爲さず

又は雇傭者より勞務に就くべき旨を指定したる日より故なく二十日以内に勞務に就かざるとき

三 被傭者が疾病又は傷疾に因り勞務に堪へざるとき

四 被傭者が著しく其の職務を怠りたるるとき

五 被傭者に著しき不良行爲ありたるるとき

六 雇傭の目的たる事業の廢止、終了又は著しき整理縮少其の他に準ずる事由あるとき

職業紹介の取組 職業紹介事業を行ふ行政廳は退營者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるものの職業紹介に付ては被傭者を求めんとする者に對し其の被傭者たるに適すと認むる退營者を優先して雇傭することを懲懲することを得但し退營者が退營したる日より三月を経過したる場合には適用せず。

入營者職業保障法 施行規則

被傭者より通知を要する場合

(一) 遲滞なく書面を以て雇傭者に通知するを要する場合(イ)入營すべき期日及部隊定まりたる時(ロ)入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を越ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき(ハ)傷疾疾病其の他の事由に因り退營後再び雇傭せらるること又は復職することを希望せざるとき

(二) 退營豫定期日前三月より退營後二十日以内に書面を以て雇傭者に通知するを要する事項(イ)退營豫定期日又は退營したる日(ロ)退營後再び勞務に就き得べき豫定期日(ハ)退營後の受信場所(ニ)以上の事項通知後に退營豫定期日其の他の期日場所を變更したるとき

(三) 雇傭者より勞務に就くべき旨を指定せられたる日より二十日以内に勞務に就くこと能はざる下記の場合は速に其の事由の要旨を書面を以て雇傭者に通知するを要す(イ)疾病に罹り又は傷疾を受けたるとき(ロ)直系尊屬、妻又は直系尊屬が死亡したるとき又は重態なるとき(ハ)本人と同一戸籍又は同一世帯内に在る者死亡し他に後始末を爲す者なきとき又は重態にして他に看護を爲す者なきとき(ニ)本人の住家の火災、流失又は倒壊其の他重大なる災害を蒙り他に後始末を爲す者なきとき(ホ)其の他前號に準ずる止むを得ざる事由あるとき

雇傭者の爲すべき事項

(一) 雇傭者は被傭者より前項の通知を受けたるときは遲滞なく書面を以て被傭者に(イ)再び勞務に就かしめ得る期日(ロ)入營直前の勞務又は給與と異なる勞務又は給與を與ふる場合に於ては其の事項(ハ)其の他必要と認むる事項を通知するを要する。

(二) 雇傭者は入營者職業保障法の規定に因り被傭者を解雇したるとき又は

被傭者を再雇傭若くは復職せしめ得ざるときは遲滞なく其の事由の要旨を書面を以て被傭者に通知するを要す。

(三) 雇傭者は被傭者にして入營を命ぜられたる者あるときは其の氏名、住所、勞務及給料及雇傭者より被傭者に對し前項の規定に因り通知したる事項を地方長官に對し遲滞なく其の事項を書面を以て届出でねばならん。

恩給金庫法

恩給金庫法は昭和十三年法律第五十七號を以て制定せられた法人であつて資本金(三千萬圓)は政府と民間の共同出資に依り其の事業は内閣總理大臣及大藏大臣の監督を受け關係官廳と連絡して最も公正に行はるる非營利の公益的事業である要するに受恩給者を保護し福利の増進を図り、社會に貢獻するを目的とす。

恩給金庫の仕事 (一) 恩給、扶助料又は勤年金を擔保とする貸付、(二) 恩給及年金を本人に代りて受領し並に

受領したる金錢の寄託、(三) 恩給年金扶助料に就ての相談。

貸付

一 恩給、扶助料(恩給法以外の法令に依る恩給扶助料、例へば宮内省、府縣市町村等の恩給扶助料、官業共濟組合の年金を含む)勤年金を擔保に、給與年額の五分以内、一萬圓迄の範圍にて年利六分の現價計算の金額とす。

現價計算とは貸付後、支給期毎に金庫が給與金を受取り其の中から貸付後支給期迄の経過月に對する利子を差引き残額を元金の返済に充て漸次斯くして契約の年限が來れば元利共完済となる如く豫め計算した金額を貸付元金とする方法である、従つて利子は天引にせず。

二 恩給、扶助料等の請求中で、其の證書未だ下附せられざる以前に於ても 給與せられること確實なる場合(最終經由廳の推定額證明を要す)は證書下附後に貸付得る金額の二分の一の範圍内に貸付る。

一の範圍内を貸付る。

三 一分以内の給與金を擔保に短期の小額貸付をも爲す、此の場合の利子は百圓に付日歩一錢七厘である。

申込其の他

借入申込の用紙は本店、支店又は出張所に準備しあり。申込は直接か又は手紙にても可なり、代人は親族の者に限り取扱ふ。

申込に要する書類

一 恩給、扶助料又は年金證書
生命保險證書に限り副擔保の取扱を爲す、其の希望者は該證書を出すこと但し契約後普通生命保險は一年、簡易生命保險は一年六月を経過せしものに限る。

二 借入申込書
用紙は本支店、出張所に準備しあり。

三 扶助料の場合は申込前一月以内に作成したる戸籍謄本(扶助料以外の場合に於ても成るべく戸籍の抄本又

は原本)

四 申込前二十日以内に作成された本人の印鑑証明書(保険を副擔保とする場合は保険會社一箇につき一枚宛)。

五 申込者が妻又は遺棄治産者のときは戸籍謄本と夫又は補佐人の同意書。

未成年者又は禁治産のときは戸籍謄本と母が親權を行ふ場合及後見人の場合は、裁判所の親族會議招集決定謄本と親族會の同意書。

六 支給應の支給状態證明書又は回答書。

七 書面を以て申込の場合は、醫師の診断書と戸籍謄本、親族を代人とする場合は委任状。

所在地

恩給金庫(本店) 東京市京橋區新川一丁目五番地(市電新川一丁目停留所前)
電話京橋三八〇一、三八〇二

同 支 店

大阪支店	大阪市東區南玉造町七
名古屋支店	名古屋市東區新榮町陸田ビル内
廣島支店	廣島市袋町明治生命ビル内
福岡支店	福岡市下土居町博多ビル内
仙臺支店	仙臺市國分町富國館
京城支店	京城府竹添町一丁目九〇
臺北支店	臺北市明石町二丁目一
大連支店	大連市西公園一七九
同 出張所	
四谷出張所	東東京市四谷區傳馬町二丁目二六
横濱出張所	横濱市中區本町通五丁目日本町ビル内
金澤出張所	金澤市尾張町石黒ビル内
小倉出張所	小倉市大字大坂町八

丁目一〇四
鹿兒島出張所 鹿兒島市金生町九
小樽出張所 小樽市色内町七丁目
一 拓殖銀行ビル内
臺南出張所 臺南市清水町三丁目

傷兵慰ひの家開く

東京府下北多摩郡清瀬村の秀麗の地五萬五千餘坪に建築中であつた傷痍軍人東京療養所は此の程竣工し十月八日開所式を挙げた。同療養所は百九十三棟から成り千名の患者を收容し得る大規模なもので敷地の整地は府下中等學校生徒、男女青年團、在郷軍人分會其の他の團體四千九百餘名の勤勞奉仕によつて行はれ約一年の歳月を費して竣工目下四百餘名の白衣勇士が入所してゐる。

特許パイプ巻ドラム罐



古き歴史と斬新な技術

中村ドラム罐工業株式会社

東京市瀧野川區西ヶ原一三六八番地

陸軍航空本廠指定工場

電話

駒込(82) 二〇四四
王子 二八二一
三三三三 八七五五
三三三三 二八二一
三三三三 八七五五
三三三三 二八二一
三三三三 八七五五

專賣特許第一〇六〇一二號

實用新案登録第一七二〇四〇號
二〇一六八七號

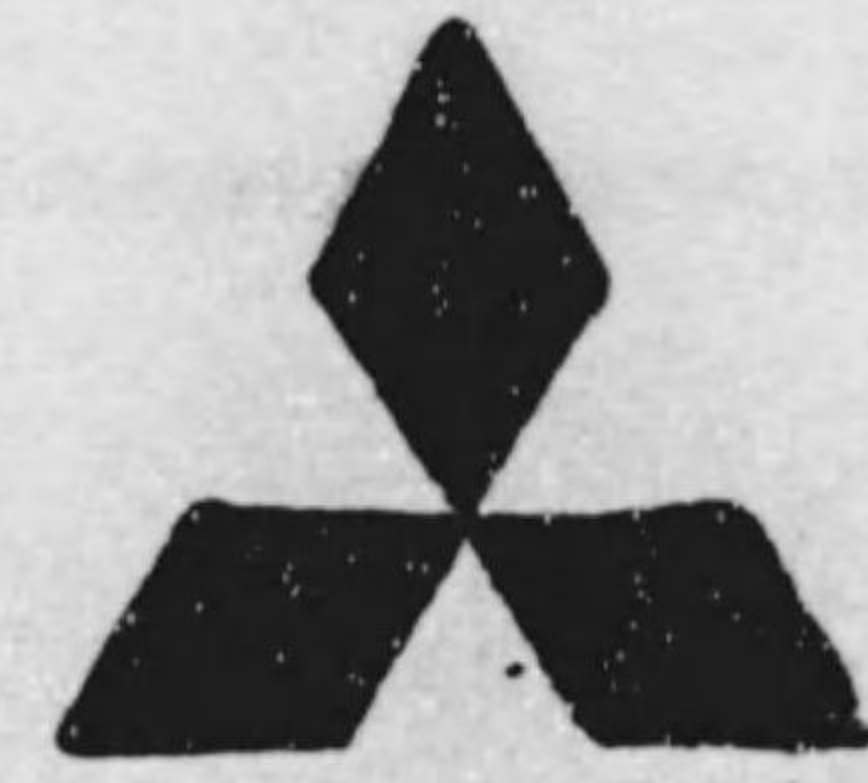
營業品目

ガソリン、アルコール、香料用、グリセリン
エーテル、ペンゾール用、亜鉛引及錫引各種
ドラム罐、苛性、硫化曹達用アスファルト及
ベイント用、其他化學工業藥品用各種ドラム
罐

トドラム罐の一大權威

資本金 壹 億 圓
諸積立金 六千八百二十拾萬圓

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地



株式會社

三菱銀行

支店出張所

海外	上海、大連、倫敦、紐育	各地	熱田、小樽	神戶、三宮、中之島、船場、大坂南	大阪、梅田、中之島、船場、大坂南	東京市內	永代橋、丸之內、丸之內第二、日本橋、品川、大森、駒込、日本橋通町、神田、大森、虎之門、京橋、築地、澁谷、蒲田
			東京市內	永代橋、丸之內、丸之內第二、日本橋、品川、大森、駒込、日本橋通町、神田、大森、虎之門、京橋、築地、澁谷、蒲田			

機闘戦式五九

(軍陸)

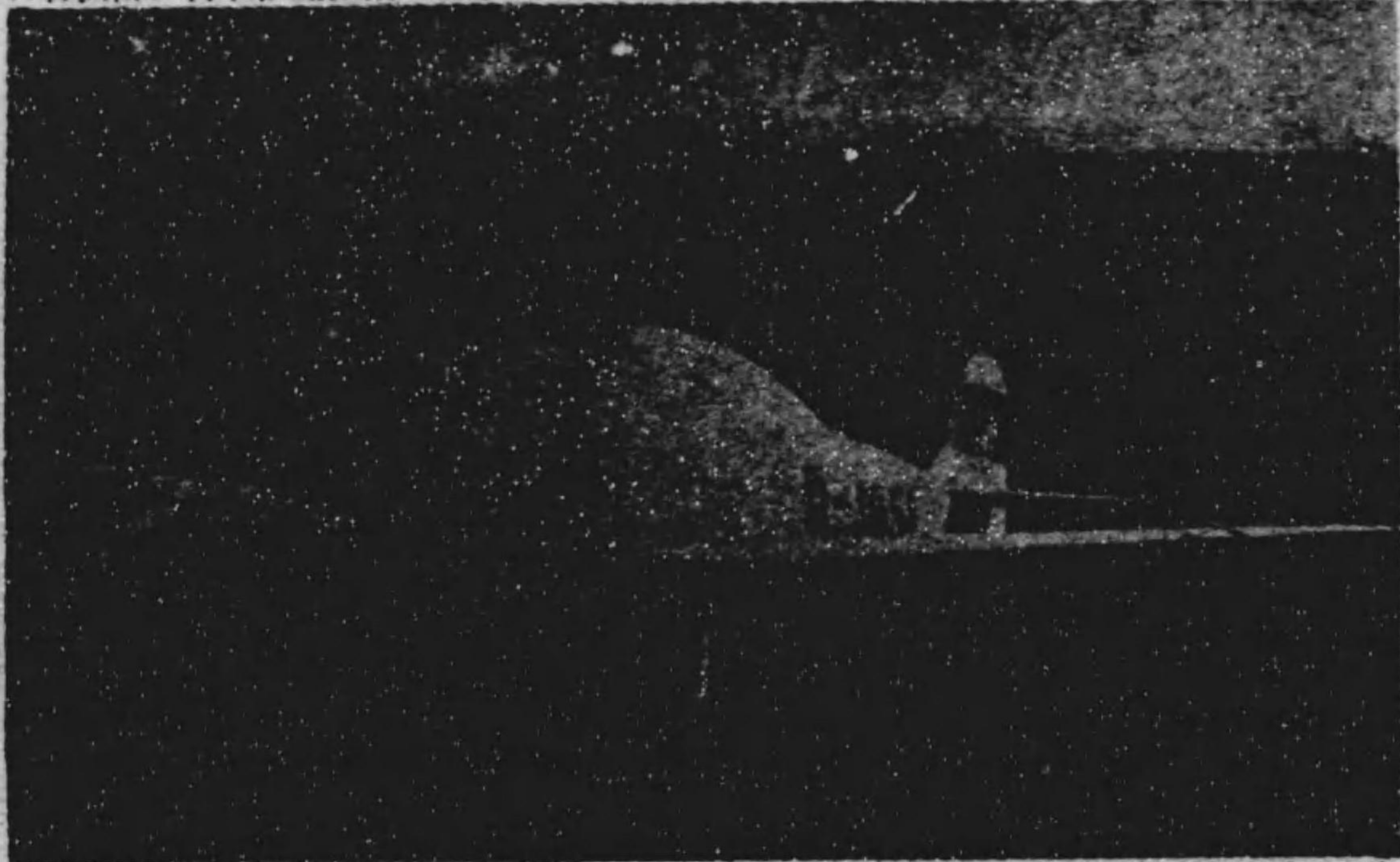


るす躍活に場戦今

機鋭新の陸



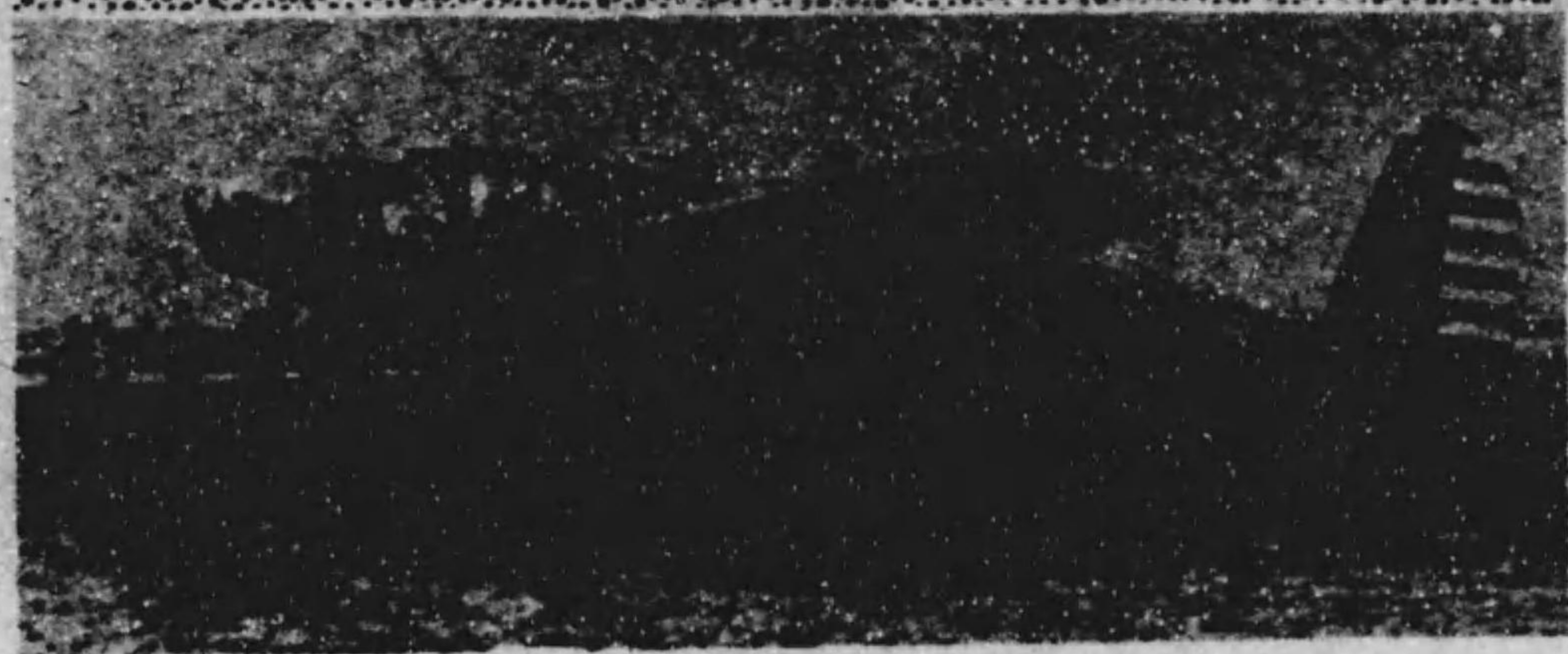
機闘型二一一EH逸獨



機重型〇七六〇ンロードーコ國併



機重機型七一B軍海國米



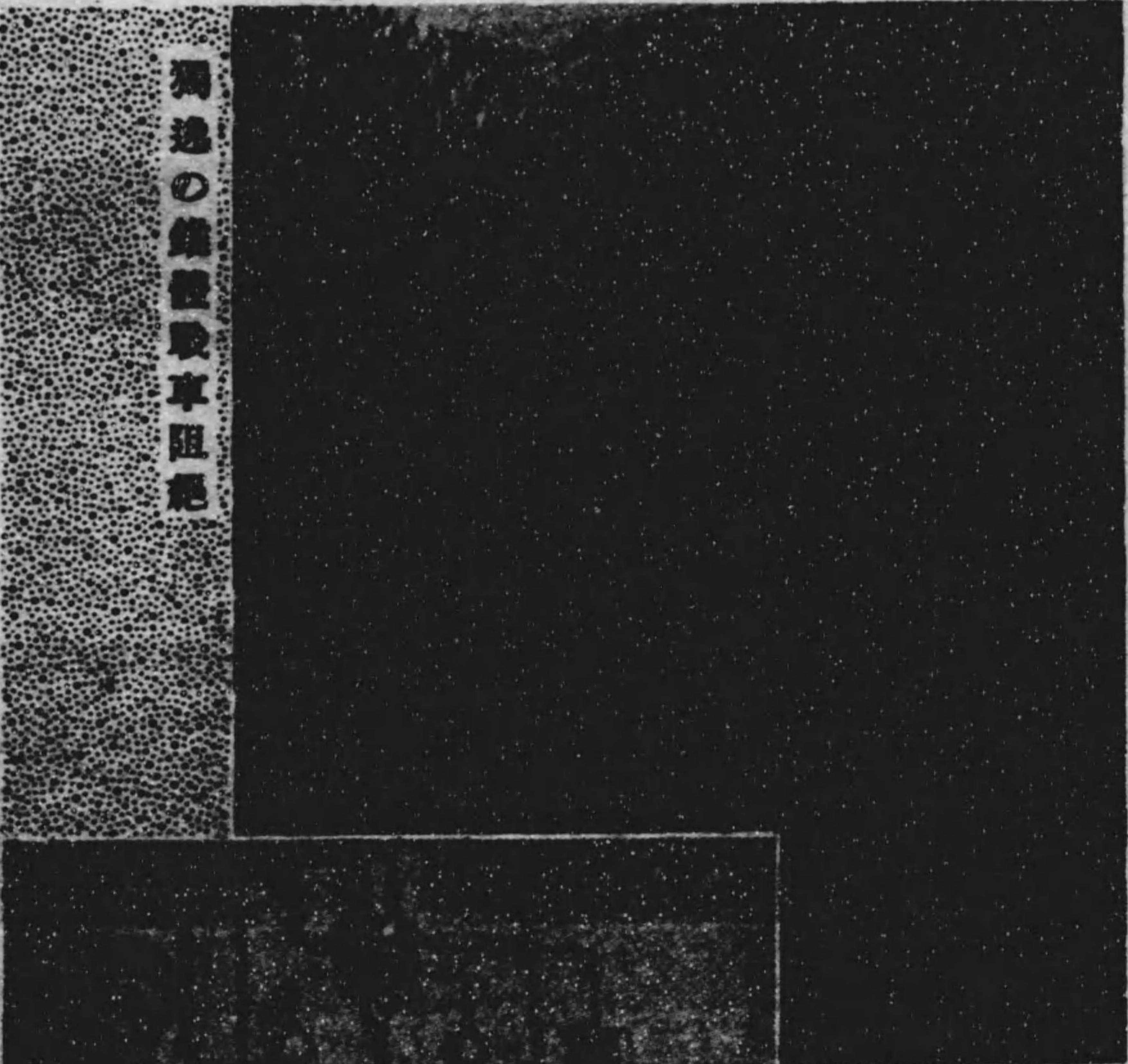
機闘取上艦



艦荒の海の行軍爆慶重
(日九十二月九年四十)



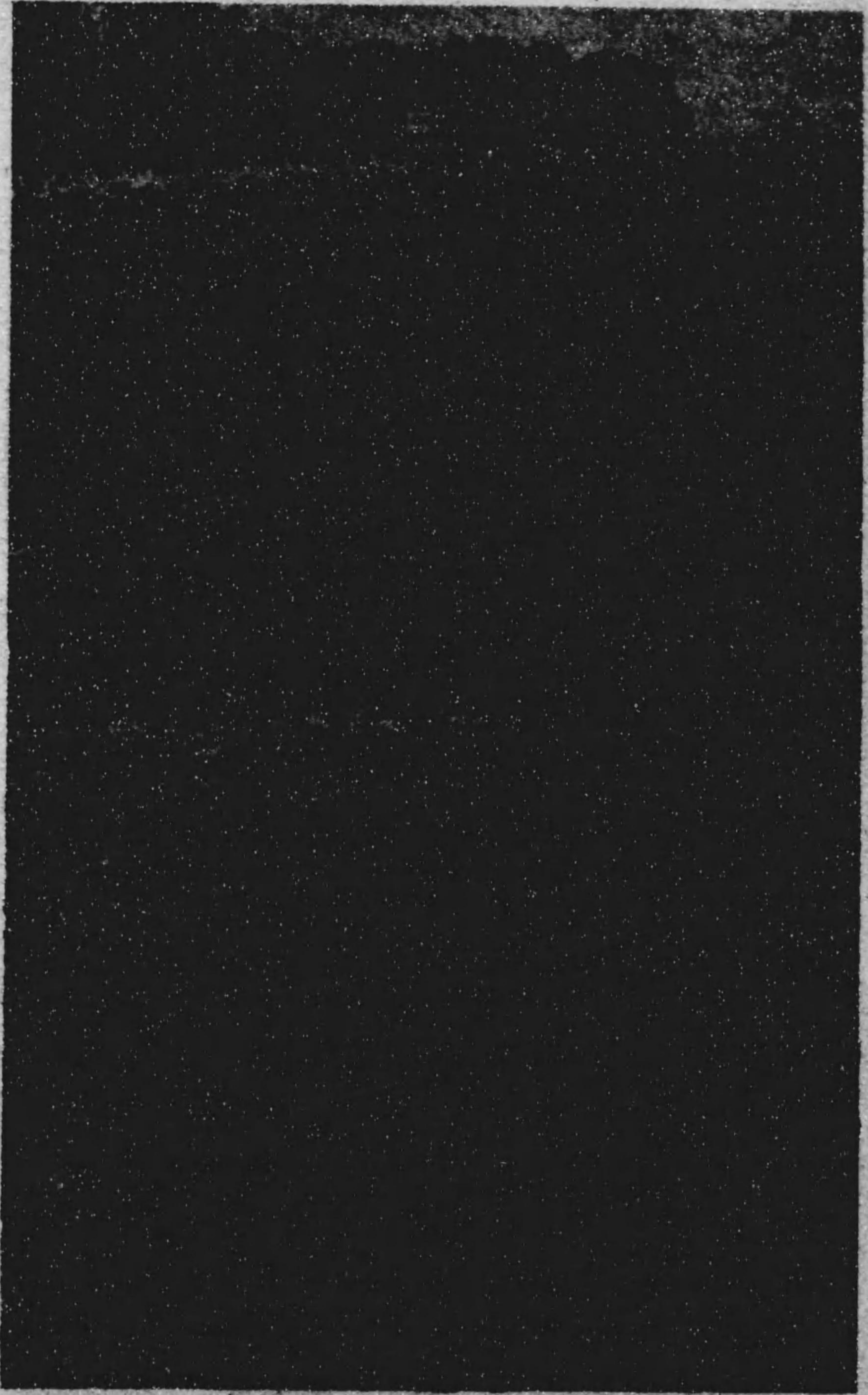
獨逸の鐵道車阻絶



ジークフリート線
要塞地下の兵の居室



獨逸國境要塞ジークフリート線(獨)の要塞工事跡



陣空防クーパドイハ市ンドンロ



網球氣るへ備に機行飛連獨の外郊ンドンロ



(佛) 線ノヂマ塞要の境國佛獨



(上以米十三下地) 道下地線ノヂマ



ソニー株式会社 (Sony Corporation) 東京

告 廣

さくらフィルム

御信頼に酬ゆる最良の品質

経験と、設備と、資
材との優れたたるト
リオに依る最良の
品質、加ふるに科學
者の良心を以てお
勤めの出来る日本
の代表的フィルム

東京室町三丁目 小西六 大阪・福岡・京城・大連

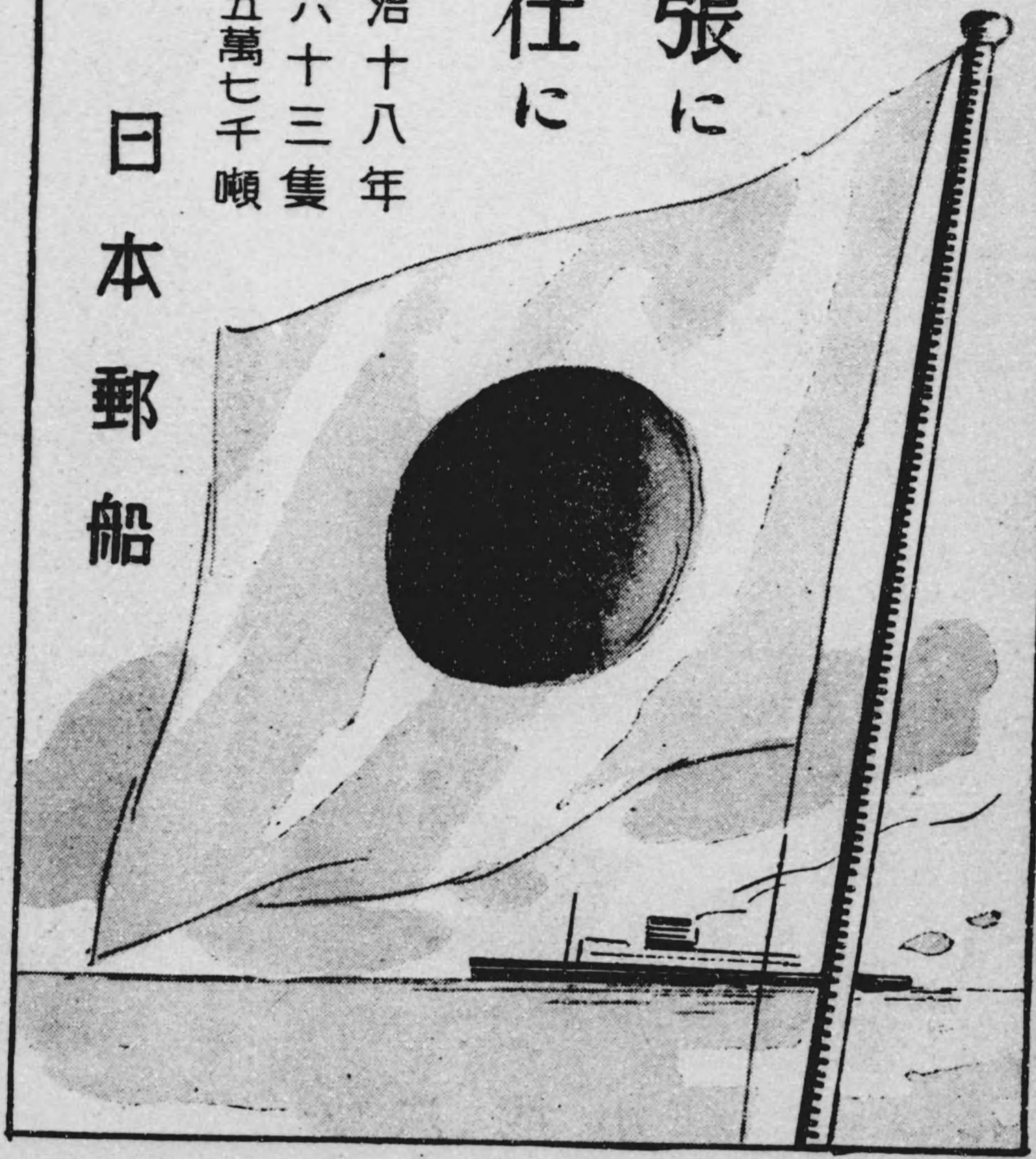
海運報國

航權の擴張に

戦時の奉仕に

創立	明治十八年
所有船	百六十三隻
總噸數	百五萬七千噸

日本郵船



航

空

近代戦に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直ちに以て戦争の運命を左右するばかりでなく、之が暗黙の脅威は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとしてゐる一九三五年春獨逸の空軍再建の爆弾的宣言、英佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の増強、ソ聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用等々、今や世界を擧げて空軍軍備競争時代を出現したるの觀がある。

此の時に方り翻つて我が國の現勢を見るに昭和十年度に航空及防空一部の増強を策せられたとは謂ひ乍ら、尙甚だ貧弱にして到底列強に比肩し難いことは遺憾であつて、之が充實は現下の急務である。

而して本件は單に飛行機数のみなら

ず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設くること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及従業員を養成することが必要であつて、此等は現状若くは近き將來を基調とすることなく、須く遠き將來を目標として出發するにあらざれば、將來永く歐米の後塵を拜するの域を脱すること不可能と謂ふべく、又此等の措置を講じ置くことが一面軍備の經濟的維持上極めて有利とせらるるのである。

將來戦に於ける航空兵

力の重要性

世界大戦を契機として航空機の發達は異常なるものあり、列國が戦後競う

て其の發達を圍り其の數及威力を増加して空中勢力の充實に努めてゐることは既に周知の事實であるが、近時其の技術と用法の進歩が航空隊をして其の獨自の威力を以て敵國深く重大な役割を演ぜしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戦が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戦争の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

而して、航空隊の戰鬥力には機械力の交感を多分に加味さるべきこと、竝に地上兵力の場合と異り其の全兵力を一方面に集中すること極めて容易であるから航空兵力に關する限り質に於ても、數に於ても、常に十分の勝算ある整備充實を必要とすること議論の餘地無

き所である。特に滿ソ國境を環る危大なるソ空軍の威嚇的配置の事實に對する在滿航空兵備の増強と、米國空軍の世界第一位を目標とする大擴張計劃に對する空軍兵備の充實とは、共に喫緊の要事である。

列強軍事航空の擴張

歐洲大戰後飛行機に對する一般趨勢は、大型、高速度、大航続距離機發達し來れる一方に於て、近時國際情勢惡化に伴ひ益々強大なる空軍の必要を感じ、激烈なる空軍擴張競争を現出するに至れり。

英國 一九三一年に於ける英國の航空兵力は七二中隊(本國四九、海外二三)第一線機約八〇〇機にして三三年に於ては僅かに増大して八八中隊(本國六四、海外二四)の兵力を保有しありしが、一九三三年十月突如獨逸が國際聯盟及軍縮會議を脱退するや英國官民の輿論は俄かに空軍擴張の急務を唱導し、翌三四年七月政府は空軍擴張五

箇年計畫を議會に提出し之が通過を見たり。其の内容は自國空軍をして隣接諸國中の最強空軍と同勢力たらしめんが爲、一九三九年四月迄に四一中隊を増設するにあり。

一九三四年十月頃に於ける情勢は獨逸の軍備確認せらるるに至りたる結果、倫敦及工業都市、港灣の空襲の危険に暴露せらるるに至りしかば再び英國政府は曩の五箇年計畫を促進することにし既設計畫四一中隊擴張の中二五中隊を爾後二年間を以て完成せんとするに至れり。此等の増設計畫に依れば三八年迄に正規軍第一線兵力として約一、三三〇機(正規軍に屬せざるもの一三〇機)を整備せんとする豫定なりき。一九三五年三月果然獨逸再軍備を宣言空軍の再建に着手するや、英國に異狀なる衝動を與へ、空軍の大擴張の氣運を促進せり。即ち同年五月政府は第二次空軍の大擴張計畫を發表し、一九三七年迄に本國空軍第一線機一、五〇〇機の整備を實現せんとするに至れり。

然るに三五年八月伊太利、エチオピア間の紛争に際し英國の威嚇は益々脅かされるに至りしを以て三六年三月政府空軍の擴張計畫を立て空軍は三九年三月迄に本國及海外空軍を合し一八中隊の増設を行はんとするにあり、従つて三七年三月末迄に第一線飛行機は一、七五〇機に整備せらるることとなり。

獨逸の提攜強化等に刺戟せられ一九三七年二月、五箇年大國防計畫を樹立し空軍豫算は危大なる額に上り、空軍第一主義に邁進しつありて今年度の空軍費二億二千萬(三十七億圓)を計上し、現在の空軍二、〇〇〇の第一線機と略同数の第二線機にして、從來の豫定に依れば一九四〇年三月迄に本國空軍及海外空軍を合して第一線機合計三、三七〇機及略同数の第二線機を整備せんとしつあり。

佛國 一九一九年復員に際し百二十七中隊に縮小せる佛國は、獨逸の勃興、英國大陸分離政策等に刺戟せられ一九

二四年其の陸軍は、五ヶ年間に二百八中隊、海軍は十六ヶ年間に二百五十八中隊増強案に着手せり。然るに國內經濟等の關係により質的内容更新に重點を置き、従つて部隊擴張は計畫通實行するに至らず、一九二八年に至りて陸海合計十數中隊を増加したるに過ぎず。一九三四年六月器材更新三箇年計畫更に一九三六年七月器材更新計畫を策定し辛うじて之が實施に努めたり。然るに伊エ開戦次でスペイン動亂の勃發するありて情勢益々切迫するに及び佛國は陸、海、空軍の急速なる擴充の要あるを痛感し、軍備の強化就中空軍の擴充を實施するに至り、一九三八年に於ては二二八中隊、第一線約二、〇〇〇機の整備を完成し更に最近に至り一九四〇年春迄に第一線二、六五〇機と豫備機を合し計四、七〇〇機の整備を畫策せり。

獨逸の再軍備、英、佛空軍擴張に刺戟せられ、三四年に至り六ヶ年計畫を策定し、三五年には一二二中隊、第一線機一、二五〇に及びたるも其の實行途中伊エ紛争事件起り、約五百機を出動せしめ之に依り舊式器材更新部隊の補填増設等急速に斷行され、三七年一月一五〇中隊、第一線機一、五〇〇機の整備を完了せり。更に三八年一月には約二〇〇中隊、第一線機約二、〇〇〇機、第二線機一、

〇〇〇機を保有するに至れり。一九三六年の計畫に依れば伊太利空軍兵力は一九四一年迄に三〇〇中隊、第一線機三、〇〇〇機を整備せんとする豫定なり。獨逸 大戰の結果航空器材の殆ど大部を廢棄し、約二百機を存するに過ぎざりしが、一九二六年民間航空に對する制限撤廢せらるるに及び航空事業著しく進展し、三十三年ナチス政權の確立するや、戰時空軍轉用を目的とし民間飛行は一段の飛躍を遂げたり。然るに獨逸は一九三五年三月平和條約軍事條項を一方的に廢棄し、空軍再建を宣言し三十五年六月迄に爆撃機三十六中隊を編制して千四百機を有し三十六年に至り本格的擴張に移り、翌三十七年に約百四十中隊二千八百乃至三千機となり、特に其の質的及裝備等は最も優秀なるものと認めらる。一九三八年末の獨逸空軍兵力は第一線機約三、五〇〇機、第二線機約一、五〇〇機にして將來第一線機は六、〇〇〇機に達すべし。

米國 刺戟の勢かりし軍事航空は國內情勢の爲擴張意の如く行はれず、之に反し民間航空は偉大なる進展を遂げたり。一九二〇年六月國防法を制定し平時最大兵力航空部隊は、將校千五百十四名、下士官兵一萬六千名に決定し、二十四年末戦列飛行中隊本國二十四中隊、海外十一中隊其の他非戦列中隊十九中隊、外に飛行船五中隊、飛行機千三百六十四機となる。

二十六年發布の陸軍航空法によれば十年後には平時飛行機二千五百、飛行隊九十六中隊、飛行船隊十中隊を編成せんとし二十七年一月より之が増設に著手し、三十二年の第一次計畫五ヶ年末に飛行機千六百七十一機となり、海軍航空隊亦二十三年より五ヶ年計畫に著手し三十二年には其の機數千に達す然るに米國は更に三十五年の議會に於て三ヶ年内に二千三百二十機に増加するの案を得て三十六年より實施し三十九年二月更に國防二ヶ年計畫を發表し其の内航空隊の飛行機を五千五百臺に

増加する爲三億ドルを支出する件を可決した。

ソ聯 一九二〇年ソ聯は二百機内外の舊式機を有するに過ぎざりしが、二十二年以後國策遂行上空軍を獨立せしめ二十四年列國の援助により三百機を以て四十五中隊、二十七年には九十七中隊約七百機となる。一九二七年一般的の第一次五ヶ年計畫に伴ひ、二十八年より大空軍建設に著手し、途中滿洲事變に刺戟せられ豫定計畫に比し概ね一年半を短縮して、三十二年四月に二百二十中隊約二千二百機に達し三十三年初頭一部の空軍を極東に移駐して其の補填を行ひ同年末には其の機數約二千八百機に達す。斯くて第二回五ヶ年計畫に入り三十五年二月には三千五百機三百六十二中隊を整備せり。然して航空機工業の勃興、人員養成機關完備等の外、爲政者は益々國防力強化に努力しあるを以て其の後の擴充止まず。現在に於ては所有機五乃至六千其の内約千五百乃至千八百を極東方面に使用

し、外蒙、新疆を合すれば約二千機を算す。

列國の民間航空

非軍事航空 從來、非軍事航空全聯合統一部なる名稱の下に國防労働會議の隸下にあつた非軍事航空中央統轄機關は、一九三二年非軍事航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員に直隸するに至つた。而も目下の非軍事航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。従つて蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總て國營にして、國防上の考慮を第一義として企業運營を實施しあり。航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を拂ふてゐる。

非軍用機 現在所有する非軍用機の數は明確ならざるも、少くも三千五百機以上(オソアピアヒム所屬を含む)に上るべく、其の一九三四-三五年年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。而して其

第二次五年計畫に於ける航空路擴張

年次	區分	航空路延長(軒)
一九三三	一	四五、三〇〇
一九三五	一	六三、四〇〇
一九三六	一	七九、三〇〇
一九三七	一	八五、〇〇〇

備考 本表は蘇側發表に依る。

計畫は左の通である。

國土の關係よりする需要の度並に老なる第二次五ヶ年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。定期航空 蘇聯邦は、數次に互る五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されてゐるものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し且其間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の究中輸送に遺憾なからしめてゐる。

最近に於ける産業飛行機の業績表

年次	區分	航空中寫眞量(平方軒)	管林業害虫除(ヘクター)	マラリヤ蚊驅除(千ヘクター)	播種(千ヘクター)	森林調査(百萬ヘクター)
一九三三	一	一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一
一九三五	一	一九〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	一
一九三五	一	五六六、〇〇〇	二、四三五	一一八	三五	一

寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大な効果を擧げつつあることである。

航空事業發達普及の爲國防飛行化學協會が大なる貢獻を爲してゐることは周知の事實であるが其の状況は列國軍備の概観に詳述す。

米 國

民用航空

1 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警備並に天災に際し使用するもの等がある。

2 民用航空は頗る盛んにして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ばざることが遠いことを示してゐる。

一九三七年四月に於ける飛行機數は約九千三百機、操縦士約一萬六千で、公認飛行學校も二十七に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七千人は優秀者にして戰時

直ちに空中戰士として役立ち得ること

は特に注目すべき點である。

航空路(定期)其の他に關する二、三の統計を示せば左の如くである。

イ 航空路(一九三六年末調)

國內 二八、八七四哩

國外 三二、六五八哩

空中輸送(一九三六年末調)

飛行 六三、七七一哩 九、三三六哩

陸軍飛行場 六一

海軍飛行場 二六

民用飛行場 二、二五五

郵便 一七、七〇六、二五封度 六七、八三三封度

貨物 六、九六、七七封度 一、五二、三三三封度

Table with 5 columns: Year (1933-1936), Domestic Civil Aircraft, and details for each year.

Table with 4 columns: Year (1933-1935), Military Aircraft, and details for each year.

英 國

民用航空

空軍擴張を緊要とする一方經費の點より平時に於ける民用航空事業を奨励發達せしめ、以て戰時總豫備たらしむべく企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して

る次第であるが、一九三七年度の民間航空補助費は二、三一五、〇〇〇磅で前年に比し一、五五五、〇〇〇磅の増額である。一九二九年四月より帝國航空

會社(イムピリアル、エア・ウエス)を創設し、小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。政府は一九二九年から一九三九年迄年々補助金を交付してゐたが一九三七年に補助金交付協定を更新して一九三八年より向ふ十五年間多額の補助金を交付することになつた。

3 航空輸送の國外進出 最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目

覺ましいものがある。又一九二九年

四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海 東京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし

外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる

又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋橫斷定期郵便飛行を開始してゐるが、一九三七年四月には該航空路を香港迄延長して在支米

航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し世界の注目を集めてゐる。

4 最近飛行機製作

米國の飛行機工業は大規模に發達し近年に於ける業績は左の如き數字を示してゐる。

而して一九三五年來商業機數五八九

機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。

又延長航空路は帝國航空會社用のものは三萬五千軒、計畫完成の上は六萬七千軒となるべく(勿論之には加奈陀

新西蘭濠洲は含んでおらぬ)尙本土内航空路は別に八千軒の定期航空を實施してゐる。

其の他昨年二月民間操縦者を以て結成せられたる操縦者聯盟が創立せられたのであるが、之には多數の青年加入しありて將來政府の補助後援を得るに至るべく、非常の際には軍事上大なる役割を果し得るものと見られてゐる。

尙香港線は一昨年十月米國の太平洋航空路と香港に於て連絡し、且中國航空公司の香港乗入を許可し倫敦上海を連絡するに至つた。政府の補助會社は民間機の製作並に運轉事業援助の爲、一昨年より十五箇年間に百五十萬磅を支出するに決し、且帝國航空會社に對しては二百萬磅を補助してゐる模様である。海外定期航空の擴張 英國は一、九二七年度に於ては、空軍の大擴張と共に

に民間航空の大きな助成を企圖し、豫算總計二百四十九萬磅を計上した。これは前年度豫算九十萬八千磅に比し實に百五十九萬一千磅の増額である。而して海外定期航空に關しては、五月末白書を以て大要左の如き擴張計畫を發表し、著々として之が實現に努力してゐる。

イ 一九三七年末迄に南阿、印度、馬來方面への航空郵便料金の値下げを斷行し、且飛行回数を増加して一箇年間の輸送量を一、二五〇噸(約一億通)以上とする。

ロ 左の通飛行回数増加を圖る。
倫敦 埃及間 週九回(從來週五回)
印度間 週五回(從來週三回)
東阿間 週三回(從來週二回)
馬來間 週三回(從來週二回)
南阿間 週二回(從來週一回)
濠洲間 週二回(從來週一回)

從來の陸上機に依るリレー式輸送を廢し水陸兩用機を使用する。之が爲一部の空路を變更する。

ニ 夜間飛行設備を行つて日程を短縮する。

新航空路の開拓 帝國航空路會社は北大西洋、南大西洋及タスマン海横斷ニユージランド航路等を新設せんとし既に試験飛行をやつてゐる。

佛 國民用航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百軒、人な輸送距離十五萬軒、輸送人員一千四百りしが、其の後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依つて顯著なる發達を遂げ一九三三年度に於ては航空路長三萬八千軒、輸送距離一千萬軒、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に委せる爲五社鼎立して營業してゐたが一九三三年六月以降之を「エリヤ・ユニオン」一社に統一し、其の監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には、空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。

又近時戰時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

國民用航空の一般施設 航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象の業務を統制し、一九三四年には航空大臣の部下に六箇の軍航空管區司令部を設置し民間航空をも管轄し、更に其の下に十五航空事務局を設置し、夫々の地方の航空事務の管理に任せしめてゐる。

航空諮問機關には航空諮問會及航空審議會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つてゐる。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及「スポーツ」

飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり、尙獨逸「スポーツ」飛行協會は「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つてゐる。其の他飛行船及「グライダー」操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士約七千五百(一九三四年五月現在)、機數約一千五百(一九三四年五月現在)、飛行場合計約二百五十八であるが、何れも其の後著しく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き英國筋の發表に従へば一九七八機(内空輸機二二五機)に増加してゐる尙防空に力を注ぎ、防空團及其の支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つてゐる。

航空輸送と其の海外發展 獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが其の後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて外國の空輸會社に對抗せんが爲、統一して「ルフトハンザ」

航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を挙げ航空路を國外に伸展してゐる。同社は一九三四年十二月末現在に於て、飛行機百六十二機乗務員三百二十七名を擁し、歐洲線(國內線、國際線)海外線(南米線、北米線)歐亞航空会社の經營する支那線)に目覺ましい活躍をしてゐる。其の一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約十七萬八千人である。一九三六年は未だ公表せられず、正確なる數字は判らないが、更に大飛躍を遂げてゐることは間違ない。

南米線に於ては「ウエストフアール」號及「シニワーペンランド」號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期船の前後に射出飛行に依る連絡を行つてゐる。一昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く、又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其の安全率の大なるは嘆賞に値する。尙「ツェッペリン」伯

號飛行船は一昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約百二十五萬軒、輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬軒に達してゐる。

航空豫算 一九三四—三五年度航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達してゐる。一九三五—三六年度以降豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加してゐることと推察されるが、公表せられざる爲確たる數字は不明である。

伊國に於ける民間航空は他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其の面目を一新、飛行機數四四三(一九三五年六月)操縦士數七〇八(一九三二年初め)、民間飛行場數六七〇に達するに至つた。

定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一軒に達し、輸送旅客數は一九三三年度に於て約四〇、九三〇人、

輸送荷物は同年度約八八六、一七〇
旺である。而して政府の定期航空事業
に對する補助金は、初年度施設のもの
を除き、一九三六年度は七千八十萬利
である。

中華民國

民用航空 支那に於ける民用航空は
殆ど中國航空公司と歐亞航空公司とに
依り支配されてゐるが、前者は米國系
で後者は獨逸系である。最近西南各省
官民合辦の西南航空会社が出現したが
其の内容は甚だ微々たるものである。

1 中國航空公司

昭和四年四月の創立に際し、同七年
米支航空新契約の締結に依つて米支合
辦とし第一線（上海—南京—九江—漢
口—宜昌—萬縣—重慶—成都）、第二線
（南京—徐州—濟南—天津—北平）、第
三線（上海—寧波—温州—福州—廈門
—汕頭—廣州）、の三線を計畫し其の

一部を經營して來たが、昭和八年夏季
に於ける汎米航空會社と國民政府との
協定後支那側の持株は逐次米人の手中
に收められ、現在名目は米支合辦なる
も實權は全く米人の手中に在る。最近
其の發展は目醒しきものあり、既に前
記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せ
るの外、昭和十一年十月より香港に於
て太平洋橫斷定期航空路と完全に連結
し、更に成都—巴安—康定—拉薩線を
計畫中である。

2 歐亞航空公司

獨逸「ハンザ」航空會社は其の成立當
時より對支航空路の建設に著意し、昭
和三年以來北平及莫斯科に其の代表者
を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月
國民政府交通部と交渉を始め、八月獨
支航空契約を締結してアシア大陸を橫
斷する歐亞連絡を企圖し、左記三線を
獨支合辦にて開設することにした。

列國航空勢力表

(昭和十二年調査)
(軍用民間機總數)

國別	飛行機數	人口總數(千位)	一機に對する人口	民間機總數
英 國	三、七五八	四六、一八九	一二、二九二	一、七五八
米 國	一二、八三七	一二二、七七五	九、五六四	九、〇三七
獨 國	九、六六六	四一、八三五	四、三二八	一、八〇九
佛 國	四、三〇九	六五、三〇〇	一五、一五四	二、一八六
伊 國	三、五〇〇	四二、二四七	三九、六〇〇	三八五
ソ 聯	一〇、〇〇〇	一八〇、七〇〇	一八、〇七〇	二、〇〇〇
日 本	—	九二、五九三	—	—

民用航空の世界的趨勢

一 一般の趨勢

民用航空が、戰時に於て航空軍備の
準第一線となるに疑なき所で、各國が
財政窮乏に拘らず民用航空の發達指導
に大なる力を用ふる所以も亦此處に存
するのである。現に歐米各國が目下採
用しつつある軍事航空政策を見るに、
其の手段方法に至つては、夫々の特色
を示しあるも、平時大いに民用航空を

發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用
することに依つて、空中勢力の充實擴
大を容易ならしめんとするの方針に於
ては各國何れも其の軌を一にしてゐる
のである。

就中、ソ聯邦の國防飛行化學協會制
度並に民用航空機の構造に關する統制
政策、曾て軍用航空を禁止せられたり
し獨逸が民用航空に依て戰時航空勢力
を形成しありしが如きは、其の尤なも

のである。

二 列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を、
圍り、一面に於て、戰時の爲自國航空
工業を培養すると共に、他面、海外に
政略的定期航空路を獨占せんとして猛
烈なる競争を行つてゐるが、就中

1 平時の定期航空路は戰時の作戦
航空路として、航空兵力の移動に
大なる價値を發揮すること

例へば、ソ軍の在歐航空兵力は西伯利の定期航空路を利用して数日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直ちに戦時に於ける極東進出の足場となるであらう

2 其の飛行場及諸施設は、有時の日直ちに航空部隊の根據地と化し得ること。従つて、戰略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること

3 特に、支那に於ける各國の航空施設は我が國防に對し時に當りて意外なる脅威を與へ得ること

等は我が國防上特に注意を要するものである。

帝國の航空及民用航空

航空

陸軍現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも現在なほ飛行十戰隊別に滿洲に飛行若干隊を置いてゐるに過ぎない。

い。昭和十年の航空防務緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を購辦航空兵力並に施設の現況に比較するときは尙著しく遜色があり、現状を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難き状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること、既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並に工學技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつつあるのであるが、我が陸軍に於ても連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新鋭機を現出せしめつつあるも航空機製造工業官營・民間共に其の技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられ、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其の製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの状況である。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此の方面に向つても

至つた。

今後は益々官民協力して國內民用航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

帝國陸軍航空發達の概観

- 研究時代(明治三六—大正七年)
- 明治三七年 氣球隊日露戰役に出征
- 旅順攻圍戰に参加活躍す
- 明治四〇年 氣球隊創設
- 明治四一年 交通兵團司令部設置
- 明治四二年 臨時軍用氣球研究會設置
- 明治四三年 日野式奈良原式飛行機試驗飛行
- 所澤飛行場設置、徳川、日野兩大尉始めて飛行す
- 明治四四年 操縦教育開始
- 所澤—川越間野外飛行成功
- 徳川式飛行機飛ぶ
- 大正元年 飛行機始めて演習に参加す
- 大正二年 木村、徳田兩中尉殉職す

軍民を擧げて研究に努力してゐるから名實共に我が國獨特の發動機の現出するの速き將來ではあるまいと思ふ。尤も歐米に於ける航空機工業の發達たる發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戦時に於ける製造能力に想到するときには、平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就ても當局としては頗る苦心してゐる。尙、内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつつあるも製造權・原料其の他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ其の發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である。

民用航空

- 我が國の民用航空は、歐米各國に比
- 初めて爆彈投下試験を行ふ
 - 大正三年 飛行機始めて青島戰に活躍す。
 - 大正四年 臨時飛行隊復員
 - 飛行機制式裝備研究著手
 - 所澤—大阪—、所澤—高田、所澤—弘前飛行決行
 - 航空大隊新設
 - 大正五年 制式一號機試驗飛行、バ式氣球東京—大阪往航
 - 風洞工事竣工。上層及夜間氣流觀測實施
 - 各務原飛行場設置。滿洲耐寒飛行
 - 大正六年 飛行機に無線裝備、耐着山岳水上飛行研究、射擊觀測航法研究偵察術教育開始、航空大隊を航空一大隊と改め第二大隊増設に著手す
 - 大正七年 制式二號機完成、航空第三、第四大隊増設決定
 - 伊國飛行隊援助、西伯利亞出征、機上射擊開始
 - 發達時代(大正八一—三)
 - 大正八年 佛國航空團招聘に決す

して格段の差異があり、航空輸送の如きも其の主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連線と、最近開始された臺灣線、北海道線等の數線を有するに過ぎざる貧弱なる状態に在り北鮮線其の他を速かに開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其の他民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等、我が國の民用航空には近き將來に於て根本的の改革を加ふべきもの多く、逓信省立案に係る民間航空振興政策の遂行に多大の關心と期待とを繫いでゐる。

滿洲國に於ては昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ同十一月以來新義州、奉天、新京、哈爾濱、齊々哈爾、滿洲里、大黒河等の主要都市間に定期航空が實施せられ、大なる活躍を示してゐるのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅行は勿論、郵便物、貨物等の輸送に新紀元を劃するに

機動	機名	性能	主要目					構造	使用材料	用途	名稱
			全幅(米)	全高(米)	全長(米)	主翼面積(平方米)	全備重量(噸)				
馬力	式	上昇時間(分)	約二・〇〇	約二・〇〇	約二・〇〇	約二〇・〇〇	約一・五〇〇	金屬骨格	高翼式複葉式	九一式	
1000	空冷星型	約九、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約七・〇〇	約二〇・〇〇	約一、五〇〇	金屬骨格	複葉式	九二式	
1000	水冷V型	約八、五〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約七・〇〇	約二〇・〇〇	約一、七〇〇	金屬骨格	複葉式	八八式	
1000	水冷V型	約五、二〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約三・〇〇	約八・〇〇	約三、〇〇〇	金屬骨格	複葉式	九二式	
1000	空冷星型	約五、八〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約九・〇〇	約一六・〇〇	約一八、〇〇〇	金屬骨格	複葉式	九三式	
1000	水冷V型	約七、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約一〇・〇〇	約一八・〇〇	約三、一〇〇	金屬骨格	複葉式	九三式	
1000	空冷星型	約八、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約三・〇〇	約六・〇〇	約四、六〇〇	全金屬	低翼式	九三式	
1000	水冷V型	約五、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約八・〇〇	約三・〇〇	約七、七〇〇	全金屬	高翼式	九三式	
1000	水冷V型	約五、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約九・〇〇	約一・〇〇	約八、一〇〇	全金屬	低翼式	九三式	
1000	空冷星型	約六、五〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約八・〇〇	約三・〇〇	約一、四〇〇	金屬骨格	複葉式	九五式	
1000	空冷星型	約六、〇〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約二・〇〇	約三・〇〇	約二、九〇〇	金屬骨格	高翼式複葉式	九五式	
1000	空冷星型	約五、三〇〇	約一〇・〇〇	約二・〇〇	約二・〇〇	約三・〇〇	約二、九〇〇	金屬骨格	複葉式	九五式	

氣球隊新設
航空課、航空本部、航空學校新設
大正九年 航空局新設
間島事件に出動
大正一〇年 下志津、明野兩分校設置
航空研究所、航空評議會設置
日本製乙式一型偵察機支給
大正一一年 航空隊を飛行隊に改稱
大正一二年 飛行第三大隊完成
大正一三年 飛行第四、五、六大隊完成
各飛行學校獨立
整備時代 (大正一四)
大正一四年 航空兵科獨立
飛行大隊を聯隊に改む
昭和元年 航空兵士官候補生採用開始
甲式四型戰鬥機採用
昭和二年 八七式重爆撃機完成す
昭和三年 支那事件に出動す

陸軍制式飛行機諸元表 (昭和十二年迄の公表分)

區分	飛行機	機
----	-----	---

八八式偵察機完成す
昭和四年 飛行聯隊の充實完了
内地臺灣飛行決行す
昭和五年 航空部隊聯合大演習を行ふ
樺太密林地方寫眞撮影す
中華民國政府の委託にて航空教導團を派遣
昭和六年 滿洲事變に出動す
昭和七年 上海事變に出動
愛國號飛行機獻納の舉起る
九一式戰鬥機支給さる
八八式二型偵察機支給さる
九二式偵察機完成す
昭和八年 立川技術部に於て飛行演習を天覽に供す
帝都防空演習に参加す
明野にて特別航空演習あり
少年航空兵第一回募集
愛國號飛行機百臺を突破す

濱松陸軍飛行學校創立さる
昭和九年 少年航空兵第一回生入校
濱松にて航空兵演習實施す
昭和一〇年 航空本部の編成改正せられ、陸軍航空技術研究所、航空本廠獨立す。
熊谷陸軍飛行學校、陸軍航空技術學校創立さる。
九三式爆撃機制式制定
昭和一一年 航空兵團創設
昭和一二年 支那事變に活躍
東京航空學校新設
昭和一三年 航空兵團を飛行集團に改む
水戸飛行學校、陸軍航空整備學校新設
航空總監部を新設し、航空兵科軍隊の教育を掌らしむ
航空士官學校獨立

帝國海軍航空の沿革
及現狀

帝國海軍航空は詳細に之を語るの自由を有せぬことを遺憾とするが、其の沿革並に現狀を略述すれば明治十年五月西南の役に輕氣球を使用せんが爲陸軍省より海軍省に輕氣球の製作を依頼し海軍兵學寮機關科に於て製作せられ初めて築地海軍練兵場に於て輕氣球の飛行實驗を行ひ、上昇百二十間に達した。同年十一月七日天覽に供されたが風の爲索切斷し遂に氣球を失つてしまつた。其の後氣球の研究は遺憾乍らその儘に放置された。此の氣球の大きさは徑三丈高四丈五尺容積一四、一三七立方尺、填充瓦斯は最初石炭瓦斯後に水素瓦斯を使用した。降つて明治四十二年臨時軍用氣球研究會の官制が發布せられた。大いで四十五年六月海軍航空術研究委員會設置せられ、神奈川県追濱に飛行場を設置し、カーチス式七〇馬力水上飛行機二臺を米國に、フアル

マン式七〇馬力水上飛行機二臺を佛國に注文し、其の製造監督たる海軍兵科將校及機關官をして傍ら飛行機操縦其の他各種の實習調査に従事させた。大正元年十一月以降歐米より歸朝した飛行將校指導の下に將校下士官の訓練を開始した。是より曩外國飛行機の船着するや、之が研究を横須賀海軍工廠に命じ爾後半歳ならずして國産機體を實用するに至つた。大正二年若宮は「カーチス」及び「フアルマン」式飛行機を搭載して初めて海軍小演習に参加した。大正三年八月日獨開戰當時は帝國海軍飛行機總數實に十二機、飛行將校は僅かに十五名を有するに過ぎなかつたが此の僅少な人員と機材とを母艦若宮に搭載して青島戰に参加せしめ、能く偵察、彈著觀測、爆撃等を實演してイルチス砲臺を沈黙せしめ、赫々たる偉功を樹てた。大正五年初めて海軍航空隊三隊新設の豫算成立し、逐次航空軍備の充實に着手した。大正十年臨時海

軍航空術講習部を新設し、世界大戦に従軍せる老兵、英國「センチル」大佐以下三十名を招聘して團ヶ浦及横須賀に於いて航空術を傳習せしめた。大正七年五隊、大正九年七隊増設の豫算成立し、茲に所謂十七隊計畫が成立した。本計畫は昭和六年に完成したのであるが、其の後二十數隊の増設計畫が成立した。現在團ヶ浦、横須賀、館山、佐世保、大村、吳、佐伯、大湊等に陸上航空隊約二十五隊を設置し、尙其の他の地に航空隊を増設中で、昭和十二年末迄には、大體約三十數隊を整備見込の所今大事變に遭遇せり。以上は主として陸上部隊に關するものであるが、海上部隊も略々右と並行して充實せられ、現在赤城、加賀、龍驤、鳳翔の航空母艦戰艦巡洋艦の大部に飛行機を搭載して日夜猛訓練に従事してゐる。昭和七年上海事變に際し、海軍航空部隊のめざましき活躍をなし更に今大事變に於ける我が海軍航空部隊の活躍は今更喋々するまでもない。

近時軍部豫算、わけても航空豫算の膨大を耳にするが、列強の航空擴張計畫に照して見るも、また航空の海戰に於ける有用性に鑑みるも、決して過大とは謂ひ得ない。併し乍ら其の局に當るものは、微細の點迄漏れなく仔細に

研究して飽く迄經濟的軍備を計畫せねばならぬことは申す迄もない。器材に於ては從來外國に比して遜色のあつたことは、航空後進國として致し方もなき所であつたが、最近大いに技術方面の發達を見、帝國新銳機中に

は外國新銳機と比肩し得るもの少なしとせず、近く是等を凌駕するものが出現することと信ずる。現在帝國海軍の使用してゐる飛行機は左の通である。

帝國海軍飛行機（昭和十二年迄の公表分）

式	制		種	機	名	稱	型式	座席	發			最高速度(節)	航續時間(巡航速度)	上昇力(4,000米迄分秒)
	偵	察							機	機	機			
九一〇式	水上偵察機	二型	複(雙舟)	一	神	風	一三〇	一	九一	四〇				
九〇式	水上偵察機	二型	複(單舟)	二	壽	二型	四六〇	一	一四三	六・五				
一四式	水上偵察機	三型	複(雙舟)	三	ローレン		四五〇	一	九四	六・九				
九〇式	水上偵察機	三型	複(雙舟)	二	壽	二型	四六〇	一	一四五	六・五				
九〇式	水上偵察機	三型	複(雙舟)	一	壽	二型	四六〇	一	一九〇	三・五	三一〇			
三式	艦上戦闘機	複(艦)	一	一	ジューピター		四二〇	一	一三〇	二・五	六一〇			
九〇式	艦上戦闘機	複(艦)	一	一	壽	二型	四六〇	一	一五五	三・〇	五一〇			
九五式	艦上戦闘機	複(艦)	一	一	壽	二型	四六〇	一	一九〇	三・五	三一〇			

機		行		飛		機		行		飛		機		行		飛	
機		行		飛		機		行		飛		機		行		飛	
機		行		飛		機		行		飛		機		行		飛	
九〇式艦上練習戦闘機	複(陸)	二	壽二型	四六〇	一	一五五	三・〇	五・〇	九三式水上中間練習機	複(双舟)	二	天	三〇〇	一	一〇八		
九〇式水上練習機	複(双舟)	二	神	一三〇	一	八〇			九〇式水上練習機	複(双舟)	二	天	一三〇	一	一〇八		
九〇陸上機作業練習機	單(陸)	四	天	三〇〇	一	九二	五・三		三式號二陸上練習機	複(陸)	二	神	三〇〇	一	七七		
九三式陸上中間練習機	複(陸)	二	天	三〇〇	一	二八			九〇式二號飛行艇	複(艇)	六	一	八二五	三	一一五	一四・五	
三式號二陸上練習機	複(陸)	二	神	一三〇	一	七七			八九式飛行艇	複(艇)	七	九〇式	六〇〇	二	一〇六	一三・〇	
九一式飛行艇	單(艇)	八	九一式	六〇〇	二	一一五	一五・〇		一五式二號飛行艇	複(艇)	五	ローレン	四五〇	二	九二	一一・〇	
九〇式二號飛行艇	複(艇)	六	ロイルス	八二五	三	一一五	一四・五		八九式二號艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	六五〇	一	一一五	三・〇	
八九式飛行艇	複(艇)	七	九〇式	六〇〇	二	一〇六	一三・〇		八九式一號艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	六五〇	一	一〇八	三・〇	
一五式二號飛行艇	複(艇)	五	ローレン	四五〇	二	九二	一一・〇		九二式艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	六五〇	一	一一五	三・〇	
九二式艦上攻撃機	複(艇)	三	九一式	六〇〇	一	一一八	四・五		九四式艦上爆撃機	複(艇)	二	壽二型	四六〇	一	一四〇	六・七	
八九式二號艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	六五〇	一	一一五	三・〇										
八九式一號艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	六五〇	一	一〇八	三・〇										
一三式三號艦上攻撃機	複(艇)	二	イスパノ	四五〇	一	一〇五	四・七										
一三式二號艦上攻撃機	複(艇)	三	イスパノ	四五〇	一	一〇一	四・七										

民間飛行場 (昭和十三年十月現在)

〔公共用〕
 (〇は航空局官制第十三條第一項の規定に依り設けられたるもの)

名称	所在地	種別	東	西	南	北
東京羽田	東京都大正区船町	水陸	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
大阪正区船町	大阪府東淀川区船町	水陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
福岡第一	福岡県粕屋郡和白村	水陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
福岡第二	福岡県多々良	水陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
廣島大竹	廣島県大竹郡大竹町	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
那覇	沖縄県那覇市	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
蔚山	蔚山府蔚山郡蔚山	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
京城	京城府京城	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
新義州	新義州	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大連	大連	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
江津	江津	水陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
仙臺	仙臺	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
札幌	札幌	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
青森	青森	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
富山	富山	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
新潟	新潟	陸	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

滑走區域

〔非公共用〕

名称	所在地	種別	長	幅	經營者
都	城五十市村	陸	六〇〇	六〇〇	
名古屋	港區稻永新田	水陸	三〇〇	三〇〇	
米	子加茂村	陸	三〇〇	三〇〇	
北	松山庄	陸	三〇〇	三〇〇	
北	解顔面立石洞	陸	三〇〇	三〇〇	
北	宜蘭街金六結	陸	三〇〇	三〇〇	
中	沙鹿庄	陸	三〇〇	三〇〇	
南	永寧庄	陸	三〇〇	三〇〇	
東	卑南庄	陸	三〇〇	三〇〇	
中島大井	東京市品川區大井町	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	中島飛行機株式會社
滋賀	滋賀縣坂本村	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	海軍豫備航空團
川西	鳴尾	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	川西航空機株式會社
堺	堺市大濱南町	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	日本航空機送研究所
城	兵庫縣城崎町	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	日本海航空株式會社
宮	廣島縣佐伯郡大野村	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	惠美重美
高	長濱町	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	高知新聞社
館山	靜岡縣濱名郡南庄内	水	一、一〇〇	一、〇〇〇	德田五一郎
桐生	群馬縣新田郡笠懸村	陸	一、一〇〇	一、〇〇〇	帝國飛行協會
衣ヶ原	愛知縣學母町	陸	一、一〇〇	一、〇〇〇	熊崎惣二郎

大日本航空株式會社
創立
昭和十三年十二月
資本金
二五、五〇〇、〇〇〇圓

東京—新 京	東京—北 京	東京—新 潟	東京—長 野	東京—松 江	東京—高 知
二、三〇〇	二、五〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大
每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復
昭和 十二年 六月	昭和 十三年 十月	昭和 十三年 十月	昭和 十一年 十月	昭和 十一年 十月	昭和 十一年 十月

大津市馬場
水藤本直
陸帝國飛行協會
山梨縣在郷軍人
航空研究會
陸埼玉義勇飛行會
陸河內郡大正村
陸阪神飛行學校

日本滿洲及支那定期航空現在 (昭和十三年十二月現在)

東京—大連	東京—札幌	東京—青森	東京—仙台	東京—盛岡	東京—秋田	東京—山形	東京—福島	東京—郡山	東京—宇都宮	東京—東京
二、三三〇	一、八〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大	東大福京 京阪大 新天城 京大
每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復	每日 一往復
昭和 四年 四月	昭和 十年 十月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月	昭和 十二年 四月

地名 飛行場 飛行區域 飛行時間 距離 料

大連 周水子附近
蔚山 蔚山附近
京城 京城附近
福岡 福岡附近
大阪 大阪附近
東京 東京附近
羽田 羽田

川津 川津
刀 刀
矣 矣

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五

笠	大	木	生	大阪第二飛行場	須	室	玉	早	大阪朝日新聞	福	大	川	新	神	京	大	名	札	燈
河	津	山	山	大阪	神	津	津	島	大阪	岡	福	内	瀨	戸	都	古	幌	質	
東京府	同	奈良縣	奈良縣	大阪府	神戸市	兵庫縣	岡山縣	同	大阪市	岡	岡	鹿	新	神戸市	京都市	屋	今	白	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、二〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、二〇〇	五〇〇	大型	大型	大型	大型

約七五斤、但し大阪朝日新聞航空機燈は約八〇斤、福岡松屋吳服店航空機燈は約一〇〇斤。

航空無線電信局 (昭和十二年十月現在)

新	那	鹿	八	大	京	大	蔚	富	殿	福	大	龜	箱	東	局
義	那	兒	丈	連	城	邱	山	江	原	岡	阪	山	根	京	局
州	霸	島	島	連	城	邱	山	江	原	岡	阪	山	根	京	局
JJJ	JJ	J	JJ	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	呼
WWW	CC	K	XH	D	B	S	B	X	X	X	X	X	X	X	出
SRQ	XA	A	TA	P	B	C	M	Y	I	F	O	K	H	S	符
															號
															所
															在
															地

臺北市京町

航空氣象觀測所

中央氣象臺羽田分室△中央氣象臺三島支臺△箱根觀測候所△龜山觀測候所△中央氣象臺大阪支臺△同飛行場分室△中央氣象臺福岡支臺△同名島分室△富江觀測候所△上野觀測候所△西浦觀測候所△網代觀測所△飯塚觀測所△行橋觀測所

飛行練習所 (昭和十二年十月現在)

名	所在地	代表者
濱松飛行學校	三方ヶ原	入江小四郎
日本輕飛行俱樂部	千葉縣津田沼	奈良原三次
堺水上飛行學校	堺市大濱新公園地	井上長一
日本飛行學校	東京市蒲田區新宿	相羽有
東京飛行學校	東京市洲崎	遠藤辰五郎
德島航空學校	德島市外藏本町	横山友象
小栗飛行研究所	東京市洲崎	小栗常太郎

本邦長岡飛行機製造 (昭和十三年十月調)

各務原高等飛行學校	岐阜縣稻葉郡	野田金一
田中飛行學校	東京市洲崎	田中不二雄
第一航空學校	船橋市	宗里光二郎
高崎航空普及會	高崎市九藏町	山田德藏
名古屋飛行學校	愛知縣小幡原	御原福平
宇都航空輸送研究所	宇都市草江海岸	葉方弘義
山梨在郷軍人航空研究會	甲府市堅町六	梅澤義三
國粹義勇飛行隊	大阪府盾津	笹川良一
帝國飛行學校	千葉縣津田沼	鈴木菊雄
亞細亞航空學校	東京市洲崎	飯沼金太郎
亞細亞航空機關學校	同右	同
安藤飛行機研究所	愛知縣知多郡	安藤孝三
宮島航空研究所	廣島佐伯郡	惠美重三
鼓ヶ濱航空學校	同右	同
大阪飛行機研究所	大阪府大正區	同
日本學生飛行聯盟	東京羽田及大阪木津	同
天虎飛行研究所	大阪府馬場濱	同

國名	機數	摘要
英佛獨北伊和自瑞加	一、七四四 二、四九九 八八四 五二 五二六 一一二 二〇〇 一〇〇〇 五五九	一九三七年十二月十五日現在 十二月三十一日現在 右 右 右 同 一九三八年一月一日現在 一九三七年十二月三十一日現在 同 同 七月三十一日現在

各國民間飛行機數 (昭和十三年十月調)

總計	日本株式會社		風光計所
	城崎—大阪線	城崎—大阪	
合計	七七七	二二〇〇	六七
計	二八、九五八	一六、八〇〇	八、九七八
計	二、八〇七	一六	一〇六
計	五九七、八四三	八、八〇〇	七、一〇一
計	五、九六五		
計	五七五		
計	五、七五六		一八
計	八二六		二

日送	本研	航空	總所	東株	京式	航會	空社	安研	計	
									東京—名古屋—大阪線	名古屋—大阪
大阪—松山線	大阪—高松	高松—松山	東京—下田線	東京—下田	名古屋—二見線	名古屋—二見	合計	計	計	計
一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九〇、五八〇	八九、七〇〇	一〇〇、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
一、五八五	一、〇一一	二、〇〇〇	七	七	七	七	七	七	七	七
三三三、二〇〇	一四一、一〇〇	〇七〇、〇〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇
二、一〇六	一、三三六	二、〇〇〇	二	二	二	二	二	二	二	二
六、四〇一	三、三三八	一〇、〇〇〇	二	二	二	二	二	二	二	二
六〇〇	六〇〇	六〇〇	八	八	八	八	八	八	八	八
五、五八八	二、一一五	五、七〇〇	五	五	五	五	五	五	五	五
五、九七九	一、七二〇	五、九七九	五	五	五	五	五	五	五	五
一、七二〇	八〇八	二、五二八	五	五	五	五	五	五	五	五

國名	飛行場ノ種別	合計	國名	飛行場ノ種別	合計
伊太利	一、陸上飛行場	二	瑞西	一、陸上税關飛行場	八
	二、水上税關飛行場	二		二、水上税關飛行場	二
	三、水上飛行場	一		三、陸上飛行場	二
	四、水上飛行場	一		四、水上飛行場	一
和蘭	一、國際航空用飛行場	八	加奈陀	一、公有陸上飛行場	三
	(イ) 陸上税關飛行場	六		(稅關飛行場ニテ含ム)	三
	(ロ) 水上税關飛行場	一		二、私有陸上飛行場	一
	二、國內航空用飛行場	五		(著陸場五ヲ含ム)	一
白耳義	一、公共用陸上税關飛行場	三	三、不時著陸場	一	
	二、公共用陸上飛行場	四	四、公有水上飛行場	七	
	三、非公共用陸上飛行場	三	(稅關飛行場ニテ含ム)	七	
			五、私有水上飛行場	四	
			六、共有着水場	四	
			七、私有着水場	二	

航空法

(大一一〇、法律三四)

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル飛行機、航空船、氣球、滑空機其ノ他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ
 本法ニ於テ航空ニハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ著陸ニハ離水又ハ著水ヲ包含ス
 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ所有スル航空機ハ之ヲ日本航空機トス
 一 日本國又ハ日本ノ公共團體
 二 日本臣民
 三 日本法令ニ依リ設立シタル會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員ガ日本臣民タルモノ
 四 前號ニ掲グル法人以外ノ法人ニ

シテ日本法令ニ依リ設立シ其ノ代表者ノ全員ガ日本臣民タルモノ

第三條 本法ハ本章及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ヲ除クノ外軍用航空機ニ之ヲ適用セズ
 第四條 航空ニ關シ條約又ハ之ニ準ズベキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ
 第二章 航空機ノ検査及登録
 第五條 航空機ヲ製造スル者ハ其ノ設計、材料、部分品、技巧及製品ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クベシ
 第六條 航空機ノ所有者ハ其ノ航空機ニ付行政官廳ノ検査ヲ受ク

ベシ前二項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテハ堪航證明書ヲ交付ス

第一項及第二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル航空機ニ之ヲ適用セズ
 第六條 堪航證明書ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ
 一 堪航證明書ニ記載シタル有效期間ヲ經過シタルトキ
 二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ使用ヲ禁止シ命ジタルトキ
 前項第一號ノ有效期間ハ前條ノ検査ニ合格シタル日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム有効期間ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ検査ノ日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ延長スルコトヲ得
 第七條 第五條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者ハ行政官廳ニ其ノ航空機ノ登録ヲ申請スルコトヲ得
 航空機ノ登録事項ハ航空機ノ所有者ノ氏名、名稱、登録記號其ノ他命令

ヲ以テ定ムル事項トス
 登録シタル事項ニ變更アリタルトキハ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ變更ノ登録ヲ申請スベシ
 登録シタル航空機ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空機ノ所有者ノ氏名名稱、登録記號其ノ他ノ登録事項ヲ記載シタル登録證明書ヲ交付ス
 第八條 航空機ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ航空證明書ヲ返付スベシ
 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
 二 解散セラレタルトキ
 三 其ノ航空證明書ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
 登録シタル航空機ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ登録證明書ヲ返付スベシ
 一 滅失又ハ破壊シタルトキ

二 解散セラレタルトキ
 三 日本國籍ヲ喪失シタルトキ
 四 其ノ航空證明書ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
 前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ同時ニ抹消登録ヲ申請スベシ
 前項ノ場合ニ於テ抹消登録ノ申請ナキトキ又ハ第二項第四號ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得
 第九條 登録シタル航空機ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ國籍記號、登録記號並ニ所有者ノ氏名名稱及住所ヲ表示スベシ
 第十條 航空機ハ前條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲シ且堪航證明書及登録證明書ヲ備付タルニ非ザレバ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
 第十一條 行政官廳ハ定期又ハ臨時ニ航空機ノ検査ヲ爲スコトヲ得
 第十二條 第五條第一項第二項及第十條ノ規定ハ航空機ノ試驗ノ爲飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空

空スル航空機ニ關シテハ之ヲ適用セズ
 第十三條 第五條、第七條、第八條及第十一條ニ規定スルモノノ外航空機ノ検査又ハ登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十四條 行政官廳ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ基キ其ノ他航空機ノ現狀ニ因リ必要アルトキハ航空機ノ使用ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得
 行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命ジタルトキハ堪航證明書ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命ジタルトキハ停止中堪航證明書ヲ領置ス
 第三章 乘員
 第十五條 航空機ノ乘員ニ非ザレバ航空機ニ搭乘シテ其ノ運航ニ從事スルコトヲ得ズ
 乘員ハ技術證明書及航空免狀ヲ有スルコトヲ要ス
 第十六條 技術證明書ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ行フ考查ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス技術證明書ヲ

有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空免狀ノ交付ヲ受クルコトヲ得
 第十七條 乘員ハ航空免狀ヲ携帶スルニ非ザレバ運航ニ從事スルコトヲ得ズ
 第十八條 行政官廳ハ乘員ニ對シ定期又ハ臨時ニ検査ヲ爲スコトヲ得
 第十九條 第十五條第一項ノ規定ハ飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空機ニ搭乘シテ運航練習ヲ爲ス者及運航練習ノ爲乘員ト同乘シ共同シテ運航ニ從事スル者ニ之ヲ適用セズ
 第二十條 行政官廳ハ乘員引續キ六月以上運航ニ從事セザルトキ、第十八條ノ検査ノ結果ニ基キ必要アルトキ、又ハ保安上必要アルトキハ就業ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得
 行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命ジタルトキハ航空免狀ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命ジタルトキハ停止中航空免狀ヲ領置ス

第一項ノ規定ニ依リ禁止ヲ命ゼラレタル乘員ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ航空免狀ヲ返付スベシ
 第四章 飛行場及其ノ經營者
 第二十一條 飛行場ヲ設置セムトスル者、其ノ區域ヲ變更セムトスル者又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ廢止セムトスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ公共ノ用ニ供セザル飛行場ニ變更シ又ハ公共ノ用ニ供セザル飛行場ヲ公共ノ用ニ供スル飛行場ニ變更セントスル者亦同ジ
 第二十二條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ
 第二十三條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ飛行場ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ズ
 第二十三條ノ二 行政官廳ハ航空ノ安全保持ノ爲公共ノ用ニ供スル飛行場

又ハ公示セラレタル豫定地ノ境界ヨリ外方千「メートル」ノ區域内ニ於テ特別地域ヲ指定スルコトヲ得
 前項ノ特別區域内ニ於テ工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ヲ設置、定置又ハ植栽セムトスル者ハ該物件ガ其ノ存スル地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點ヲ基準トスル水平面上左ノ各號ノ高サヲ超ユル場合ニ於テハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ「メートル」ヲ超エザル農作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 一、飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點トノ水平距離ノ三十分ノ一ノ高サ
 二、前號ノ區域ノ外方ノ特別地域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル前號ノ區域ノ外方境界地點トノ水平距離ノ二十分ノ一ニ十七「メートル」ヲ加ヘタル高サ

第二十三條ノ三 行政官廳ハ前條ノ規定ニ違反シテ設置、定置又ハ補修シタル工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ニ付其ノ所有者又ハ之ニ代リ其ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニ對シ期限ヲ定メ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユル部分ノ除去其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得竹木ニシテ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユルニ至リタルモノニ付亦同シ

前條第一項ノ規定ニ依ル特別地域指定ノ場合ニ於テ現ニ存スル物件ガ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユルトキハ行政官廳ハ其ノ所有者又ハ之ニ代リ其ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニ對シ期限ヲ定メ其ノ高サヲ超ユル部分ノ除去其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 行政官廳ハ飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルベキモノアルトキハ飛行場ノ經營者ニ對シ必要ナル航空標識ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

飛行場ノ經營者ハ前項ノ航空標識ノ設置又ハ維持ノ爲必要アルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ日出後日没前ニ限り他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルベキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ豫メ其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ其ノ旨通知スベシ

飛行場ノ經營者ハ第一項ノ航空標識ノ維持ノ爲緊急ノ必要アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルベキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ遲滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出デ且其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ通知スベシ

第二十五條 第二十三條ノ三第二項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ基ク措置又ハ前條ノ規定ニ依リ立入、除去若ハ使用ニ因リ生ジタル損害ハ飛行場ノ經營者之ヲ補償スベシ第二十三

條ノ二第一項ノ規定ニ依ル特別地域ノ指定アリタルガ爲既ニ着手シタル工作物其ノ他ノ設備ヲ廢止シ又ハ變更スルノ止ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損害ニ付亦同シ

前項ノ規定ニ依ル補償ノ金額ニ關シ協議調ハザルトキハ行政官廳ノ決定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 第二十三條ノ二、第二十三條ノ三、前條及第五十九條第一號ノ規定ハ軍用ニ供スル飛行場又ハ公示セラレタル飛行場豫定地ニ付特別地域ヲ指定スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條第二項第三項及前條ノ規定ハ許可又ハ届出ニ關スル規定ヲ除ク外軍用ニ供スル飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルベキモノアルトキ必要ナル航空標識ヲ設置又ハ維持スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ他人ノ運航スル航空船又ハ飛行機ニ對シ其ノ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スルコトヲ拒ムコトヲ得ズ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ經營者其ノ飛行場ノ使用ニ對シ使用料ヲ請求セムトスルトキハ豫メ其ノ額ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケベシ

第二十八條 公共ノ用ニ供セザル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ他人ノ運航スル他人ニ屬スル航空機ヲシテ其ノ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸セシムルコトヲ得ズ

第五章 航空及運送

第二十九條 航空船及飛行機ハ陸上ニ在リテハ飛行場ニ非ザル場所、水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止スル場所ニ於テ離陸又ハ著陸スルコトヲ得ズ但シ故障若ハ避難ノ爲其ノ他止ムコトヲ得ザル事由アルトキ又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第三十條 故ナク皇居、禁苑、離宮、行在所若ハ神宮ノ上空ニ於テ又ハ皇陵ノ上空千「メートル」以下ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ掲グル場所ノ外航空ニ關スル制限又ハ禁止ヲ必要トスル場所ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ行政官廳ハ航空機ノ航空ヲ禁止スルコトヲ得

第三十二條 日本航空機ニ非ザル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第三十三條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至リ若ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機又ハ日本國外ヨリ發航シ著陸スルコトナクシテ日本國ヲ通過シ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ指定スル航空路ニ由リ航空スベシ

第三十四條 日本國外ヨリ發航シテ日

本國內ニ至リ又ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外行政官廳ノ指定スル飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スベシ

第三十五條 日本航空機ニ非ザル航空機ニ依リ有償ニテ日本各地ノ間又ハ日本國外ト日本國內トノ間ニ於テ旅客又ハ貨物ノ運送ヲ爲スコトヲ得ズ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ日本航空機ニ依リ運送業ヲ營ムコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十七條 航空標識ノ用地又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地トスル爲必要ナル土地及水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第三十八條 公共ノ用ニ供スル飛行場

ノ用地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ一時ノ使用ニ供スルモノ又ハ有料借地ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 關稅法中船舶、船長、船用品及海路運送並ニ之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ規定ハ航空機、航空機ノ長、航空機ノ機用品及航空機ニ依リ外國貨物ノ運送並ニ之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ準用ス但シ關稅法中開港トアルハ第三十四條ノ飛行場トス

第四十條 第三十三條ノ航空機ガ故障又ハ避難ノ爲其ノ他止ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第三十四條ニ規定スル著陸ノ場所以外ニ著陸シタルトキハ稅關官吏其ノ地ニ在ル場合ニ於テハ

稅關官吏ニ、稅關官吏其ノ地ニ在ラザル場合ニ於テハ警察官吏ニ遲滞ナク届出ツベシ
前項ニ規定スル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ離陸スルコトヲ得ズ

第四十一條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至ル航空機ニ關シテハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ施行ス
前項ノ檢疫ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 前條ノ規定ハ内地、朝鮮臺灣相互間ニ付テノ準用ス
前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第四十三條 航空機ノ救難及之ニ關スル處罰ニ付テハ水難救護法ヲ準用ス

第四十四條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
一 航空機ニ備付クベキ日誌其ノ他ノ帳簿書類及附屬品其ノ他ノ物件ニ關スル事項
二 保安上又ハ軍事上ノ必要ノ爲航空機ニ搭載スルコトヲ制限又ハ禁止スル火藥類、高眞機其ノ他ノ物件ニ關スル事項
三 航空機ニ關スル燈火及信號ニ關スル事項
四 航空ニ關スル保安上必要ナル制限及航空機ト航空機又ハ船舶トノ衝突豫防ニ關スル事項
五 航空標識及其ノ設置ニ關スル事項
六 飛行場ノ設備ニ關スル事項

第四十五條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機ノ飛行場又ハ格納庫ニ臨檢シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ備付ヲ要スル帳簿書類及物件ニ關シ檢査ヲ爲スコトヲ得
第四十七條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第三十七條第二項、第三十八條及第四十三條ノ規定ニ關シ命令ヲ以テ特別ノ

規定ヲ設クルコトヲ得

第七章 罰則

第四十八條 航空標識ヲ損壞シタル者又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効タラシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條 詐偽ノ信號ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ航空ノ危險ヲ生ゼシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五十條 現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ヲ墜落、顛覆若ハ覆没セシメ又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五十一條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第五十二條 過失ニ因リ航空ノ危險ヲ生ゼシメ又ハ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落、顛覆、覆没又ハ破壊

ヲ致シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
其ノ業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條 詐術ヲ用キ第五條若ハ第十一條ノ檢査ヲ受ケ又ハ不實ノ事項ヲ登錄セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 第四十九條、第五十條第一項及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第五條又ハ第十一條ノ檢査ニ合格セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタル者
二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル命令ニ違反シタル者
三 第九條ノ規定ニ違反シテ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示セザル航空

機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虛偽ノ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
第五十六條 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス
第三十條第二項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者、第三十一條ノ規定ニ依ル禁止ニ違反シタル者又ハ第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十八條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十三條ノ三又ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者
 二 故ナク當該官吏ノ臨檢若ハ検査ヲ拒ミ妨ガ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第九條ノ規定ニ違反シテ航空機所有者ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虚偽ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者

二 第十條ノ規定ニ違反シテ塔航證明書又ハ登録證明書ヲ備附ケザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 三 第十七條ノ規定ニ違反シタル者

第六十一條 第二十一條、第二十二條

第二十七條第一項、第二十八條、第三十四條乃至第三十六條又ハ第四十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者
 二 第二十七條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ使用料ノ請求ヲ爲シタル者

第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
 一 第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者
 二 第七條第三項又ハ第八條第三項ノ規定ニ依ル登録ノ申請ヲ怠リタル者
 三 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル塔航證明書又ハ登録證明書ノ返付ヲ怠リタル者
 四 第二十條第三項ノ規定ニ依ル航空免狀ノ返付ヲ怠リタル者
 五 第四十條第一項ノ規定ニ依ル届

(参考) 航空郵便 (表面に「航空」と朱書する)

種別	重量	内地と臺灣、朝鮮相互間	内地と神本、南洋相互間
第一種 有封書狀 無封書狀	二十瓦又は地幅毎に六十瓦又は地幅毎に六十瓦	三十錢	三十錢
第二種 普通葉書 往復葉書 封緘葉書	往復葉書別記	十五錢	十五錢
第三種 小包郵便	重量一疋迄 同一疋を越ゆる五百瓦又は地幅毎に五百瓦又は地幅毎に五百瓦	五十錢	五十錢

出ヲ忘リタル者

前項ニ規定スル過料ハ法人ニ在リテハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

第六十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ付テ之ヲ適用ス

航空局官制抄

第一條 航空局ハ逓信大臣ノ管理ニ屬シ航空ニ關スル事務ヲ掌ル

監理部

監理部ニ於テハ航空ノ一般取締、航空輸送事業、航空機製造事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督航空ニ伴フ施設ニ關スル事項並ニ庶務ヲ掌ル

技術部ニ於テハ航空ノ技術的取締、航空機乘員ノ養成及監督、航空機ノ検査、航空機製造技術ノ指導、獎勵及監督並ニ航空路施設ノ整備其ノ他航空ニ伴フ技術ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條 長官ハ逓信大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所屬員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス但シ航空機乘員、航空機製造事業及航空ニ伴フ施設ニ關スル事項中軍事ニ關係アルモノニ付テハ陸軍大臣、海軍大臣及逓信大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第十二條 航空局ニ航空試験所ヲ置キ航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査、試験及研究ニ關スル事項ヲ掌ラシム(第一項)

第十三條 逓信大臣ハ必要ト認ムル地ニ飛行場ヲ置キ航空機ノ發着ニ關スル事務ヲ掌ラシム(第一項)

第十四條 逓信大臣ハ航空ニ關スル事務ニ關シ必要ニ應ジ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ其ノ管理ニ屬スル人馬、艦船、航空機、器材等ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

航空研究所官制抄

第一條 東京帝國大學ニ航空研究所ヲ附置ス

第二條 航空研究所ハ航空機ノ基礎的

管理ニ關スル研究ヲ掌ル

第五條 所員ハ陸軍佐尉官、海軍佐尉官、陸軍技師又ハ海軍技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得(第二項)

第九條 現役ノ陸軍佐尉官又ハ海軍佐尉官ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス(第三項)

陸軍技師又ハ海軍技師ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トス(第四項)

航空機製造事業法

(昭和二三、三三〇) 法律 四

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部

六 航空機用材料ノ保有
 七 従業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ對スル供用
 八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル演練
 九 工場ノ警備又ハ防護上必要ナル施設
 十 航空機ニ關スル資料ノ提出
 十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外特ニ必要ナル事項
 前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
 前項ノ補償ヲ件フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス裁定ニ對シ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 政府第十六條若ハ前條第一項第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ
 航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法ニ基キテ設立スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得
 第二十條 航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス
 第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ航空機製造事業ヲ營

ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
 二 第五條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者
 三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者
 四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
 二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
 三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨グ若

ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
 第二十四條 航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ従業員ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ長シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
 前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ
 第九條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開始ノ年ヲ以テ第二條ノ許可ヲ受ケタル年ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之ヲ適用ス
 第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ
 (昭二三、八、三〇日ヨリ施行)

航空機製造事業法施行令抄
 (昭和二三、八、二六) (六〇七)
 第一條 航空機製造事業法第一條ノ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラハ左ニ掲グルモノトス
 一 機體ノ重量三百五十瓩以上ノ飛行機
 二 飛行機ノ機體ニシテ重量三百五十瓩以上ノモノ
 三 飛行機ノ發動機ニシテ衝程容積ノ合計三千五百立方瓩以上ノモノ
 四 飛行機ノプロペラニシテ金屬製ノモノ又ハ命令ヲ以テ定ムル非金屬製ノモノ
 第二條 航空機製造事業法第二條ノ許可ハ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス
 一 飛行機ノ製造事業
 二 飛行機ノ組立事業
 三 機體ノ製造事業
 四 發動機ノ製造事業
 五 プロペラノ製造事業
 第九條 航空機製造事業法第十七條第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル
 損失ノ補償ヲ請求セントスル會社ハ其ノ損失ガ航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用ヲ廢止シタル後又同條第一項第二號乃

至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル通信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアル

ハ當該報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十二條 通信大臣航空機製造事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令又ハ處分ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ通信大臣同法第十五條第三項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ヲ爲サシメントスル場合ニ於テ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキ亦同ジ

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣航空機製造事業法第十七條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テハ通信大臣ニ協議スベシ但シ軍事上緊急ヲ要スルトキ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書前段ノ場合ニ於テハ命令ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ通信大臣ニ通知スベシ

第十四條 本令中通信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督トス

附 則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業法施行ニ關スル件類

(昭二三、八、三〇) 陸令

第一條 航空機製造事業ヲ營ム會社ニシテ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラヲ製造スルモノ(以下陸軍用航空機製造會社ト稱ス)陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ヲ製造又ハ使用セントスル場合ニ於テ航空機製造事業法第六條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 製造又ハ使用ノ事由

二 製造又ハ使用セントスルモノノ

種類、性能及數量(性能ニ關スル試驗結果ヲ添附スベシ)

三 使用セントスル部位

陸軍部隊トノ契約ニ基クモノニ付テハ前項ノ手續ハ之ヲ要セズ

第二條 陸軍用航空機製造會社航空機製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ製造ニ付獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 製造セントスル工場ノ名稱

二 製造セントスル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性能及數量(設計書又ハ仕様書ヲ添附スベシ)

三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏名

四 製造ノ目的及研究ノ沿革

五 製造ノ開始及終了見込年月日

六 製造費豫算

七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事費豫算

前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ、陸軍大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第三條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社當該物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ陸軍大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ

三 製造ヲ中止シタルトキ

四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シク寡少ナルトキ

五 不正ノ行爲アリタルトキ

第八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依リ陸軍ノ當該官吏ハ監督官長並ニ陸軍航空本部所屬ノ監督官及會計監督官トシ其身分ヲ示ス證票ハ別記様式ニ依リ(證票略ス)

第九條 陸軍用航空機製造會社航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 申請者及相手方ノ名稱

二 申請ノ目的及理由

陸軍大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ陸軍大臣ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ陸軍大臣ニ差出スベシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ陸軍大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定スルコトアルベシ

三菱電機株式會社

東京市麴町區丸ノ内二ノ四

電話丸ノ内(23) 二一四一一〇〇

防 空

防空の重要性

列國航空機の進歩發達は駭々として停まるところなく、戰國機は時速四百斤を突破し爆撃機は搭載量八噸を超過せんとしてゐる。而して列國は此等性能の向上と其の数の増加に力め、ソ聯邦の如きは極東のみに於ても約一千の飛行機を有し、其の内には超重爆撃機約百を始とし多數の重爆撃機を有し、殊に其の大部を沿海州特に其の南部に配置してゐることは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之「アラスカ」、支那及太平洋等に於ける列國航空勢力の進展は愈々防空の必要を痛感せしむるに至つた。

防空の一般の要領は後述するも、最近に於ける我が國及列國の防空要領に

就ては更に一言するを要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の如き要地のみを防護するを以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其の他の市町村に於ても之を必要とするやうになつた。

蓋し従來は要地防空の爲には要地の外周約百五十斤の範圍に防空監視網を構成し燈火管制を實施すれば可なりとしてゐるのであるが、之は數字上の原則であつて實際に於ては此等の要地を完全に秘匿せんが爲には更に遠方の市町村を秘匿するを要する。例へば、東京を秘匿せんとすれば水戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を秘匿するを要し水戸・仙臺等を秘匿せんとせば夜間其の附近一帯の燈火を管制するを必

要とし、結局東京を秘匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるるを要することとなる。防空監視に於ても出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努め、敵機發見を速かならしむるを有利とする。以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等にも同様であるから本邦主要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることとなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際、倫敦に向つた獨逸飛行機の大部は「ドーバー」・「マーゲート」等最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試しの爆撃や又歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くることを物語るのである。従つて要地以外の市町村も防空の準備と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其の師管の防空

を實施し、主要なる地點には高射砲・照空燈・離管機・飛行機・氣球等を配置されるが此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自ら行ふ防空が極めて必要である。防空部隊を配置する都市に於て既に然り、況んや防空部隊を配置せられざる都市に於ては國民防空を以て唯一の手段とせねばならぬであらう。獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに當り、何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。従つて防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校の設立、教官要員の養成等防空施設に於ては列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に對し直ちに空軍の大擴張に移り英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備局を新設し本格的防空に着手した。波蘭はソ・獨兩國の脅威を受け軍防空の充實に努むるのみならず、軍事補助勤務法を制定して國民防空の完備に餘念がない。尙獨・佛・チエツコスロヴァキア」の三國は防空法を制定

して之を公布してゐる、ソ聯邦に於ける防空施設は更に徹底せるものありて、一般市民には強制的に防毒面を購入せしめ、屢々防毒演習を實施して之に關する諸規定及施設は平時から完成されてゐる。特に極東方面主要地には、平時から高射砲照空燈等が配置せられてゐて、防空演習の如き殆ど毎月一回位の割合で實施してゐる模様である。

防空兵器

防空を完全ならしむる最良手段は敵空軍を根本的に破壊し禍根を除去するにあるのは勿論であるが、之が實施は容易の業ではないので、勢ひ敵の空襲を覺悟せねばならぬ。而して要地に對する空襲に對しては、機關銃を以て之を迎撃せしむるを可とし、若し敵機と戰鬥を交ふることを得ば敵機を擊墜すること地上防空機關よりも遙かに効果を擧げ得るのであるが、茲に難點とする所は戰鬥機が常に戰鬥準備を整へ、

有效なる高度を探り敵機を迎撃する態勢にあることの困難で、歐洲大戰の例に依ると戰鬥機は無爲に上昇し、或は爆彈投下中、若くは投下後敵機と衝突することが屢々あつたので、縱ひ戰鬥飛行部隊を有するも、地上防空施設を必要とするのである。地上防空は絶えず戰鬥準備を完了し、爆彈投下に先立ち敵を制壓し、脅威擾亂し或は妨害し得る利益があり、且其の射撃に依り敵爆撃隊の編隊を亂し、我が戰鬥機の攻撃を有利にし、又高射砲の破壊點は我が戰鬥機に敵機の所在を指示する道案内となつたと稱せられてゐる、又防空飛行機及地上防空機關存在するも尙補備手段として民間防空を必要としたことは獨逸防空の實例がよく之を示して居り、現在獨逸では此の方針で防空に努力中である。

爆撃は各種投下爆彈の命中に依る破壊作用の外、焼夷彈の燒夷的效力、投下瓦斯彈の化學的效力等で、近來爆撃技術の進歩と爆撃性能の向上とは效力を

著しく増加し且飛行機特に爆撃機の性能が著しく進歩したので、防空施設は一層徹底せしむることが急務である。從來對空兵器殊に高射砲の對空效力に關し種々傳へられ、其の效果に對し疑問を持ち、甚だしいものは實に過ぎないと極言するものもあるが、此等は歐洲大戰當時の状況より推論した誤解から來たものが多い。獨逸の防空に關する文獻に依れば、一九一四年大戦勃發當時の對空火砲は僅か十八門に過ぎなかつたが、大戰末期には實に二、五七六門の多數に達した。而して確實に認知せる擊墜数は一、五八八機に達し、最初高射砲の進歩しないときには飛行機一機を擊墜するに要した彈数は一一、〇〇〇發に達したが、末期には五、〇〇〇發に成積が向上した。斯くの如く多數の發射彈数を要したことが、高射砲の効果が貧弱なりと傳へられた原因であるが、最近に於ける對空兵器特に自動的射撃指揮裝置の進歩發達は驚くべきものがあるから、將來戰に

於ては遙かに少數の彈丸で敵機を擊墜し得るのである。尙對空兵器の效果は單に其の擊墜数のみより判斷すべきものでなく、敵機に與ふる脅威、行動の制限等附帶効果を考へる必要があり、實際大戰當時獨逸軍線を越え侵入する敵機の高度は、平均八〇〇米であつたが、高射砲の活動に依り急に三、〇〇〇米を突破し、多くは四、〇〇〇米に達し、此の高度にては搜索、偵察、寫眞撮影及爆撃を著しく困難にし、企圖、行動を挫折せしめた效果は頗る大であつたので、此の經驗により獨逸は軍備再建に當り新鋭高射砲の充實を期してゐる。現今歐米諸國に於ける飛行機は特に速度、高度、要部の装甲及迅速なる方向轉換運動等の諸點に著しく進歩せるに鑑み、高射砲にも極力改善を加へられ、高空を火制すべき七種半以上の高射砲、中空を火制すべき三十七乃至四十七種高射砲、低空を火制すべき二十種級機關砲及高射機關銃等各種高射兵器を裝備する外、威力を發揚する爲

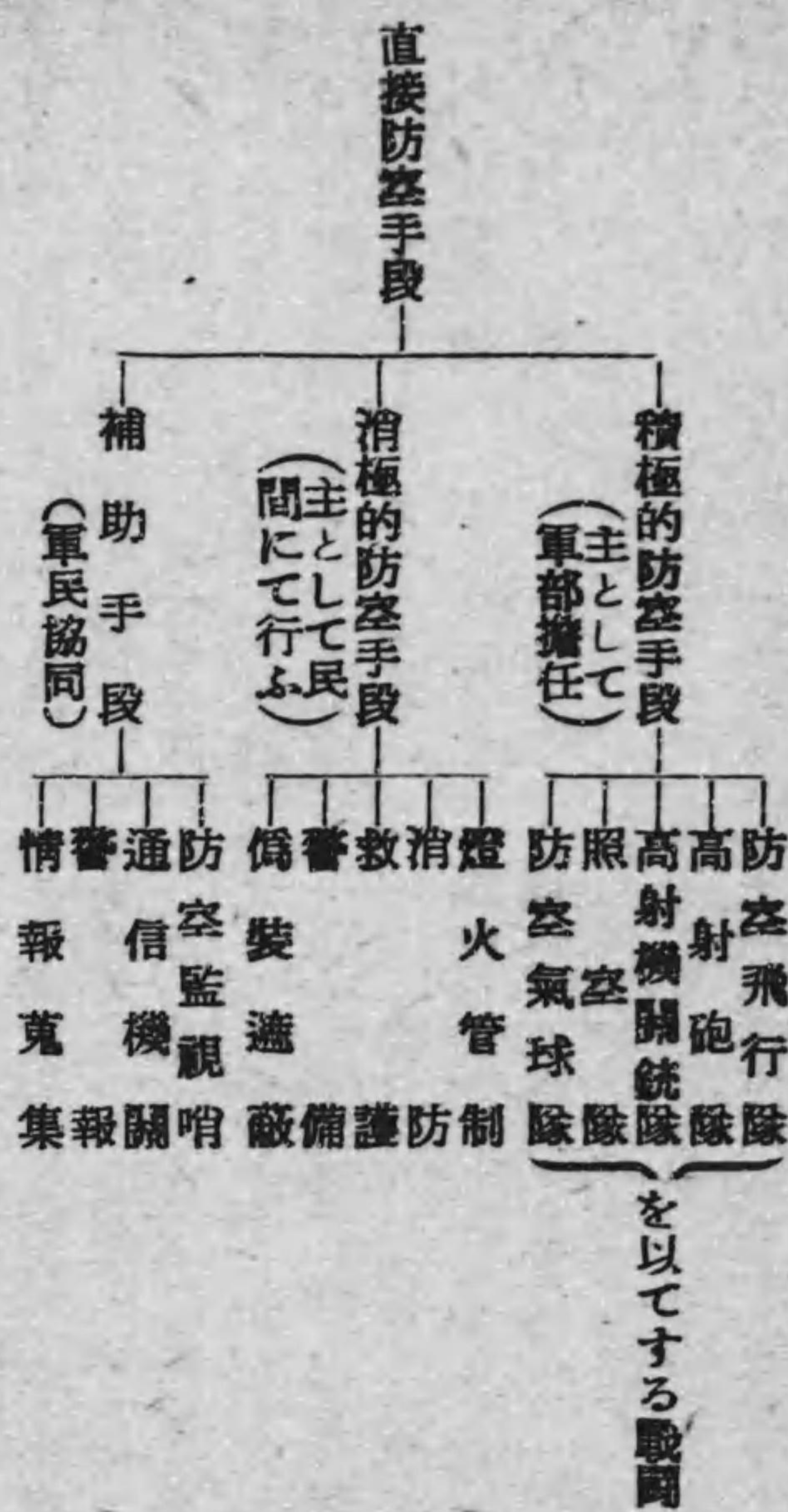
砲数を増加し、照準算定具及精度良好なる測高機を附し、且離管機を有する照空燈が配屬せられ、其の威力は益々向上してゐるのである。

併し防空を完全ならしむるには幾多の困難を克服し、十分なる訓練を積み、國民一致して努力を續けなければならぬ。

國民防空

國民防空は國民の堅確なる防空精神と嚴肅なる防空規律により敵機襲來の爲被る災害を防止し又は損害を局限するに在り。而して防空の實施は概ね戰爭間持續するを以て、此の間國民生活を變化せしむることなく、日常生活を保持し、諸般の業務運営を阻害せざる如く永續せしむるを要す。又國民は防空知識を向上せしむると共に屢々訓練を實施し、一朝有事の日空襲下に在つて怖れず、慌てず、驚かず、騒がず、迷はず、軍民相信頼し秩序整然確信を以て國土防衛の完きを期せねばならぬ。

防空手段と各種機關



防空飛行隊 要地防空の主體にして主として戦闘機を使用し、其の任務は敵機の我が要地爆撃を實施するに先立ち之を撃墜し、止むを得ざるも驅逐し、以て要地防空の目的を達成するに在り、此の飛行機は通常飛行場に位置し敵の襲來を認むるや照空燈の協力と相俟つて戰鬥地帯に於て敵を撃墜するものとす。

高射砲隊及高射機銃隊 高射砲隊は防空飛行隊と共に防空の主務を達成するものにして、射撃に依りて晝夜を問はず敵機を撃墜し又は之を驅逐するものにして、飛行機戰鬥地帯の後方に於て要地の外方數軒に照空燈と相交錯して配置せらる。

高射機銃隊は主として高射砲隊地の内面に在る重要建築物の直接掩護に

用ひられ、又は高射砲の射撃困難なる低空の射撃に任ず。

照空燈 照空燈は夜間防空飛行隊及高射砲隊戰鬥の爲缺くべからざるものにして、敵機の補助に依り照空燈を以て敵機を照射捕捉し、我が防空飛行機の攻撃或は高射砲の射撃を可能ならしむるものとす。

照音機は敵機の爆音に依り其の方向距離高度を判定し照空燈の照射を補助するを主任務とす。

防空氣球隊 防空氣球隊は敵機襲來の公算大なる航路に阻害氣球を昇騰せしめ、敵機を之に衝突墜落せしめ、或は敵に精神的恐怖を與へて其の飛行を制限し、又は大高度を採らしめ爆撃實施を困難ならしむるに在り。

燈火管制 燈火管制は要地及其の附近を暗黒ならしめ以て敵をして遠方より目標發見を困難ならしむるを目的とす。即ち屋内燈火特に屋外燈は勿論工場、火焔、自動車、電車、汽車に至る迄燈火を消し又は遮蔽する如くするも

のにして、之が爲豫め地區を分ち狀況に應じ管制順序を追ひ、或は同時に消燈するものとす。而して之が實施に方りては市民の規律と徳義心とに訴ふる所甚だ大なり。

消防 空襲に際し頻發すべき火災に對し消防の準備は極めて必要なり。之が爲には守地を區分し各消防班をして擔任區域の消防に任せしむべきも、普通の火災と異り特別の場合の外は他の地區に赴援せしめざることを必要なり。従つて各地區には更に補助消防班を設けて消防班の不足を補ひ、要すれば更に破壊又は工作の爲特に編成を準備するを適當とす。

救護 空襲の結果生じたる負傷者を收容治療し、毒瓦斯の所在を探知して之が對策及患者の手當を講じ、又其の避難所を管理して避難者を保護する等を謂ふ。

之が爲救護隊は通常更に救急班、防毒班、收容班、病院及避難所管理班等に分る。救急治療は主として地方醫、

地方病院等の活躍に待ち又避難所には地下鐵道及地下室等を利用す。

飛行機よりの投下物は、

イ 破壊彈 (毒瓦斯併用のものあり)。

ロ 燒夷彈 (二、三千度の高熱を發する。エレクトロン燒夷彈多く使用さる)。

ハ 瓦斯彈 (破裂後に毒瓦斯を發生す。毒瓦斯は一時性又は持久性を用ふ)。

ニ 毒瓦斯(滴劑)を撒布する場合と、霧狀にして用ふる場合とあり)。

ホ 細菌彈

警備 空襲を受くるや其の結果市民の不安乃至動搖を招き、延いて避難者を生じ、交通上の競争及充塞を醸し爆彈を破りて火災を發する等平素の秩序寧靜を破壊せられ、時としては混亂を惹起するの虞あるのみならず、剩へ斯くの如き際に乗じ往々非國家的分子の策動に依り事態を一層紛糾せしむることとなしとせざるを以て、警備は消極的

防空に缺くべからざる要素を爲す。

警備は固より軍隊も亦之に任ずべしと雖も軍隊は補充訓練並に軍事施設掩護等各別箇の任務を有するを以て、其の主體は地方警察に依り非常時に於ては軍隊之が後援を爲すを要す。而して之を助くるに各種の補助團體を以てし、警備業務中の自警、交通整理及燈火、警備管制の取締を分擔せしむるものとす。

偽裝、遮蔽 偽裝及遮蔽は敵機をして目標發見を困難ならしめ或は目標を誤認せしめ爆撃を無効ならしむるを目的とし、軍部之が指導に當るべしと雖も其の實施は軍用物件以外は地方側に依り行はるるを通常とす。

世界大戰間或は「セーヌ」河の合流點を遮蔽して巴里の所在を不明ならしめ、「テームス」河の屈曲點を遮蔽して他の地域に河の如きものを作らんとしたるが如き、其の他「ヴェルサイユ」宮殿及砲臺等を森林の如く偽裝し、更に規模の大なるものに在りては原野に巴

里を現はす偽都市を設置するの計畫を見るに至れり。概して晝間の爲には大なる期待を爲し得ざるも、夜間に在りては相當の効果を奏し、殊に工場位置並に其の火焰を遮蔽するが如き、又は要所の水面を某物體或は煙幕を以て蔽ふが如きは極めて有効にして且必要なる措置なり。

防空監視哨及通信機關 防空監視哨の目的は遠く敵機を發見し、通信機關に依り速かに之を防衛司令部に報告して防空準備を整へしむるに在り。

防空監視哨の位置は其の報告に依り敵機が要地上空に現出する迄に防空各機關をして所要の準備を完了するに必要なる時間の餘裕を有せしむる爲要地より相當距離しあるを要す。然れども過度に遠きときは多數の監視哨を要し且指揮其の他に不便を生ず。又要地と海岸との關係位置は屢々此の距離に制限を加ふることあるものとす。而して通常機形數線に重疊配置し且指揮統轄上若干哨毎に一の監視隊本部を配して

此等監視哨と電話連絡し、本部は直通通信線を以て防衛司令部に連絡するものとす。

通信機關としては通常在來の警察用及通信省用通信網を利用するものとす。

警報 警報とは敵機來襲に當り防衛司令部其の他より一般に對し敵機の來襲燈火管制の實施及其の解除等を「サイレン」、「ラヂオ」其の他の簡單なる記號に依り迅速に傳達するを謂ふ。

防空法に就て

我が國に於ては昭和十二年十月防空法を施行され、軍防空に則する國民防空の分野において、適切な方策を樹立して統制と體系とを與へることとせられた。即ち空襲に對しては豫め防空の準備計畫を必要とするとは勿論であつて、防空法では地方長官が豫め地方の實情に適應した防空の實施及之に關し必要な設備又は資材の整備に關する計畫、即ち防空計畫を設定すること

としてゐる。又地方長官は特に必要な市町村長を指定して其の市町村の防空計畫を設定せしめるのである。尙内務大臣は大規模な事業又は施設で防空上必要なものを指定して防空計畫を設定させることが出來、之と相併んで官廳について「官廳防空令」に依り官廳防空計畫が設定さる。而して一旦緩急ある場合には、陸軍大臣又は海軍大臣の通知により内務大臣より防空實施開始の命令が發せられるものにして之により直ちに統制と秩序ある防空行動が出来るものである。

要するに支那事變の進展と共に時局は益々緊迫の度を加へつつある折柄、軍防空に則する國民防空の完備を期することは極めて必要にして、空襲の危害を防止し又は被害を軽減する爲には國民は協力一致必要な施設を整へると共に、統制ある訓練をなし準備に遺憾なきやう尙今後においても人的物的資材の充實に一般の協力を必要とするものである。

防空法

(昭一二、四、二、法律四七)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ軽減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防衛委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理若又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又ハ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ

依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ従業者ヲシテ防空ノ訓練ニ従事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ訓練区域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ設置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ従事スル者之ヲ爲傷或ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ地方長官市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ供用、收用又ハ使用ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空ノ實施ニ従事セシメ又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ従業者ヲシテ防空ノ實施ニ従事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ前條第二項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備、第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依ル給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其者ノ負擔トス

第十六條

防空委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル費用

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ

第十六條

提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同シ

第二十條

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

第二十一條

國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條

本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十三條

本法ハ昭和十二年十月一日ヨリ施行

防空法施行令

(昭二、九、二八) 勅令五四九

第一條

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ区域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條

防空法第五條ノ規定ニ依リ整

備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道軌道、診療所ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
- 二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ
- 三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關シ必要ナルモノ
- 二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
- 三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場

其ノ他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及看護婦
- 二、防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官ノ定ムルモノ

防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官及防空法第三條第一項ノ防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣、關係アル市

町村長ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ設ス

内務大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ防空計畫ノ設定者ハ監視及之ニ伴フ通信ニ關シテハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ニ關シテハ其ノ準備ヲ爲シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ区分ニ依リ防空警報ヲ發ス

- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
- 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
- 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合

四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ要港部司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル(様式略)

第九條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル療養又ハ葬祭ニ要スル費用ハ防空ノ實施ニ從事セシメタル者ニ於テ之ヲ給スベシ

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ

在リテハ内務大臣、市町村長ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十一條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者内務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス

但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

- 一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付及陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ内務大臣ハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ内務大臣ハ關係各大臣ニ、地方長官ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

- 一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於

テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依ル命令

五 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベ

キモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則
本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(昭二一、一〇、一ヨリ施行)

官廳防空令
(昭二一、九、二八)
勅令五五〇

第一條 本令ニ於テ官廳防空計畫ト稱スルハ國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 內閣總理大臣又ハ各省大臣(陸軍大臣及海軍大臣ヲ除ク、以下之ニ同ジ)ハ自ら官廳防空計畫ヲ設定シ又ハ其ノ監督ニ屬スル行政官廳ニシテ必要アリト認ムルモノヲ指定シ官廳防空計畫ヲ設定セシムベシ

內閣總理大臣又ハ各省大臣ノ設定スル官廳防空計畫ハ內務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ、其ノ他ノ行政官廳

ノ設定スル官廳防空計畫ハ地方長官及防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第三條 官廳防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第四條 內務大臣ハ防空法施行令第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始又ハ終止ヲ命ズルトキハ同時ニ內閣總理大臣及各省大臣ニ其ノ旨通知スベシ

內務大臣前項ノ通知ヲ爲シタルトキ又ハ內閣總理大臣及各省大臣前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ監督ニ屬スル關係アル官廳防空計畫ノ設定者ニ其ノ旨通知スベシ

第二項ノ通知アリタル場合ニ於テ防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シテハ防空法施行令第六條ノ規定ヲ準用ス

第五條 國ニ於テ管理スル施設(陸海軍ノ官衙學校ヲ除ク)ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ關シテハ防空法

第八條及第十條第三項ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ヲ準用ス

但シ之ニ依リ難キ事項ニ關シテハ內閣總理大臣又ハ各省大臣ハ內務大臣陸軍大臣及海軍大臣ニ協議シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六條 內閣總理大臣及各省大臣ハ其ノ監督ニ屬スル官廳防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

附 則
本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(昭二一、一〇、一ヨリ施行)

防空委員會令
(昭二一、一〇、二二)
勅令五九八

第一條 防空委員會ハ中央防空委員會道府縣防空委員會及市町村防空委員會トス

中央防空委員會及道府縣防空委員會ハ內務大臣、市町村防空委員會ハ地

方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ監督ニ屬ス

道府縣防空委員會及市町村防空委員會ハ防空法第二條及防空法施行令第一條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ防空ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ防空ニ關スル重要事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央防空委員會ハ內務省ニ之ヲ置ク

道府縣防空委員會ハ道府縣毎ニ、市町村防空委員會ハ防空法第二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村長ノ統轄スル市町村毎ニ之ヲ置キ道府縣又ハ市町村ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央防空委員會ノ會長ハ內務大臣、道府縣防空委員會ノ會長ハ地方長官、市町村防空委員會ノ會長ハ

市町村長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央防空委員會ノ委員ハ四十人以内トス

道府縣防空委員會ノ委員ノ定數ハ內務大臣、市町村防空委員會ノ委員ノ定數ハ地方長官之ヲ定ム

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 中央防空委員會ノ委員及臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府縣防空委員會ノ委員及臨時委員ハ內務大臣之ヲ命ズ

市町村防空委員會ノ委員及臨時委員ハ地方長官之ヲ命ズ

第七條 委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事申アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ中央防空委員會ニ在リテハ內務大臣ノ指名スル委員、道府縣防空委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員、市町村防空委員

會ニ在リテハ市町村長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク中央防空委員會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ道府縣防空委員會ノ幹事ハ内務大臣、市町村防空委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク中央防空委員會ノ書記ハ内務大臣、道府縣防空委員會ノ書記ハ地方長官、市町村防空委員會ノ書記ハ市町村長之ヲ命ズ書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十一條 中央防空委員會ニ關スル費用ハ國庫、道府縣防空委員會ニ關スル費用ハ道府縣、市町村防空委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十二條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看

燈火管制規則

(昭和二三、四、四海軍省令一)

第一條 燈火管制ヲ實施シ又ハ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ防空法第八條及第十條第三項ノ規定ニ依ル光ノ秘匿ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 燈火管制ハ第四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外警戒管制及空襲管制トス

警戒管制ハ警戒警報又ハ空襲警報解除ノ發セラレタル時ヨリ警戒警報解除又ハ空襲警報ノ發セラル、迄ノ間之ヲ行フ

第三條 警戒管制又ハ空襲管制中ノ光

做ス 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

防空警報傳達信號(計五、一、三、五)

(一) 號報器ニ依ル場合ハ三秒ヲ間シ六秒宛十回(急發急止ノ裝置ナキモノニ在リテハ數秒宛斷續十回)吹鳴ス

(二) 電燈點滅ニ依ル場合ハ數秒ヲ間シ五回以上點滅ス

(三) 煙火ニ依ル場合ハ打上煙火四燵音トス

(四) 警鐘ニ依ル場合ハ一點ト四點班打(〇〇〇〇〇〇)トス

第四條 第一號表ノ屋外燈(標識燈類、街路燈類及屋外作業燈類ヲ除ク)ニシテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ指定スルモノハ其ノ定ムル期間日没ヨリ日出迄ノ間警戒管制ノ程度ニ依リ其ノ光ヲ秘匿スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ時間ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スベシ

第五條 左ノ各號ニ掲グル光ニ付テハ本令ノ制限ヲ適用セズ

一 建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等ノ内部ノ光ニシテ外部ニ漏レザルモノ

二 特別ノ事情ニ因リ必要アリト認め地方長官ノ指定スル光

第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ本令ノ規定ニ拘ラズ必要最小限度ノ光ヲ使用スルコトヲ得

(一) 號報器ニ依ル場合ハ一分間吹鳴ス

(二) 警鐘ニ依ル場合ハ鎮火信號(警鐘〇〇〇〇〇〇)連點ヲ以テ之ニ充ツ

訓練空襲警報及訓練空襲警報解除ノ信號ハ前二號ニ準ズルコト

訓練防空警報規則(昭和二三、四、五) 內省一、二、五

防空法第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ發スル訓練防空警報ハ防空警報ノ區分ニ準ジ訓練警戒警報、訓練警戒警報解除、訓練空襲警報及訓練空襲警報解除トス

訓練防空警報ヲ發スベキ者ハ防空訓練ノ都度内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定ナキ場合ニ於テハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官又ハ其ノ指定スル者ノ發スル訓練防空警報ヲ以テ第一項ノ訓練防空警報トス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一 消防、人命救助等ノ爲緊急ノ必要アルトキ

二 特別ノ必要ニ因リ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキ

第七條 第一號表乃至第七號表中警戒管制ノ甲ノ程度ヲ適用スベキ區域ハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ定メ其ノ他ノ區域ハ乙ノ程度ヲ適用スベキ區域トス

前項ノ規定ニ依リ難キ海上ノ區域ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第八條 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表中ノ許可又ハ指定ハ地方長官之ヲ爲スモノトス

第九條 第一號表、第二號表、第四號表、第五號表及第七號表中隱蔽ト稱スルハ開口部其ノ他ニ覆ヲ施シ外部ニ對シ漏光ナカラシムルヲ謂フ

第一號表乃至第五號表中遮光ト稱スルハ光源ニ對シ直接覆ヲ施シ又ハ之ニ準ズル方法ヲ講ジ各表ニ掲グル條件ニ依リ光ヲ遮ルヲ謂フ

第四號表及第五號表中確認距離ト稱スルハ燈火ノ目的ニ應ジ實用ニ適スル程度ニ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ

第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及第七號表中透視距離ト稱スルハ光源及其ノ反射光等一切ノ光ヲ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ

第十條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ地方長官又ハ警察署長ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ但シ豫メ陸海軍司令官ト協定シタル事項ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五表ニ依ル許可又ハ指定ヲ爲サントスルトキ

二 第四條第一項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ祕匿スベキ期間ヲ定メントスルトキ

三 第五條第二項ノ規定ニ依リ指定セントスルトキ

四 空襲管制ノ場合ニ於テ第六條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サント

スルトキ

附 則

本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス(附表ハ五七五頁以下)

燈火管制規則施行ニ關スル件

昭和二三、四、四(發令第二八號內務次官ヨリ各地方長官宛)

今般燈火管制規則公布相成候處之ガ施行ニ關シテハ左記ニ依リ其ノ運用上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

第三條ノ關係

(一) 本令ニ依ル光ノ祕匿義務者ハ防空法第八條、第十條ニ定ムル所ニ依リ「其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者」ナルモ平素ヨリ充分調査シテ責任者ヲ定メ置ク様指導スルコト

(二) 光ノ祕匿ハ本條ニ依リ日没ヨ

リ日出迄ノ間之ヲ行フコトト規定セラルルモ日没、日出ノ時間間々ノ爲指導上支障ヲ來スノ虞アルヲ以テ右時間ノ周知方考慮スルコト

第四條ノ關係

(一) 本條ニ依ル光ノ祕匿ハ警戒管制及空襲管制ニアラザル燈火管制ニシテ概ネ戰時又ハ事變ノ當初未ダ警戒管制ヲ必要トセザル程度ノ時期ニ於テ屋外燈ノ一部ヲ祕匿セシムルヲ目的トシ從テ其ノ始期及終期ハ防空警報ニ依ラズ地方長官ガ其ノ期間ヲ定メ(第十條ノ關係參照)告示スルコトニ依リ祕匿義務ヲ發生セシムルモノナルコト

(二) 本條ニ依ル屋外燈ノ指定ハ燈火及地域ヲ併セ指定スルコト尙燈火ノ指定ニ付テハ種類ニ依リ指定スルヲ本則トスルモ事情ニ依リ或ル種類ノ燈火ノ内特定ノ燈火ヲ除外シテ指定スルヲ妨ザルコト

(三) 第二項ニ依ル告示ノ周知徹底ニ付テハ大體警戒警報ノ傳達ニ準

ジ處置スルコト

(四) 第二項ニ依ル告示ヲ爲シタルトキハ計畫局ニ速報スルコト

第五條ノ關係

第二號ノ指定ハ左ノ各號ニ依ルコト

(一) 本條ハ其ノ運用ニ依リテハ燈火管制ノ趣旨ヲ没却スルガ如キ結果ヲ生ズルヲ保シ難キヲ以テ之ガ取扱ニ付テハ特ニ慎重ナルヲ必要トスルモ仍適切ナル活用ニ依リ本令ニ依ル制限ヲ實情ニ即セシムル様十分ノ考慮ヲ拂フコト(本條適用ノ場合ノ概略ニ關シテハ第一號表乃至第七號表ニ關スル記載參照ノコト)

(二) 本號ニ依ル指定ハ

(イ) 一定種類ノ燈火ヲ包括的ニ指定スル方法及個々ノ光ヲ指定スル方法孰レニ依ルモ妨ゲナキコト

(ロ) 指定ニ依リ光ノ祕匿ノ程度ニ關シ本令ノ制限ヲ全ク解除スル場合ト特定ノ條件ヲ附シテ指

定シ其ノ條件ノ範圍内ニ於テ本令ノ制限ヲ解除スル場合(例ヘ

バ特定ノ自動車ノ燈火ヲ本條ニ依リ指定スル場合空襲管制中ト雖モ警戒管制ノ程度ニ祕匿スルモノニ限り之ヲ指定スル等)ト孰レニ依ルモ妨ゲナキコト

(ハ) 成ルベク關係者ヲシテ指定ヲ申請セシムル方法ニ依ルコトトシ必要アルモノニ付テハ申請ナキ場合ニ於テモ指定シ得ルコト

(ニ) 本號ニ依ル指定ノ要アルモノハ平素ヨリ十分調査シ置キ原則トシテ燈火管制ノ實施又ハ訓練ノ事前ニ於テ指定ヲ爲スコトトシ實施又ハ訓練ヲ行フ期間中ニ之ヲ爲スハ止ムヲ得ザル場合ニ限ル様考慮スルコト

(三) 本號ニ依リ指定シタルモノハ告示其ノ他周知ノ方法ヲ講ジ指定上遺漏ナキヲ期スコト

第六條ノ關係

(一) 第一號ニ付テハ嚴ニ濫用ヲ戒ムルコト第一號ニ依リ光ヲ使用シタルトキハ警察署長ニ届出デシムルコトトシ警察署長ハ速カニ陸海軍司令官ニ通報スルコト

(二) 第二號ノ許可ハ大體第一號ニ準ズベキ臨時緊急ノ場合(例ヘバ特別ノ事故發生シ又ハ發生ノ虞アル爲必要アル場合等)ノ處置ナル點ニ於テ第五條第二號ニ依リ指定ト區別セラルルモノナルヲ以テ本條ノ適用ハ眞ニ止ムヲ得ザルモノニ限定スルコト尙可及的之ガ許可ノ手續ヲ簡易ニスルコト

第七條ノ關係

(一) 甲、乙ノ區分ハ當該區域ニ對シ警察署、市町村役場等ヲ通ジ周知ノ方法ヲ講ズルコトトシ區分ノ全貌ハ之ヲ祕匿スル様特ニ留意スルコト、特ニ船舶ニ對スル周知方法ニ關シテハ十分考慮スルコト

(二) 甲、乙ノ區分ヲ定メタルトキハ直ニ計畫局ニ報告スルコト

(三) 第二項ニ依リ海上ノ區域ヲ定ムルモノニ關シテハ追テ示達スル所ニ依ルコト

第八條ノ關係
各表中ノ許可又ハ指定ノ取扱ニ付テハ各表ニ關スル記載參照ノコト

第九條ノ關係
遮光ニ關シテハ遮光裝置ヲ施サズトモ各表ニ掲グル遮光條件ニ合致スル

第十條ノ關係
モノハ差支ナキコト

(一) 第一號ニ關シテハ各表ニ掲グル記載參照ノコト

(二) 第二號ニ關シテハ陸海軍司令官ト特ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

(三) 第三號ニ關シテモ第一號ニ付各表ニ記載シタル所ニ準ジ一般ノ方針ヲ協定シテ手續ノ簡易化ヲ考

慮スルコト

(四) 第四號ニ關シ防空訓練ノ場合ニ於テハ前號ト同様ノ取扱ヲ爲スコト

第一號表乃至第七號表ニ就テ

(一) 從前指導上用ヒラレタル規定ト各表トノ主要ナル差異ハ左ノ如シ(五七五—五七九頁參照)

種類	警 戒		管 制	
	乙	甲	甲	制
街路燈類及之ニ準ズルモノ	街路面一〇〇平方米ニ付一燭光ヲ一、五燭光ニ改メタルコト	殘置スル場合ノ最大照度〇、一「ルクス」ヲ〇、二五「ルクス」ニ改メタルコト	殘置スル場合ノ最大照度〇、二「ルクス」ヲ〇、三「ルクス」ニ改メタルコト	
屋外作業燈類及之ニ準ズルモノ	作業面一〇〇平方米ニ付二燭光ヲ三燭光ニ改メタルコト			
普通屋内燈類及之ニ準ズルモノ	從來ノ方法ノ外減光ノ程度ヲ嚴ニスルトキハ遮光條件ヲ設ニシ得ル場合並ニ漏光制限ノ方法ヲ認メ融通性アラシメタルコト	減光且遮光ノ場合ニ於テ室ノ廣サ三平方米ニ付〇、一燭光ヲ〇、五燭光ニ改メタルコト		
自動車燈類	前照燈及側燈ニ付前方一定ノ位置ニ於ケル照度ヲ標準トシテ制限シ減光方法ノ選擇ノ範圍ヲ大ナラシムルト共ニ遮光方法ニ付テモ同様ニ選擇ノ餘地ヲ大ナラシメタルコト			

(二) 業態又ハ燈火ノ種類ニ應ジ夫ニ適切ナル秘匿ノ程度ヲ明カニスルト共ニ成ルベク其ノ方法ノ標準ヲ示シ各種ノ照明方法ヲ考案セシムル機努ムルコト

(三) 各表ノ記載中

減光且遮光 燈 一 燭 光 以 下 減 光 以 上 減 光 以 下 減 光 以 上

等トアルハ夫々其ノ孰レノ方法ニ依ルモ妨ナキ意ナルヲ以テ留意スルコト

第一號表ノ關係
標識燈ノ種類ニヨリ標識ノ目的ヲ標示スル記號ヲ表ス様工夫セシムルコト

門軒燈類
警戒管制(甲)ノ許可ノ街路燈類ニ準ズルコト

屋外作業燈類
(一) 警戒管制(甲)ノ許可ハ直ニ消燈シ得ル裝置及適當ナル通信連絡ノ處置アルモノヲ標準トスルト共ニ最大照度ト爲ス場合ノ直射光ニ依ル被照面積ノ最大照度等ニ付陸海軍司令官ト協定シ置キ重要ナルモノヲ除ク外ハ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ同條但書ニ依リ省略スル様取計フコト

係燈ノ起重機ヲ用フル燈火ニ準ジ處置スルコト

第二號表ノ關係
店先燈類
「店先陳列箱照明燈」ハ持テ運ビ得ル陳列箱ノ照明燈ヲ指稱シ建物ニ固定シタル所謂「シヨウウインドウ」ノ照明燈ハ普通屋内燈類ニ包含スルコト

(一) 警戒管制(甲)ノ許可ハ直ニ消燈シ得ル裝置並ニ適當ナル通信連絡ノ處置アルモノヲ標準トスベキコト此ノ場合ノ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ右ノ方針ニ付陸海軍司令官ト協定シテ重要ナルモノヲ除ク外ハ同條但書ニ依リ個々ノ協議ヲ省略スル様取計フコト

(二) 統一の減光シ又ハ消燈シ得

(二) 起重機ヲ用フル作業ニシテ特ニ止ムヲ得ザルモノニ付テハ規則第五條第二號ノ適用ニ代リ船舶關

(一) 警戒管制(乙)ノ(ロ)ノ場合ハ減光ノ程度ヲ嚴ニシタルトキハ遮光條件ヲ緩和セントスル趣旨ニシテ此ノ場合ニ於テハ直射光ガ不必要ニ外部ニ漏レザル様指導スルコト

(二) 漏光制限ハ左ノ各號ニ依ルコト

(イ) 漏光制限ハ差當リ特殊ノ工場、特ニ照明ヲ必要トスル店舗

等ニ限リ照明方法及漏光部ノ光量ヲ申出デシメ支障ナシト認ムル場合ニ於テ許可スルコト

(ロ) 許可シタルトキハ照明方法ヲ當該場所ニ提出セシムル等取締上遺漏ナカラシムルコト

(ハ) 漏光制限ノ許可ニ付テモ成ルベク一般ノ方針ヲ陸海軍司令官ト協定シ置キ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ同條但書ニ依リ省略スルコト

第三號表ノ關係

自動車燈類

(一) 前照燈及側燈ノ秘匿ノ程度ヲ從前指導上用ヒラレタルモノト異ニシタルハ減光方法並ニ遮光方法ノ選擇ノ範圍ヲ大ナラシメタル趣旨ナルニ付自動車ノ種類用途等ニ應ジ適當ナル方法ヲ考究セシムルコト

(二) 空襲管制中特ニ點燈ヲ必要トスル自動車(消防自動車、防空ニ從事スル自動車、特殊ノ公用自動車、特ニ運轉繼續ヲ必要トスル乗合自動車等但シ防空實施ノ場合ト防空訓練ノ場合トハ自ラ取扱ヲ異ニスル要アルハ勿論トス)ノ燈火ハ規則第五條第二號ヲ適用シ一定ノ記號ヲ附シ及其ノ數ノ制限ヲ爲ス等ノ條件ノ下ニ點燈ヲ認ムルコト

車、特ニ運轉繼續ヲ必要トスル乗合自動車等但シ防空實施ノ場合ト防空訓練ノ場合トハ自ラ取扱ヲ異ニスル要アルハ勿論トス)ノ燈火ハ規則第五條第二號ヲ適用シ一定ノ記號ヲ附シ及其ノ數ノ制限ヲ爲ス等ノ條件ノ下ニ點燈ヲ認ムルコト

第四號表ノ關係

車輛燈類

車内照燈ニ付警戒管制(ロ)ノ指定ハ車輛ノ構造上漏光面比較的小ナルコト、迅速ニ減光シ得ル設備アルコト等ヲ審査ノ上支障ナシト認ムルモノニ限り之ヲ爲シ(概ネ車輛ノ種類ニ依リ指定ノコト)此ノ場合ノ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ前記ノ諸例ニ準ズルコト

特殊照燈類

(一) 入換作業用構内照燈、乗降場屋外燈ニ付警戒管制(甲)ノ許可ハ屋外作業燈類ノ例ニ準ズルコト

(二) 各種詰所屋外燈等ノ警戒管制

(甲)ノ許可ハ街路燈類ノ例ニ準ズルコト

(三) 屋外各種表示燈ニ付警戒管制ノ場合但書ニ依リ指定スルモノハ申請ニ基キ鐵道軌道ノ運営上必要ナル最少限度ニ止ムルコト

踏切燈類

踏切警報器燈ハ警戒管制(乙)ニ於テ空襲管制ニ移リ易カラシムル爲適宜減光スルモ妨ナキコト

第五號表ノ關係

航路關係燈

航路標識燈ノ秘匿ノ程度ハ關係ノ向ニ夫々通達スベキコト(特ニ公表セザル様留意スルコト)

船燈類

燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ付テハ第五條表備考ノ規定ヲ適用シ通信省ニ於テ其ノ旨告示スルコト

船舶照燈類

(一) 一般船室外照燈、起重機ヲ用

フル荷役用船室外照燈ニ付警戒管制(甲)ノ許可ハ屋外作業燈類ニ準ズルコト

(二) 漁火ニ關シテハ速カニ研究ノ上更ニ適當ナル方針ヲ定ムルノ要アルモ差當リ概ネ一般船室外照燈ニ準ズルコトトシ防空訓練ノ場合ニ於テハ時期、區域等ヲ定メ第五條第二號ニ依リ制限ヲ適用セザル等ノ取扱ヲ考慮スルコト

埠頭

(一) 埠頭上屋倉庫屋外燈ニ付警戒管制ノ(甲)ニ於ケル許可ハ屋外作業燈類ニ準ズルコト

(二) 屋外各種表示燈ニ付警戒管制ニ

燈火管制規則附表 第一表

種類	警戒管制		空襲管制	遮光條件
	乙	甲		
廣告看板裝飾燈類	消燈	消燈	消燈	
廣告看板裝飾燈類 其他之類ニ屬スル燈火	消燈	消燈	消燈	

一般屋外燈ノ光ノ秘匿ノ程度(以上主として個人用を掲ぐ)

於テ特ニ指定スルモノハ鐵道軌道關係燈ノ屋外各種表示燈ニ準ズルコト

第六號表ノ關係

航空關係燈ノ秘匿ノ程度ハ關係ノ向ニ夫々通達スベキコト

第七號表ノ關係

火焰類

(一) 各種事業場等ニ於ケル秘匿ノ設備ハ速ニ之ヲ整備セシムルヲ要スルコト勿論ナルモ同時ニ設備完了迄ノ間本令ノ制限ニ依ルコト困難ナルモノニ付テハ必要ニ應ジ規則第五條第二號ヲ運用スルコト

(二) 防空訓練ノ場合炭燒爐等營業者ノ生計上止ムヲ得ザルモノノ類

ニ關シテモ適宜規則第五條第二號ニ依ルコト

官廳防空令ニ依リ本令ヲ準用スル場合ノ取扱

官廳防空令第五條ノ規定ニ依リ本令ハ原則トシテ國ニ於テ管制スル施設ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ準用セラル、モ此ノ場合ニ於テハ別ニ示スモノ、外第五條及第八條ニ依リ許可ヲ要スル場合ハ夫々警察署長又ハ地方長官ニ協議スルコトトシ右協議ニ付テハ第十條ニ準ジ地方長官又ハ警察署長ニ於テ陸海軍司令官ニ協議スルコト

於ケル指揮及當該
指揮ニ對スル措置
報告等ニシテ緊急
ヲ要スル通信

第五條 防空電報ハ電報取扱時間ニ拘
ラズ之ヲ取扱フ

第七條 防空通信ヲ發スル者ハ其ノ請
求ノ際第三條ノ種別ヲ申出ツベシ

第八條 防空通信ハ無料トス

防空通信ノ爲必要ナル加入又ハ専用
電話ニ關スル料金ハ之ヲ特定又ハ免
除スルコトアルベシ

防 毒

空襲に用ひられる瓦斯

窒息瓦斯 一時性にして爆弾の中に
入れ投下される場合多し。

糜爛瓦斯 持久性瓦斯にして飛行機
より雨下又は爆弾に入れて投下する。

其の他催涙瓦斯、「クシヤミ」瓦斯、
中毒瓦斯等あれども、飛行機上よりの
使用は比較的尠し（瓦斯の詳細に就て
は近代陸海軍裝備の趨勢の部参照）

瓦斯防護の要訣 瓦斯に對しては怖
れず、侮らず、確實機敏且忍耐力を以
て防護の處置を講ずることが最も必要
なる條件であつて、徒に狼狽して混亂
に陥るが如きことがあつてはならぬ。
之が爲平常より瓦斯に對する正しい防
護施設と、規律ある統制訓練の實施を
要するのである。

個人の防護

防護 窒息瓦斯に對しては防毒面が
あれだ完全に防護が出来る。糜爛瓦斯
に對しても眼及呼吸器を保護し得る
も、液が皮膚や著物等にしみ込むのを
防ぐためにはゴム服、ゴムマント、ゴ
ム手袋、ゴム靴（高下駄）等が必要で
ある。又防毒用具は完全なものを選ぶ
必要がある。

體面（面を被ること）は確實で迅速
でなければならぬ。如何なる時と場合
でも、確實迅速に裝面し得る如く、豫
め練習して置く必要がある。裝面のと
き呼吸を止めること、面が確に顔に密
着して居るかを點檢することは大切で

水布等の如き物を以て汚毒を避けたる
後其の物を棄て、速かに汚毒地域を脱
れ出で前述の要領にて直ちに身體の除
毒、被服の消毒を行ふを要す。

家庭の防護

防毒室 家庭には防毒室を準備する
を要す。又防毒蚊帳を以て代用するも
可なり。防毒室とは其の家族を集め防
護するため密閉した部屋を謂ひ、防毒
蚊帳とは同様の目的を以て作りし特別
の蚊帳をいふ。防毒室、防毒蚊帳の大
さは之に其の家族全員が避難し得て尙
多少の餘裕あるを可とす。普通一人一
疊の割合で二、三時間は身體に影響す
ることなし。

防毒室の位置は家屋の構造其他を
考慮して避難に便にして、防毒設備の
容易、爲し得れば爆弾の破片等に對し
ても安全なる一室を選定するを可と
す。

此の際出來れば連續した二室を一室
は前室とし、瓦斯の進入を先づ此の室
で制限し、奥の一室に避難する如く準

ある。瓦斯は臭氣微弱だからとて裝面
を怠る可らず。瓦斯吸入の後裝面せる
場合、又は激動等の爲苦痛を感じても
脱面（面を脱ぐこと）す可らず。防毒
面を有せざるか又は破損して其の用を
なさないときは、濡した手拭（重曹液
又はウロトロピン液に濡したるものな
れば一層可なり）等を以て鼻及口を覆
ひ、水中眼鏡を使用し、鼻にて靜かに
呼吸を行ひながら早く風上、避難所等
に避難すべし。

檢知 防毒面を裝みた場合瓦斯の有
無を知るには食指を覆面の縁と頬との
間に挿し込み、口を閉ぢ空氣を短く且
淺く吸入し鼻を檢し、食指を覆面より
脱し空氣を吐き出すのである。

消毒 糜爛瓦斯は其の傷害症狀は直
ちに現れざる爲知らず職らずの間に危
害を蒙り易し。故に之を知つた場合は
速かに裝面し、其の瓦斯の附着せる物
は止むを得ない場合はゴム手袋で取扱
ふべし。ゴムでも時間を経過せば瓦斯
は滲透する故時々晒粉等にて消毒する

備すべし。
防毒蚊帳を吊るべき部屋も亦之に準
ず。
尙各家庭には少くも一箇の市民用防
毒面を備付けて、瓦斯の來襲を受けて
も裝面者が外に出て内外の連絡や火災
盜難の防止等に努めねばならぬ。
防毒室設備の第一要件は氣密（密閉
のこと）にして、出入のため扉、襖
又は障子のみを残し、他は紙等を以て
十分目張りをする可し。此の際壁と柱
との間、罫の下、天井の隙間等にも注
意すべし。設備終了後膏松葉等を濡ら
せて氣密の程度を點檢するを可とす。
防毒室には室外の状況を見得る如く硝
子窓等を附けて避難者の不安を減ずる
如く設備し、防毒蚊帳は透明なるセル
ロイド板等で側面に窓を設くるを可と
す。室の入口は最小限度の大さとし、
出入の際瓦斯の侵入を防ぎ、一旦閉鎖
すれば完全に氣密が保持されることが
必要である。之が爲幕布（ゴム布、其
の他防水布等）を垂れ二枚重ねにする

す。下駄は汚毒地を歩くに便である。
然し使用後は直に晒粉の消毒を要す。
皮膚に糜爛瓦斯液の附着した場合は先
づ其の部分に綿布、ガーゼ、吸取紙等
で軽く押へ液を吸ひ取るべし。此の際
不用意に拭ふときは却て液の附着せる
部分を擴大にする故注意を要す。次い
で除毒粉（過マンガン酸）、カリ石油等
を以て反覆して拭つた後、石鹼液や温
ま湯を以て洗ひ去るべし。又晒粉を水
にて泥狀にしたものを厚く塗り、數分
間其の儘にして後温ま湯又は水を以て
洗ふこともある。粉狀の晒粉を直接使
用すれば液と接觸して高熱を發し、火
傷することあるを以て注意を要す。被
服に糜爛瓦斯が附着し又附着の疑ある
場合には直ちに著換へる。或は其の部
分を切り取らねばならぬ。眼に傷害を
被つた場合には水、食鹽水、二%の重
曹水等を以て反覆して洗ひ、毒物を除
いた後アルカリ性軟膏等を以て治療す
べし。瓦斯雨下を受けた場合は直ちに
に屋下に入るか、或はマント、傘、防

を可とし、尙一米以上を離し二、三箇所に設け得れば更に可なり。防毒蚊帳は麻絲等を心として之にゴム引布、防水紙、障子紙等を蚊帳状に張り合して作り、之を吊りしときは書籍、座蒲團等適宜の物料を以て其の下部を押へ隙間を生ぜしめざること。

空襲警報と共に全員一室に集まり、時々家の周囲を巡視し、雨戸及各室の襖、障子を閉ぢ、防毒室に入る準備し、

空襲を受けた場合は直ちに防毒室に入り入口を密閉する。一人は防毒面を装し防毒室の外に在つて外と連絡し、火災避難の豫防、瓦斯の有無を檢すべし。

持久瓦斯の消毒 糜爛瓦斯の消毒法は前述せる如く汚毒されたものは必ずゴム手袋等にて取扱ひ、時々ゴム手袋は晒粉で消毒することが必要である。併し汚毒された水は必ずしも色と臭氣のみで見わけることが出来ないから、

瓦斯が入つたらしい水は飲料水として使用しない方が宜しい。又油紙、「ペラフィン」紙、「セロハン」紙、「アスファルト」紙、木箱、「ガラス」壺及「ブリキ」罐等で包装密閉された食品は、總ての瓦斯に對し防毒が完全である。但し之を開く場合食品に瓦斯を附着せしめざる如く注意を要する。

糜爛瓦斯で汚れた物の消毒法

種 類	方 法
拭ひ取る法	金物や塗料を施した所は數十回綿布で拭へば概ねよい。
日光に乾す法	家庭では簡便な消毒法で、冬季約五日間、初春、晩秋は約三晝夜、夏季は約八時間である。
熱を加へる法	焚火、炭火等は簡單に行ひ得る加熱法であるが、皮類などは熱が高過ぎると變質するから注意を要する。
煮る法	簡單なる方法にして消毒所要時間は約十五分を要する。
石油などでのる法	金物に對してはよいが錆の原因となるから消毒後石油で完全に除かねばならぬ。
金物に對しては錆を出し、ラシヤ、皮革類に對しては其の質を著しく悪くし且褪色せ	

外出先にて瓦斯に遭遇した場合は狼狽してはならぬ。防毒面を有せざるときは手拭等を鼻、口に當て、附近防護團員の指圖により避難すべし。避難は風上に向つてするものである。空襲を受けた場合止むを得ず外出する場合は防毒面を携行すべし。尙其の外に晒粉包やゴム手袋、ゴム靴、油紙の様な覆になるやうなものを持參せば一層安全である。糜爛瓦斯撒毒地域へは接近すべからず。又臭臭ある地面は避けて通行し、又下駄やゴム靴で通過しても通過後晒粉で消毒を要する。晒粉がないときは土や砂に十分擦り取るのも稍々効果あり。瓦斯雨下の場合屋根下に入り建物等の風下に避けると比較的安

瓦斯患者の救急

瓦斯患者に對する救急處置は迅速を要する。而して之が應急處置は

瓦斯患者は速かに新鮮なる空氣の所に救ひ出して身體の毒を除き、出來得れば著物を著換へ。著物や携帶品等には標しをつけて之を他の安全な場所に集め、出來るなら直ちに消毒する。患者の脱面は身體除毒後に行ふ。

瓦斯患者を救ふ者は必ず防毒のため装面し、ゴム手袋やゴム靴其の他必要なるゴム服等を着用するを要す。瓦斯患者特に窒息瓦斯に中毒した者は成るべく安靜を保たしめ、其の救出に方りては一見輕症者と雖も歩行を禁じ、擔架等を以て運搬し、速かに救護班の處置を仰ぐべし。

瓦斯患者は多くは體温下り、重症者は人事不省となるを以て安靜にすると同時に保溫に注意し、毛布、湯タンポ

外出先の防護

備 考	晒粉に依る法
汚毒部が小なるときは其の部分を取り取るがよい。	しむるからなるべく實施しないがよい。而し金物は晒粉使用後十分拭ひ錆を防がねばならぬ。被服類に對しては粉状の晒粉を使用するより濃厚なる乳劑として使用する方がよい。此の際之に浸す時間は概ね三十分として消毒後十分水洗を行はねばならぬ。

等で直接保溫に努むる外室内の温度及換氣に注意すべし。糜爛瓦斯に對しては個人の防護にて述べたことに注意すべし。

防護資材取替規則

(昭和二三、五、二) (内・厚省令一)

- 第一條 本令ニ於テ防毒具ト稱スルハ毒性ノ瓦斯、煙霧液體粉塵等ニ對スル防護具ヲ謂フ
- 第一種 防護面(酸素呼吸器ヲ含ム以下之ニ同ジ)、防毒衣、防毒手袋
- 第二種 其ノ他ノ防毒具
- 本令ニ於テ防毒檢定器ト稱スルハ毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ヲ檢知スル器具及防毒具ノ性能ヲ檢査ス

ル器具ヲ謂フ

本令ニ於テ防毒藥物ト稱スルハ防毒面吸收罐又ハ防毒濾函ニ使用シ効能アリトスル藥物、毒性ノ瓦斯、煙霧液體、粉塵等ノ檢知ノ効能アリトスル藥物及防毒ノ効能アリトスルモノニシテ内務大臣及厚生大臣ノ指定スル藥物ヲ謂フ

本令ニ於テ防毒具材料ト稱スルハ防毒具ノ製造又ハ修覆ニ使用スル物ニシテ内務大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條 本令ハ販賣ノ用ニ供スル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及防毒具材料ニ付之ヲ適用ス但シ第十一條及第十二條ノ規定ハ販賣ノ用ニ供セザルモノニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ヲ製造セントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ、輸入又ハ移入セントスル者ハ第一號乃至第三號及第六號ニ掲グル事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ主タル業務所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)

品及其ノ分量並ニ製造方法ノ概要ヲ併記スルコト)
五 防毒具材料ニ在リテハ其ノ品名品質及性能
六 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ニ添付スル性能又ハ効能説明書
前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受クベシ
第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ地方長官ニ届出ツベシ

第七條 第二種防毒具ノ發賣者ハ其ノ發賣スル第二種防毒具ニ其ノ型式及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ
防毒藥物ノ發賣者ハ其ノ發賣スル防毒藥物ノ容器又ハ被包ニ防毒藥物ナル文字、品名及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ
防毒具材料ノ發賣者ハ其ノ發賣スル

ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)商號及業務所在地
二 製造所ノ名稱及所在地
三 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ種類、型式、構造及性能
四 製造方法及製造設備(製品検査設備ヲ含ム)ノ概要並ニ一年ノ製造能力
五 主任技術者ノ氏名及履歷
六 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ添付スル性能説明書
前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受クベシ
第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ内務大臣ニ届出ツベシ
第四條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ其ノ型式及製造年並ニ製造者ノ氏名(法人ニ在リ

テハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記シ且防毒面吸收罐又ハ防毒濾函ニ別表ニ掲グル性能標識ヲ附スベシ

第五條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付内務大臣ノ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受クベシ
前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニハ第一號様式ノ檢定證印ヲ附ス

第六條 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ヲ發賣セントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ主タル業務所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
一 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)商號及營業所所在地
二 製造所ノ名稱及所在地
三 第二種防毒具ニ在リテハ其ノ種類、型式、構造及性能
四 防毒藥物ニ在リテハ其ノ品名、品質及効能(製劑ニ在リテハ原料

防毒具材料ノ容器又ハ被包ニ防毒具材料ナル文字、品名及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ
第八條 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ請賣營業ヲ爲サントスル者ハ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツベシ
第九條 第五條第二項ノ規定ニ依ル檢定證印ナキ第一種防毒具若クハ防毒檢定器又ハ第四條若クハ第七條ノ規定ニ依ル表示若クハ性能標識ナキ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若クハ防毒具材料ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
第十條 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ハ第三條第一項第六號ノ性能説明書又ハ第六條第一項第六號ノ性能若クハ効能説明書ヲ添付スルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
第十一條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ修覆營業ヲ爲サントスル者ハ營業所毎ニ營業所所在地ノ地方長官ノ

許可ヲ受クベシ
第十二條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ修覆營業者ハ其ノ修覆シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付内務大臣ノ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受クベシ
前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具ハ防毒檢定器ニハ第二號様式ノ檢定證印ヲ附ス
前項ノ規定ニ依ル檢定證印ナキ第一種防毒具又ハ防毒檢定器ハ之ヲ修覆シタルモノトシテ交付スルコトヲ得ズ
第十三條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若クハ防毒具材料ヲ製造、貯藏若クハ販賣スル場所ヲ巡視セシメ又ハ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若クハ防毒具材料ヲ検査セシムルコトヲ得
第十四條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者其ノ業務ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ本令ノ規定ニ違反シ

テハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記シ且防毒面吸收罐又ハ防毒濾函ニ別表ニ掲グル性能標識ヲ附スベシ
第五條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付内務大臣ノ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受クベシ
前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニハ第一號様式ノ檢定證印ヲ附ス
第六條 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ヲ發賣セントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ主タル業務所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
一 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)商號及營業所所在地
二 製造所ノ名稱及所在地
三 第二種防毒具ニ在リテハ其ノ種類、型式、構造及性能
四 防毒藥物ニ在リテハ其ノ品名、品質及効能(製劑ニ在リテハ原料

タルトキハ内務大臣ハ其ノ許可ヲ取
消スコトヲ得

第十五條 第二種防毒具、防毒藥物若
クハ防毒具材料ノ發賣者、防毒具、
防毒檢定器、防毒藥物若クハ防毒具
材料ノ請賣業者又ハ第一種防毒具若
クハ防毒檢定器ノ修覆業者其ノ業
務ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アリ
タルトキ又ハ本令ノ規定ニ違反シタ
ルトキハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消
シ又ハ營業ヲ禁止若クハ停止スルコ
トヲ得

第十六條 第三條第一項ノ規定ニ違反
シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス
第十七條 第六條第一項ノ規定ニ違反
シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓
以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 第三條第二項、第四條、第六條
第二項、第七條乃至第九條、第十
一條又ハ第十二條第三項ノ規定ニ
違反シタル者

二十三條ノ規定ニ依ル巡視又ハ
検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル
者

三 第十五條ノ規定ニ依ル營業ノ停
止中其ノ營業ヲ爲シタル者
第十九條 第三條第三項、第六條第三
項又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者
ハ科料ニ處ス

第二十條 防毒具、防毒檢定器、防毒
藥物又ハ防毒材料ノ製造者、輸入者
移入者、發賣者、請賣業者又ハ修
覆業者ハ其ノ代理人、戶主、家族
同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ
其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルト
キハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以
テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第二十一條 本令ニ依リ適用スベキ罰
則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、
取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル
役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナル
トキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス
但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力
ヲ有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 本令ハ陸海軍ノ用ニ供ス
ル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及
防毒具材料ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則
本令ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施
行ス

本令公布ノ際現ニ防毒具、防毒檢定器
若クハ防毒藥物ヲ製造若クハ發賣スル
者又ハ其ノ請賣業者ヲ爲ス者ハ本令施
行後一月以内ニ第三條、第六條又ハ第
八條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ第三條又ハ第六條ノ
許可ヲ申請シタル者ニ付テハ其ノ申請
ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄
第四條、第五條及第七條ノ規定ハ之ヲ
適用セズ

本令施行ノ際現ニ存スル防毒檢定器若
クハ防毒藥物又ハ第二項ノ規定ニ依リ
第三條若クハ第六條ノ許可ヲ申請シタ
ル者ガ其ノ申請ニ對スル許可若クハ不
許可ノ處分ノ日迄ニ製造若クハ發賣シ
タル防毒具、防毒檢定器若クハ防毒藥
物ニ付テハ本令施行後一年間第九條及

第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
別表

防毒面吸收罐及防 毒濾筒種類	性 能		標 識
	標 識	色	
普通瓦斯用	灰色	及 黑色	イロ
酸性瓦斯用	灰色	及 紅色	ホ
有機瓦斯用	黒色	及 紅色	ハ
粉塵用	白色	及 黒色	ロ
一酸化炭素用	白色	及 紅色	ハ
消滅煙氣用	白色	及 黒色	ホ
金屬煙氣用	白色	及 黒色	ロ
アンモニア用	綠色	及 黒色	チ
亞硫酸及硫黃用	橙	及 黒色	リ
青酸用	青	及 黒色	ニ
硫化水素用	黄	及 赤	ル
酸化水素及砒化水素用	藍	及 赤	ワ
各種瓦斯及煙霧用	暗	及 赤	カ
防 空 用	棒	赤	ヨ

備 考

一、標識色ハ外部全面一様ニ塗色シ二色ノ場合ハ上下二層ニ塗色スルコト
二、標識記號ハ白色ヲ以テ表スコト但シ標識色白色ナルトキハ黒字ヲ以テ
表スコト

第一號様式



外 圓

直徑一五耗

第二號様式



外 圓

直徑一五耗

航空乗組員養成所増設

興亞の我が航空界の躍進に應じ
て一年間一千名を目標に鳥人の大
量生産に乘出した遞信省航空局で
は既定の仙臺、米子、新潟、熊本、
新居濱の五乗員養成所の外更に千
葉、岡山、宮崎、京都、静岡の五
所を増設することに決定した。

取締役會長 尾形次郎

三井鑛山株式會社

東京市日本橋區室町二丁目一番地

電話日本橋(24) 自二三三一
至二三三九番

軍關係の國家的施設

學校教育

國民の心身を健全に發達せしめ其の資質を向上し、以て國力を増進し國運の隆昌を圖るは内外の情勢に鑑み最も緊要の要務にして、此の目的の達成は主として之を教育の效果に待たざるべからず。

此處に於て學校に於ける教練を一層振作して體育を促進すると共に德育を裨補し併せて國防能力の増進を圖る必要を生じ現役將校を配屬して之に任せしめ、又現下青年教養の施設は逐年發達の趨勢に在りと雖も尙未だ十分ならざるものあるを以て青年訓練の制を定め、一般青年に對して適切なる訓練を行ふに至れり。

而も此の訓練の結果は兵役に服する

ものに對し幹部候補生及其の他の資格を伴ふが故に、其の國家産業の進展に及す效果も亦頗る大なりと謂ふべし。學校教練及青年訓練は文部大臣の主管に屬するも、此等訓練の成否は國防上重大の意義を有するに鑑み陸海軍は特に熱誠以て切實なる援助を與へ、最善の努力を費して成果の向上に違算なきことを期する所以である。

陸軍現役將校學校配屬令摘要

(大正一四、四)
(勅令一三五)

(一) 現役將校を配屬し男生徒の教練を掌らしむる學校

イ 官立又は公立の師範學校、中學校、實業學校、商業學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、臨

時教員養成所、青年學校教員養成所

ロ 學校の申請に因り現役將校を配屬するもの

私立の中學校、實業學校、高等學校、大學豫科若くは專門學校、兵役法施行令第百條第三號の規定に依る認定を受けたる私立學校、大學學部の申出あるときは現役將校を配屬す

(二) 陸軍大臣は現役將校をして本令に依りて將校を配屬したる學校に於ける教練實施の状況を査閲せしむる。

(三) 配屬將校は教練に關しては當該學校長の指揮監督を承く、陸軍大臣及文部大臣は特別の事由あるときは將校の配屬を止むることあり又戰時事變の際其の他止むを得ざる場合は配屬せざることあり。

(四) 官立又は公立の商船專門學校及商船學校には將校を配屬せず、尋常小學卒業程度を以て入學資格とする

修業年限五年の實業學校又は之と同
等以上の實業學校以外の實業學校、
修業年限二年未満の青年學校教員養成
所及夜間に於て教練を課する學校
には將校を配屬せず。

(五) 陸軍現役將校の配屬を受けんと
するときは大學に在りては總長又は
學長其の他の學校に在りては設立者
に於て左の事項を具し陸軍大臣及文
部大臣に宛てたる申請書を文部省に
提出するのである。

(イ) 名稱 (ロ) 位置 (ハ) 入學資格
修業年限 (ニ) 學生生徒定員、現在
學生生徒學年別及學級別員數 (ホ)
屋外體操場の區域及面積 (ヘ) 武器
及其の附屬物の種類並に員數 (ト)
現在體操科教員の氏名及略歴

(六) 左の場合は現役將校の配屬を止
むることあり。

(イ) 兵役法施行令第百條第三號の
規定に依り認定せられたる學校に
して其の認定を取消されたるとき
(ロ) 教練の成果を擧ぐる見込なき
とき

(註)

兵役法施行令第百條
左に掲ぐるものは兵役法第四十一
條第一項の規定に依る中學校の學
科程度と同等以上と認むる學校と
す。

一 師範學校、實業學校(尋常小
學卒業を入學程度とする修業年
限五年又は之と同等以上のもの
に限る)、高等學校、大學令に依
る大學豫科、專門學校、高等師
範學校、大學令に依る大學學部
臨時教員養成所、實業學校教員
養成所及青年學校教員養成所但
し研究科、選科等の別科を除く。
二 宮内大臣、文部大臣以外の各
省大臣、朝鮮總督、臺灣總督、
滿洲國駐劄特命全權大使又は樺
太廳長官の所轄學校にして前號
に掲ぐる學校に準ずるもの但し
研究科、選科等の別科を除く。
三 第二號に掲ぐる以外の學校又
は前二號に掲ぐる學校の別科に
して陸軍大臣及文部大臣に於て

認定を爲したるもの。

陸軍現役將校學校配
屬令及大正十四年勅
令第百四十六號の
特例に関する件

(昭和一二・八・九)
勅令四一・九

陸軍現役將校學校配屬令及大正十四
年勅令第百四十六號に依り配屬する
陸軍現役將校は當分の内昭和八年勅令
第十二號に依り充用したる陸軍の豫備
役又は後備役の各兵科佐尉官を以て之
に代ふることを得。

飛行機操縦指導の
爲學校等に陸軍現役
將校以下派遣の件
要

(昭和一二・九・一)
勅令二二・六

一 陸軍大臣は操縦候補生又は航空兵
科の幹部候補生若くは豫備役下士官
の候補者に適する飛行機操縦技能を
授くることを得るものと認定する民
間の學校又は團體より申請ありたる

ときは此等候補者たるに適する飛行
機操縦術の教育又は練習を指導せし
むる爲之に陸軍現役將校を派遣する
ことを得(第一項)

二 前項の規定に依り將校を派遣する
場合に於て業務補助の爲必要あると
きは陸軍の現役准士官又は現役下士
官をも派遣することを得

飛行機操縦指導の爲

學校等に陸軍現役將

校以下派遣の件
要

(昭和一二・一・五)
陸省令一一・九

第一條 昭和十年勅令第百六十七號
第一條の規定に依る認定及陸軍現役
將校の派遣を受けむとするときは學
校に在りては學校長、團體に在りて
は代表者に於て左の事項を具し申請
書五通を陸軍大臣に提出すべし

一 名稱

二 位置

三 學校長又は代表者の氏名及其の
略歴

四 職員中教育又は練習に關係ある
者の氏名及其の略歴

五 現に教育又は練習を受くる者の
氏名並に其の學歷、體格、體力、
及飛行機操縦技術

六 所有飛行機及發動機の種類、數
量、用途、機能の程度並に飛行場
校舎、格納庫及附屬設備等の配置
用途、面積

七 校則又は團體の規定並に教育又
は練習課目の配當及毎週の教育又
は練習時數

八 經營、維持の方法及其の現況並
に將來に關する見込

第八條 陸軍航空本部長は概ね毎年一
回派遣將校以下の教育又は練習の指
導狀況に付之を査閲し若くは部下將
校を派遣し之を査閲せしむべし(第
一項)

(註) 操縦候補生又は航空兵科の幹

部候補生若くは豫備役下士官の候
補者たるに適する飛行機操縦技能
を授くるを得るものと認定せる學

校又は團體は、日本飛行學校、名

古屋飛行學校、日本學生航空聯盟

關東支部、日本學生航空聯盟關西

支部、亞細亞航空學校、阪神飛行

學校、大日本青年航空團福岡支部

陸軍現役將校配屬令

校教練教授要目摘要

(昭和一二・五・三〇)
文訓二二・六

陸軍現役將校の配屬を受けたる學校
に於ける教練は本教授要目に據り土地
の情況と學生生徒の心身の發育情況と
に適切なる教授細目を定めて之を實施
すべきものとす(以下略)

尙當分の内教練の資材整備せざる場
合に於ては本教授要目の趣旨に準じて
之を行ふものとす。
學校教練教授要目

目次

一 教材

二 教材の配當

師範學校、中學校、實業學校
高等學校、大學豫科、專門學

校、高等師範學校、實業學校、教員養成所、青年學校教員養成所、大學

- 三 每週教授時數及毎年野外演習日數
- 一 教材
 - 各個教練、部隊教練、射擊、敬禮、閱兵、分列、指揮法、陣中要務、距離測量、測圖、軍事講話、戰史、其他
- 二 教材の配當
 - 略す。

陸軍現役將校配屬教練查閱規程摘要

(大正一五・九・二七) 陸省令一〇九

(一) 教練查閱官 陸軍現役將校配屬令の規定に依り學校の教練を查閱する將校を教練查閱官と稱し師團長又は軍司令官(朝鮮軍司令官を除く以下同じ) 隷下將校の中より之を命ず陸軍大臣は臨時に查閱官を命じ查閱す

べき學校を指定して其の教練を查閱せしむることがある。

(二) 查閱官の配當 教練の查閱は師團司令部附將校を配屬したる學校に在りては師管毎に一名、聯隊附又は官衙附將校を配屬したる學校に在りては當該聯隊又は官衙毎に一名の查閱官を置き當該學校の教練を查閱せしめらるる但し學校多數なる場合は二名以上の查閱官を置き分擔查閱せしむることを得。

第一師管内に在る學校にして近衛師團長の隷下の將校を配屬したる學校に在りては近衛師團長に於て、臺灣軍司令官、關東軍司令官又は支那駐屯軍司令官の隷下の將校を配屬したる學校に在りては當該司令官に於て查閱官を命ずる。

查閱時期 教練の查閱は毎年度(四月一日より其の翌年三月三十一日迄) 内に於て各學校に付少くも一回行ふを例とする。

查閱結果の所見開示 教練查閱官學

校の教練を查閱したるときは當該學校長立會の上配屬將校に對し所見を開示す又查閱官は查閱を終了したるとき其の結果に基き報告書を調製し其の終了後二十日以内に師團長又は軍司令官に提出す其の記載すべき事項左の如し。

- (一) 學校別查閱方法
- (二) 學校別教練成績の概要
- (三) 各配屬將校に開示したる所見
- (四) 將來に關する意見
- (五) 其他必要と認むる事項

學校教練檢定規程摘要

(昭和一〇・一・三〇) 陸省令二二二

(一) 檢定時期 配屬將校(法令に依り學校に配屬したる現役將校を謂ふ以下之に同じ) は當該學校の最終學年に於て成るべく卒業期に近く其の卒業すべき者(大學學部に在りては教練を受けたる者に限る) に付教練の

校の軍事講習を受けざりし者。

(四) 合格證明書及教練證明書 配屬將校は教練の檢定を行ひ其の可否を決定したるときは之を本人に通告し且合格したる者にして教練檢定の合格に關する證明書の下附を願出づるものあるときは檢定原簿に基き教練檢定合格證明書を調製して之を下附す。配屬將校は當該學校に於て教練を受ける者にして兵役法施行令第三十四條第二項の規定に依り陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得せるものに對しては本人の申出に依り退學の際教練證明書を下附す。

(五) 附則 學校教練及青年訓練修了者檢定規程の規定に依り檢定を受け合格したる者は本令に依り檢定を受け合格したる者と看做す。

海軍現役武官商船學校等配屬令抄

(昭和一一・一・一〇) 勅令三三九四

第一條 公立商船學校又ハ朝鮮總督府

成績を檢定し卒業の際其の可否を決定す但し卒業期に近く檢定を行ひ難き止むを得ざる事情ある學校に於ては其の檢定の時期に付別に指定することあり。

(二) 中途退學者の檢定 中途退學する者及研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者に對しては其の際教練の成績を檢定し其の可否を決定す但し中學校及之と同等程度の學校を中途退學する者及其の研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者に在りては當該學校に入學する以前に在學せる學校(以下之を前學校と稱す) の一に於て檢定を受けたる者に限り檢定を行ふ。

前項の檢定に於ては高等學校高等科、大學豫科又は高等學校高等科と同等以上と認むる學校の第一學年の課程を修了せざる者及其の研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者並に中學校及之と同等程度の學校を中途退學する者及其の研究科、

選科等の別科を修了又は中途退學する者に付ては前學校の一に於ける檢定に合格したる者に限り合格と爲すことを得但し左に掲ぐるものは其の規定を適用せず。

(イ) 戶籍法の適用を受けざる者(陸軍特別志願兵令に依り陸軍の兵役に服せんとする希望を有する旨を配屬將校に申出でたる者を除く)、(ロ) 在學者にして將校、各部將校、特務士官、准士官又は下士官たるもの、(ハ) 身體の故障に因り當該學校に在學中教練を課せられざる者。

(三) 不合格者 教練の檢定に於て合格と爲すことを得ざるもの、(イ) 正當の事由なくして屢々教練に闕席したる者其の他教練實施に於て怠慢なりし者、思想正順を缺く者又は素行不良なる者にして屢々訓戒を受くるも改悛せざるもの、(ロ) 前學校に於ける檢定に合格したると否とに拘らず其の成績不良なる者、(ハ) 師範學校在學者にして正當の事由なく當該學

通信局海員養成所ニ於ケル生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ當該學校又ハ海員養成所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ(第一項) 配屬武官ハ教練ニ關シテハ當該學校長又ハ海員養成所長ノ指示及監督ヲ承ク(第三項)

第二條 海軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ武官ヲ配屬シタル學校又ハ海員養成所ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

公立商船學校教練

授要目

一 教材 陸戰教練、手旗信號法、海軍諸例則大要、艦船兵器機關ノ大要、軍事講話

二 教材ノ配當

商船學校(修業年限四年以上)

三 每週教授時數並ニ毎年野外演習日數四學年制

第一、二學年 每週二時間

野外演習日數 四日 第三、四學年 每週二時間 同日 六日

五學年制

第一、二學年 每週二時間

野外演習日數 四日

第三、四五年 每週二時間 五日

同日 五日

海軍現役武官配屬商船學校等ノ教練査閲

規程摘要

第一條 海軍現役武官商船學校等配屬

令第二條ノ規定ニ依リ公立商船學校又ハ朝鮮總督府通信局海員養成所(以下海員養成所ト稱ス)ノ教練ヲ査閲セシムル海軍將校ヲ教練査閲官ト稱ス

第二條 教練査閲官ハ公立商船學校ニ在リテハ當該鎮守府司令長官又ハ其ノ命ズル將官タル海軍將校トシ海員養成所ニ在リテハ鎮海要港部司令官トス

第三條 教練ノ査閲ハ各公立商船學校

又ハ海員養成所ニ就キ毎年四月一日ヨリ其ノ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第四條 海軍大臣ハ前二條ノ規定ニ依ルノ外必要ニ應ジ將官タル海軍將校ニ教練査閲官ヲ命ジ公立商船學校又ハ海員養成所ヲ指定シテ其ノ教練ヲ査閲セシムルコトアルベシ

第六條 教練査閲官公立商船學校又ハ海員養成所ノ教練ヲ査閲シタルトキハ當該學校長又ハ海員養成所長立會ノ上査閲ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ

第七條 海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ズル教練査閲官ハ査閲ヲ終了シタルトキハ其ノ結果ヲ鎮守府司令長官ニ報告スベシ

海軍現役武官水産講習所配屬令抄

(昭和一二・四・一) 勅令八八

第一條 海軍豫備生徒タル水産講習所

遠洋漁業科學生ニ對スル軍事學ノ教授及教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ水産講習所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 配屬武官ハ軍事學ノ教授及教練ニ關シテハ水産講習所長ノ指示及監督ヲ承ク

水産講習所遠洋漁業科ノ軍事學及教練査閲規程摘要

(昭和一二・六・一七) 海省令一三

第一條 海軍現役武官水産講習所配屬

令第三條ノ規定ニ依リ水産講習所遠洋漁業科ニ於ケル軍事學ノ教授及教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムル海軍將校ヲ教練査閲官ト稱ス

第二條 教練査閲官ハ特ニ命ズル場合ヲ除クノ外海軍省教育局長トス

第三條 軍事學及教練査閲ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第五條 教練査閲官査閲ヲ行ヒタルトキハ水産講習所長立會ノ上査閲ノ成

績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ

第六條 教練査閲官ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ作製シ査閲終了後二十日以内ニ海軍大臣ニ提出スベシ

- 一 査閲實施ノ要領
- 二 成績概要
- 三 所見
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

青年學校

昭和十三年一月十一日閣議に於て青年學校を義務制に改むるの案決定せられ、昭和十三年を準備期間とし昭和十四年度より實施することとせられたり。由來青年學校は小學校卒業後直ちに實務に従事する大衆青年の總てに對し教育の機會を與へ、國民としての修養上最も重要な青年期に於て、教練を實施せんとするものなり。翻つて今次事變に當り、青年學校卒業者の第一線に於ける活躍、銃後に於ける活動を観るに其の成績頗る良好なることは周知の事實にして、其の眞價は齊し

く認むる所なり。今や我が國は非常時局に直面し、飛躍的發展の機會に際會せる秋、一國興隆の原動力たる青年の資質向上を圖り、健全なる思想精神を確立せしむるは寔に喫緊の要務たることを確信す。

今回勅令第二百五十四號を以て青年學校令を改正、又文部省令第二十四號を以て青年學校令施行規則を公布せられたり抑々青年學校教育を義務とし實務に従事する男女に對して普く教育の機會を與へ以て國家有爲の人材を育成するは我が國運の進展を期する所以にして多年懸案とせられたる所なり而して今や東亞並に世界に於ける我が國の地位と使命とは愈々重きを加へ我が國青年の思想精神を確立し智能體力を向上し以て國民精神の振作産業の進展地方の更生に寄與すると共に國防力の根基に培ふは洵に喫緊の要務なり是故に取敢ず男子青年に對し青年學校教育義務制を實施せられたる所以なり其の改正の要點左の如し。

一 義務就學に關する事項 男子青年を就學せしむるの義務は其の保護者に之を負はしむることとせられたるも保護者の熱意と本人の自覺とに俟つに非ざれば容易に就學の實を擧げ得ざるべし、仍つて保護者をして本制度の趣旨を十分に理解せしめ進んで其の子弟を就學せしむると共に義務者に對しては好んで自ら修學するの氣風を馴致するに力むべきなり。又雇傭、出稼等の爲義務就學者が其の保護者と居住地を異にする場合に在りては保護者の負ふべき義務の履行に幾多の困難の伴ふべきを以て義務就業者の現居住地の市町村長に對し保護者をして義務就學者の氏名及其の居所等を届出でしむることとし尙現居住地の市町村長に於て必要と認むるときは保護者をして其の代理人を置かしむることを得ることにせられたり。

二 義務課程に關する事項 義務就學者をして履修せしむべき課程は一般に義務就學者が實務に従事する青年なるの實情に鑑み成るべく其の義務の履行を容易ならしむる爲從來の各年に於ける最低の教授及訓練時數を以て履修し得べき課程と定められたり。

三 就學の免除及猶豫に關する事項 義務就學者の瘋癲白痴又は不具廢疾等の事由に因り之を就學せしむること能はずと認むる場合には市町村長に於て保護者の義務を免除するを得ることとせられ又義務就學者の病弱其の他止むを得ざる事由に因り就學の時期に於て之を就學せしむること能はざる場合には市町村長に於て其の就學を猶豫することとせられたり而して貧困に因る就學の免除又は猶豫を認められざりしは青年學校に在りては職業に従事する傍就學し得らるべく尙他方に於て就學奨勵の方途を講ずることにより生徒の就學に支障なきを期し得べきを以てなり。

四 青年學校以外の教育施設に關する

事項 義務就學者が各種學校、農民道場等各種の教育施設に於て青年學校の課程と同等以上と認められたる課程を修むるときは其の期間青年學校に就學するものと看做され又義務就學者が青年學校以外の施設に於て青年學校に於ける普通學科、職業科等に相當すべき科目を現に履修するとき又は之を履修したるときは一定の範圍に於て教授及訓練科目の一部を課せざるを得ることとせられたり。

五 義務就學者を使用する者に關する事項 義務就學者を使用する者は其の使用に依りて義務就學者の青年學校に就學し義務課程を履修することを妨ぐるを得ざることとせられ尙別に昭和十四年法律第八十七號を以て工場法、鑛業法に基きて發する命令又は商店法中就業時間數の制限に關する規定を十六歳未満の義務就學者に適用する場合に於ては其の者の履修すべき義務課程の教授及訓練時間

六 教科用圖書に關する事項 青年學校教授及訓練に當りては必ずしも教科用圖書の使用を必要とせざるも之が適切なる使用に依り一層教育の効果を期待し得る場合多かるべし仍つて曩に修身及公民科並に普通學科に付教科用圖書檢定制度を實施し更に修身及公民科に付國定教科書を編纂することとせらる。

七 教授及訓練時刻に關する事項 教授及訓練は其の性質上夜間に於て行ふべきものを除くの外晝間に於て之を行ふこととされたり是發育期に在る青年學校生徒の身體を養護し其の體位向上を圖るの要あると共に近時晝間に於て教授及訓練を行ふもの漸く多きを加ふるの趨勢に在るを以てなり然れども今遽かに全部の教授及訓練を晝間に於て行ふを困難とする地方あるべきを以て夜間に於ても教授及訓練を爲し得ることにされた

八 教授及訓練の一部を他の青年學校に於て受けしむる場合に關する事項 青年學校生徒にして特別の事由に依り他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者あるときは學校長は其の生徒をして他の青年學校に於て教授及訓練の一部を受けしめ得ることとなれり是生徒にして生業等の理由に依り一時他の地方に滞留する場合に其の期間滯留地の青年學校に於て教授及訓練を受くることを得せしむるの外他の青年學校の充實したる施設を利用して教授及訓練の一部を受くることを得せしめんとするに外ならず。

九 課程の修了及卒業等に關する事項 從來青年學校は必ずしも嚴格なる學年制を採ることを要せざるものと爲したりしも義務制實施に依り義務就學者が各學年に於て義務課程を履修すべきものとせられたるに伴ひ各學年の課程修了の制度を定めたり而し

て各學年の課程又は普通科、本科若くは研究科の全課程の修了は生徒の出席時數其他平素の學修情況を標準として之を認むることとされたり仍つて生徒にして所定の教授及訓練を受くることを得ざるものあるときは之を適當なる時期に於て補充するの方途を講ぜしめ之が運用に遺憾なからしむるを要す。

一〇 女子青年學校教育に關する事項 國民活動の源泉を培ひ國家の進展を圖る爲には男子と並びて女子の教育の振興を必要とするは言を俟たず従つて女子に就きても青年學校教育を義務と爲すは最も望ましき所なるも現下我が國情と女子青年教育普及の實情とは直ちに之を實現するを困難とするを以て女子の青年學校教育に就きては今後一層就學を勸奨すると共に專任教員の養成並に之が配置の普及、教育内容の改善充實に力を注ぎ以て將來成るべく速かに義務制の實施を期せんとす宜しく此の意を體

し女子青年學校教育の振興に一段の努力を致すべきなり。

青年學校令摘要

(昭和四・四・二四) 勅令二二五(四)

一、目的

青年學校は男女青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす。

二、課程

青年學校に普通科及本科を置く。

土地の情況に依り普通科又は本科のみを置くことを得又研究科を置くことを得。

普通科の教授及訓練期間は二年とす本科の教授及訓練期間は男子に在りては五年、女子に在りては三年とす但し土地の情況に依り男子に在りては四年、女子に在りては二年と爲すことを得研究科の教授及訓練期間は一年以上

とす。

普通科の教授及訓練時数は各學年二百十時以上とし本科の教授及訓練時数は男子に在りては第一學年及第二學年に於て各二百十時以上、第三學年以上に於ては各百八十時以上とし女子に在りては各學年二百十時以上とす研究科の教授及訓練時数は土地の情況に依り適宜之を定むべし。

普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家政科並に體操科とす、本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に教授及訓練科目とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家庭並に體操科とす、研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むべし但し修身及公民科は之を缺くことを得ず、教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定む。青年學校には特別の事項を修得せし

むる爲専修科を置くことを得専修科に關する規程は文部大臣之を定む。

特別の學歴若くは素養を有する生徒又は現に青年學校以外の施設に於て教育を受くる生徒に對しては文部大臣の定むる所に依り教授及訓練科目中其の一部を課せざることを得、教授及訓練科目中生徒其の身體の情況に依り學習すること能はざる科目は之を其の生徒に課せざることを得。

青年學校長は傳染病に罹り若くは其の虞ある生徒又は性行不良にして他の生徒の教育に妨ありと認むる生徒の青年學校に出席するを停止することを得。青年學校の教科用圖書に關する規程は文部大臣之を定む。

三、就學

普通科に入學することを得る者は尋常小學校卒業者とし本科に入學することを得る者は普通科修了者又は高等小學校卒業者とし其の他の者にして特に青年學校に入學することを得る者に關しては文部大臣の定むる所に依る。

に依りて義務就學者の義務課程の履行を妨ぐることを得ず。

四、教員

青年學校には相當員數の専任教員を置く其の教員の資格に關する規程は文部大臣之を定む。

五、設置

道府縣、市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置することを得市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置する場合費用の負擔の爲學區を設けることを得。

道府縣の設置する青年學校は之を道府縣立青年學校とし市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の設置する青年學校は之を市町村立青年學校とす商工會議所、農會其の他之に準すべき公共團體、法人に非ざる社團にして代表者の定あるもの及私人は青年學校を設置することを得此の場合設置したる青年學校は之を私立青年學校とす。

青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校

年齢滿十二歳を超え滿十九歳(滿十九歳に達したる日に於て仍青年學校本科の學年中途に在る者に付ては其の學年の終)に至る迄の男子は左の各號の一に該當する者を除く外其の保護者(親權を行ふ者又は後見人)に於て之を青年學校に就學せしめ義務課程(普通科及本科の各學年に於て義務就學者が規定の各最低時數を以て履修すべき課程)を履修せしむることを要す。

一 小學校に就學せしむべき者又は現に在學する者

二 現に高等學校尋常科に在學する者又は之を修了したる者

三 現に師範學校本科第一部に在學する者又は同第二學年を修了したる者

四 現に中學校に在學する者又は同第四學年を修了したる者

五 現に實業學校に在學する者、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年以上の實業學校を卒業し若くは同第四學年を修了したる者又は高等小學校卒業程度を以て入學資

格とする修業年限二年以上の實業學校を卒業し若くは同第二學年を修了したる者

六 青年學校本科の課程を修了したる者

七 特に文部大臣の指定する者

義務就學者の癡癩白痴又は不具癡疾其の他止むを得ざる事由に因り之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は文部大臣の定むる所に依り保護者の義務を免除することを得、義務就學者の病弱其の他止むを得ざる事由に因り就學時期に於て之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は文部大臣の定むる所に依り其の就學を猶豫することを得。

義務就學者青年學校以外の施設に於て青年學校の課程と同等以上と認むる課程を修むるときは保護者の義務の履行に關しては其の期間青年學校に就學するものと看做す、此の場合の課程の認定に就ては文部大臣之を定む。義務就學者を使用する者は其の使用

に在りては地方長官の認可を受くべし
青年學校の設置廢止に關する規程、設
備に關する規程は文部大臣之を定む。
市町村は其の區域内の義務就學者を
就學せしむるに必要な青年學校を設
置すべし但し市町村學校組合又は町村
學校組合に依り設置するを妨げず設置
する青年學校の校數及位置は地方長官
に於て市町村、市町村學校組合又は町
村學校組合の意見を聞き之を定むべ
し。

地方長官は一町村に於て就學せしむ
べき者の數一青年學校を構成するに足
らず又は適度の通學路程内に於て一青
年學校を構成するに足るべき數を得る
こと能はずと認むるときは青年學校の
設置に代へ其の町村をして義務就學者
の全部又は一部の教育事務を他の市町
村、市町村學校組合、町村學校組合又
は他の學區に委託せしむることを得又
地方長官は市町村、市町村學校組合又
は町村學校組合の一部にして前記の事
情あるものが其の市町村、市町村學校

組合又は町村組合學校に對し適度の通
學路程内に在らずと認むるとき亦前記
の例に依ることを得。

地方長官は町村が其の資力青年學校
設置に關する費用の負擔に堪へず且青
年學校設置の爲他の市町村と學校組合
を設くること能はずと認むるときは其
の町村をして青年學校設置の義務を免
れしむることを得又前項の規定に依ら
しむること能はずと認むるときは其の
町村の區域の全部又は一部に關し青年
學校設置の義務を免れしむることを得
以上の規定に依り青年學校設置の義務
を免ぜられたる區域内の義務就學者の
保護者は義務就學者を青年學校に就學
せしめ義務課程を履修せしむる義務を
免除せられたるものとす。

六、費用負擔及授業料
青年學校設置に關する費用は特別の
規定ある場合を除くの外道府縣立青年
學校に在りては道地方費又は府縣の負
擔とし市町村立青年學校に在りては市
町村、市町村學校組合、町村學校組合

又は其の學區の負擔とす其の費用の概
目は(一)設備及其の維持費用、(二)職
員の俸給、旅費其の他の諸給與、(三)
校費とす。

青年學校に於ては授業料を徴收する
ことを得ず但し特別の事情あるときは
道府縣立の學校に在りては文部大臣、
其の他の學校に在りては地方長官の認
可を受け之を徴收することを得。

七、管理及監督
市町村長、市町村學校組合管理者又
は町村學校組合管理者は市町村、市町
村學校組合又は町村學校組合に屬する
國の青年學校に關する教育事務を管掌
し市町村立青年學校を管理す。

市町村、市町村學校組合及町村學校
組合は青年學校に關する教育事務の爲
市制若くは町村制の規定に依り學務委
員を設くべし此の場合に於ては市町村
會、市町村學校組合會又は町村學校組
合會の議決に依ることを要せず學務委
員には市町村立青年學校の學校長又は
教員を加ふべし委員中學校長又は教員

より出づる者の任免は市町村長又は管
理者に於て爲す學務委員の職務其の他
に關する規程は文部大臣之を定む。
市町村立青年學校の學校長及教員は
其の執行する青年學校に關する國の教
育事務並に私立青年學校は地方長官之
を監督す。

附 則

本令施行の際現に存する青年學校に
して本科の男子の教授及訓練期間を二
年又は三年と爲すもの付ては昭和十
六年三月三十一日迄は仍從前の例に依
ることを得。

第十二條の規定(年齢滿十二歳を超
え滿十九歳に至る男子は其の保護者に
於て之を青年學校に就學せしめ義務課
程を履修せしむべき規定)は大正十五
年四月一日以前に出生したる者に關し
ては之を適用せず。

特別の事情ある場合に限り青年學校
には地方長官の認可を受け當分の内專
任教員を置かざることを得。

青年學校令施行規則
拔萃

(昭和一四・四・二六)
文省令二二四

一、課程

普通科の各學年に於ける各教授及
訓練科目時數は男子に在りては第一號
表、女子に在りては第二號表の時數以
上に於て土地の情況に依り適宜之を定
むること。

第一號表

教授及 訓練科目	學年	
	學年一	學年二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及 訓練科目	學年	
	學年一	學年二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家庭科	三〇	三〇
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

本科の各學年に於ける各教授及訓練
科目の教授並に時數は男子に在りては
第三號表、女子に在りては第四號表の
時數以上に於て土地の情況に依り適宜
定むること但し男子に於て教授及訓練
期間を四年と爲したる場合に在りては
第三號表の第一學年乃至第四學年、女
子に於て教授及訓練期間を二年と爲し
たる場合に在りては第四號表の第一學
年及第二學年の時數以上とする。

第三號表

教授及訓練科目	學年				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇
家庭科	一一〇	一一〇	一一〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇

研究科の各學年に於ける各教授及訓練科目並に時數は土地の情況に依り適宜之を定むること。

青年學校令の規定に依り特別の學歴又は素養を有する生徒に對し課せざることを得る科目は本科第三學年以上の普通學科及職業科にして該科目の免除を受けんとするときは生徒の保護者は其の事由を證明すべき書類を添へ青年學校長に其の旨申出づるものとす。

青年學校に於て教科用圖書を使用する場合に於て修身及公民科並に普通學科に在りては文部省に於て著作権を有するもの又は文部大臣の檢定を経たるものに就き學校長に於て之を定め地方長官に報告すべし、其の他に教科用圖書を使用する場合には豫め地方長官に開申を要す。

青年學校の専修科の教授及訓練期間、入學資格、専修項目其の他必要なる事項は土地の情況に依り適宜之を定むる但し修身及公民科は課するを要す。

青年學校に於ては隨時講習を爲すことを得。

二、學年、教授及訓練の日時及式日

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る、教授及訓練は晝間に於て之を行ふ但し土地の情況に應じ午後九時を過ぎざる夜間に於て之を行ふことを妨げず、特別の事情に依り午後九時を過ぎて教授及訓練を行はんとするときは地方長官の認可を受くるを要す但し教授及訓練の性質上特に夜間に於て行ふ必要あるものに付ては此の規定を適用せず。

教授及訓練を行ふべき日及時刻は學校長之を定む。

紀元節、天長節、明治節及一月一日には職員及生徒學校に參集して祝賀の式を行ふべし。

傳染病豫防の爲必要なるとき其の他非常變災あるときは管理者又は設立者に於て臨時休業を爲すことを得此の場合に於ては直に地方長官に報告するを

要す。

三、就學

青年學校の入學期は毎年四月とす但し特別の事情ある者は中途之を入學せしむることを得。

高等小學校、高等學校尋常科、師範學校、中學校、高等女學校又は實業學校の中途退學者及高等小學校又は實業學校の卒業者に付ては左の各號に依り入學せしむ。

(イ) 高等小學校第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第一學年、同第三學年卒業者は本科第二學年

(ロ) 高等學校尋常科、中學校、高等女學校又は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年以上の實業學校の第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者は本科第一學年、同第三學年修了者は本科第三學年

(ハ) 尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年又は三年の

實業學校の第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第一學年、同第三學年卒業者は本科第三學年

(ニ) 高等小學校第一學年修了程度を以て入學資格とする修業年限二年以上の實業學校の第一學年修了者は本科第一學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第三學年

(ホ) 高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年以上の實業學校の第一學年修了者は本科第一學年修了者は本科第三學年

(ヘ) 師範學校本科第一部第一學年修了者は本科第三學年
專門學校入學者檢定規程に依り檢定を受けたる學校又は高等女學校實科の各學年修了者の編入に關しては其の課程の程度に應じて前項に準じ、前項の規定に該當せざる者に付ては其の年齢學歴及素養に應じ青年學校の相當科の學年に入學せしむ。

學校長は他の青年學校より轉學する生徒あるときは之を相當科の相當學年

に入學せしむ。生徒にして特別の事由に依り他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者あるときは學校長は其の生徒をして他の青年學校に於て教授及訓練の一部を受けしむることを得。

學校長は普通科の課程を修了せりと認めたる者には修了證、本科の課程を修了せりと認めたる者には卒業證を授與す各學年の課程又は普通科、本科の全課程の修了を認むるには生徒の出席時其の他平素の學修情況を標準として之を定む。

市町村長は其の市町村内に居住し其の年四月一日より翌年三月三十一日迄の間に満十三歳に達すべき男子にして右期間に於て青年學校に就學せしむべき者を調査し毎年一月末日迄に翌年度の義務就學者名簿を編製す名簿に登載したる者にして死亡、日本の國籍を失ひたるとき又は市町村外に轉住したるものあるときは遅滞なく之を抹消し市町村外に轉住したる者に對しては同時

に義務就學者名簿の謄本(學齡簿を代用したるときは青年學校に關する部分の抄本)を其の者の轉住地の市町村長に送付す。

市町村長は義務就學者をして青年學校に入學せしむべき期日を定め豫め其の保護者及義務就學者に通知す。

義務就學者の癡癩白痴又は不具癡疾の爲就學せしめ能はずと認むるときは就學の免除又は猶豫を市町村長に申出づべし其の他の止むを得ざる事由に因る就學の免除は地方長官の認可を受くるを要す。

義務就學者の保護者は左の各號の一に該當する場合は關係施設の管理者若しくは設立者又は學校長若しくは之に該當する者の承認書又は證明書を添へ關係市町村長に届出づべし。

(イ) 義務就學者を規定の入學せしむべき學校以外の青年學校に入學せしめんとするとき

(ロ) 義務就學者青年學校以外の施設に於て青年學校の課程と同等以上と

地方長官之を囑託す。

五、設置

青年學校設置の認可を受けんとするときは左の事項を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官に申請すべし。

(イ) 名稱

(ロ) 位置

(ハ) 學則

(ニ) 生徒概數

(ホ) 開校年月

(ヘ) 經費及維持の方法

學則には次の事項を規定すべし科並に教授及訓練期間に關する事項、教授及訓練科目並に教授及訓練時數に關する事項、教授及訓練の時期及時刻に關する事項、課程の修了及卒業に關する事項、入學退學等に關する事項、其の他必要なる事項。

學校には校地、校舍、體操場及校具其の他必要なる設備を設くべし但し其の設備は學校の規模に適應するを要す。

認むる教育を受けんとするとき (ハ) 義務就學者青年學校に在學する場合に於て他の青年學校に轉學せんとするとき

市町村立青年學校長は當該町村長より通知を受けたる義務就學者中入學期日後十日以内に入學せざる者あるときは其の氏名を關係市町村長に報告す又在學者にして正當の事由なく引續き缺席したるときは學校長は速かに其の保護者に對し生徒の出席すべき旨を通知し仍出席せざるときは關係市町村長に其の旨報告すべし。

學校長は義務就學者の義務課程履修の爲出席すべき日及時刻を定め豫め之を其の保護者及使用者に通知す其の通知は毎學年の始に於て又は毎學年を二回若しくは三回に分割して之を爲す。

學校長は傳染病に罹り若しくは其の虞ある生徒又は性行不良にして他の生徒の教育に妨ありと認むる生徒に出席を停止したるときは當該生徒の保護者及使用者に其の旨を通知す。

六、學務委員

學務委員の員數は地方長官之を定め公民より出づる學務委員の任期は四年とす。

學務委員は左に掲ぐる事項につき市町村長、學校組合管理者を補助し又は其の諮問に應じ意見を陳述す。

(イ) 就學の獎勵督促に關すること

(ロ) 就學の免除又は猶豫に關すること

(ハ) 設備に關すること

(ニ) 經費豫算に關すること

(ホ) 授業料に關すること

(ヘ) 教授及訓練に關すること

(ト) 教授及訓練時數に關すること

附則

本令は公布の日より之を實施す、青年學校の教科書は當分の内地方長官の認可を経て文部大臣の檢定を経ざるも之を使用することを得。

生徒には常時青年學校手帳を携帯せしむ該手帳には左の事項を記載す。
(イ) 義務課程履修の爲出席すべき日及時刻並に其の變更
(ロ) 入學、轉學、退學及就學の免除又は猶豫に關する事項
(ハ) 青年學校令第七條及第八條の規定に依る科目免除並に同第九條の規定に依る出席停止
(ニ) 教授及訓練科目別出席時數
(ホ) 其の他必要なる事項
義務就學者其の保護者と居住地を異にする場合に於ては保護者は義務就學者の居住地の市町村長に(イ)義務就學者の氏名生年月日及居所、(ロ)保護者の氏名及住所を届出づべし此の場合必要と認むるときは義務就學者の居住地の市町村長は保護者をして代理人を置かしむることを得。

四、職員

公立青年學校には公立學校職員制に定むる職員の外生徒の教育を擔任せしむる爲指導員を置くことを得指導員は

青年學校教授及訓練 科目要旨

(昭和一〇・八・二一文訓令一九)
(昭和一二・四文訓令一三改正)

青年學校教授及訓練要旨左の通定む
地方長官は青年學校をして本要旨に準
據して土地の情況に適切なる教授及訓
練を爲し以て青年學校教育の本旨を達
成せしめんことを期すべし。

青年學校教授及訓練科目要旨

青年學校に於ては常に教育に關する
勅語の趣旨を體して生徒を教養し特に
左の事項に留意して教授及訓練を爲す
べし。

- 一 忠君愛國の大義を明かにし獻身奉
公の心操を確立することに力むべし
- 二 青年期の特性に鑑みて向上の精神
と潤達なる氣風とを助長し情操を豊
にし健全なる生活の自覺に導くべし
- 三 鍛鍊を旨とし鞏固なる意志と強健
なる身體とを育成すべし
- 四 創造を尙び勤勞を樂み生業に勵む

の習慣を養ふべし

- 五 各教授及訓練科目を相互に聯絡補
益せしめ實際生活に即して知能を啓
發すべし

修身及公民科

修身及公民科は教育に關する 勅語
の趣旨に基きて徳性を涵養し公共生活
を完了するに足るべき性格を育成し殊
に我が國體の本義と立憲自治の精神と
を體得せしむるを以て要旨とす。

修身及公民科は道徳の要領並に日常
生活に適切なる法制上、經濟上及社會
上の事項を授け尙女子に在りては特に
婦徳の涵養に資すべき事項を加ふべ
し。

注意

- 一 修身及公民科に於ては生徒の年
齡、境遇及男女の特性を考慮して
其の實際生活に適切なる事項を授
け實踐躬行に導くべし。
- 二 國民の記念すべき日、忠良賢哲
の記念日及教訓に資すべき事件の
生じたるとき等に於ては之に因み

すべし。

- 四 職業科に於ては特に實驗實習を
重んずべし。

- 五 職業科に於ては努めて地方産業
との聯絡を保ちて隨時見學を爲さ
しむべし。

家庭科

家庭科は家事及裁縫に關する知識技
能を修練せしめ兼ねて堅實なる家庭生
活を營むの能力を得せしむるを以て要
旨とす。

家庭科は家事、裁縫及手藝に就き土地
の情況に應じて家庭生活の實際に適切
なる事項を授くべし。

注意

- 一 家庭科は家庭生活の整理と改善
とに資することに留意して之を授
くべし。
- 二 家庭科に於ては趣味の向上を圖
り工夫力を練り節約、利用、清潔
整頓等の習慣を養ふことに力むべ
し。
- 三 家庭科に於ては特に實驗實習を

て適宜教訓すべし。

- 三 時事を取扱ふ場合に於ては穩健
中正を期し之に對する正しき批判
力を養ふことに力むべし。

普通學科

普通學科は日常生活に須要なる普通
の知識技能を増進し一般的教養を高む
るを以て要旨とす。

普通學科は國語及國史に關する事項を
授くるの外地理、數學、理科、音樂等
に關する事項に就き土地の情況に應じ
て適宜之を授くべし。

注意

- 一 普通學科に於ては成るべく各事
項を生活に關聯せしめ且各事項の
綜合に留意して之を授くべし。
- 二 國語、國史、地理等に關する事
項は特に修身及公民科との聯絡を
保ち我が國體、國民文化の特質及
國勢を詳かにし進んで東西文化の
發展と國際情勢とを知らしめ國民
精神を涵養することに留意して之
を授くべし。

重んずべし。

體操科

體操科は身體を強健にし其の動作を
輕快敏捷ならしめ容儀を整へ剛毅快活
の精神と規律を重んじ協同を尙ぶの習
慣とを養ふを以て要旨とす。

體操科は體操、教練、競技及遊戲等に
就き適宜之を授くべし。

注意

- 一 體操科は生徒の身體の發育情況
及男子の特性を考慮して之を授く
べし。
- 二 體操科に於ては職業等に因る固
癖を矯正することに留意すべし。

教練科

教練科は意志を練磨し身體を鍛鍊し
堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を
尙ぶの習慣とを養ふを以て要旨とす。

教練科は教練及體操を授け尙土地の
情況に依り適宜武道及競技を加ふべ
し。

注意

- 一 教練科は生徒の身體の發育情況

職業科は職業に須要なる知識技能を
修練せしめ兼ねて職業生活の社會的意
義を體得せしむるを以て要旨とす。
職業科は農業、工業、商業、水産其の
他の職業の中に就き土地の情況に適切
なる事項を授くべし。

注意

- 一 職業科に於ては特に修身及公民
科との聯絡を保ち職業を通じて徳
性を涵養することに留意すべし。
- 二 職業科は生徒の職業生活の實際
に適切なる事項に留意して之を授
くべし。
- 三 職業科に於ては研究心を養ひ工
夫創作の力を陶冶することを留意

武	體操・競技	練			
		其の他	軍話	陣中	教練
道	適宜之を課す	瓦斯防護	陸軍各兵科の性能 典令中必要の事項 海軍の任務・艦船の に關する一般常識	傳令・連絡 行營 露量 距離測法	小隊密集教練 部隊の分列 兵・分列 (徒手) (徒手)
	基本體操・應用體操 技	瓦斯防護 兵器取扱法及手入保存法 地圖の見解 輕機關銃・擲彈筒の使用法	服役の大意・軍人の階級・軍隊生活・防空	傳令・連絡 行營 露量 距離測法	小隊戰鬥教練 部隊の分列 兵・分列 (執銃) (執銃)
	基本體操・應用體操 技			傳令・連絡 行營 露量 距離測法	小隊戰鬥教練 部隊の分列 兵・分列 (執銃) (執銃)

實施上の注意

一 軍人に賜はりたる 勅諭に關しては修身及公民科と聯絡を保ちて隨時之を授け聖旨を奉體せしむるやう留意すべし。

二 教練は技術の修得よりも精神の

陶冶を主眼とすされば各教材指導に當りては嚴格に之を實施し反復訓練を重ねて其の目的を達成することに力むべし。

三 教練の指導は規律的訓練に重きを置き又基本的事項の演練に力む

- べし。
- 四 本要目の指導は修身及公民科其の他の教授及訓練科目と密接なる聯絡を保ち以て徳性の涵養に留意すべし。
- 五 第三學年以上の教練は主として執銃教練と定めたるも土地の情況により徒手教練を課することを
- 得。
- 六 輕機關銃、擲彈筒に關する事項は主として高年生徒の若干名に對し使用法の概要を指導すべし。
- 七 行進の歩幅及速度は各年に應じ適宜之を定むべし。
- 八 軍事講話は本要目の外適宜國防に關する事項等を授け以て軍事上の常識を養成することに力むべし。
- 九 體操は生徒の心身發達情況に適應して之を課し心身を鍛鍊し以て機敏性、持久力の涵養、作業能力の増進を圖ると共に身體の固癖矯正に力め以て教練成果の向上に資

陸軍大臣は陸軍現役將校をして青年學校令及び昭和十年勅令第九十一號に依る青年學校に於ける教練科に關する査閲を爲さしむること得本令は公布の日より之を施行す。

- 十 體操競技の教材は主として體操教範に據るも青年學校體操科教授及訓練要目並に學校體操教授要目中學校及男子實業學校に關する教材に就き適宜取捨選擇して之を課すべし。
- 十一 武道は銃劍術、劍道及柔道等を主とし努めて之を課すべし。
- 十二 各教材を指導するときは高年の生徒をして助教、助手、分隊長等の任に當らしめ以て統御力を體得せしむることに力むべし。

青年學校教練科査閲令摘要

(昭和一〇・八・一〇)
勅令二四九

青年學校教練科査閲令の特例

(昭和一二・三・一六)
勅令四一七

青年學校教練科等査閲令に依り青年學校教練科等の査閲を爲さしむべき陸軍現役將校は當分の内昭和八年勅令第十二號に依り充用したる陸軍の豫備役若は後備役の各兵科佐、尉官又は戰時若は事變に際し召集したる陸軍の各兵科將校を以て之に代ふることを得。

青年學校入學者數

(昭和十二年四月調)

入學該當數 入學者

男 約三百萬 約百五十萬

女 約二百十萬 約七十一萬

在籍軍人職業輔導部の概要

輔導部設置の趣旨 崇高なる兵役義務に服したる兵や永年軍務に従事したる武官に離現役後失業の憂を懐かしめないことは國軍の強みをなす所以であるから内務省に於ては離現役者の爲特

- に其の職業紹介機關を活動せしめ離現役者職業紹介の第一線に立ち、又陸海軍兩省、師團或は海軍人事部に就職斡旋機關を設け更に軍事扶助の諸團體を運用し各部隊や内務省所管の職業紹介機關に連繫協力して只管斡旋に努めてゐる。尙在籍軍人職業輔導部は財團法人義濟會、同報效會及愛國恤兵會の共同事業として昭和八年創設せられ爾來逐日良好なる結果を現はしてゐる。軍港所在地に遠隔のものは各地の聯隊區司令部内の職業輔導部に依頼すれば陸海軍の別なく喜んで世話して呉れることとなつてゐる。
- 目的と事業 輔導部は陸海軍離現役者、在籍軍人の生業扶助を目的とし左の事業を實施してゐる。
- 一 傷痍軍人の職業輔導斡旋
- 二 除隊者及退團兵の爲の職業輔導並に就職斡旋
- 三 在籍軍人(未教育兵を除く)の就職斡旋
- 四 退職武官に對する講習の實施

五 入營者職業保障法の實施
總務と職員 輔導部は陸軍省人事局長を部長とし陸、海軍、内務三省の主

任官を幹事として更に退職將校中の奉仕適任者を以て主事とし、左の如く其の體系を整へ獻身的努力を繼續し求人

求職兩者の利便を圖つてゐる。
師團(軍)就職輔導委員及海軍人事部長との關係 除隊求職者の爲には各師團

願 問	本 部 (陸軍省人事局内)	幹事長 陸軍省人事局恩賞課長 幹事 陸軍省人事局課員 海軍省人事局局員 厚生省社會局職業課書記官 主事書記 若干名	主 事 派遣所			
	主 事	滿洲 師團司令部 聯隊司令部 司令部 司令部 司令部	滿洲	師團司令部	聯隊司令部	司令部
願 問	厚生省職業部長	厚生省授護部長	臨事派遣	海軍省人事局長	司令部	司令部
				東京職業紹介所	司令部	司令部

(軍)毎に師團(軍)司令部及其の管下部隊並に聯隊區司令部に就職輔導委員を設け、各海軍人事部に主任者を置き關係職業紹介機關等と協力し幹旋に盡力してゐるが滿洲事變以來軍隊の本務多忙激甚なるに鑑み輔導部は兩者の連鎖となり各業務を補助し能率の増進を圖つてゐる。

職業紹介所との關係 厚生省に於ては特に重要都市の職業紹介所に軍人部を設置せしめ或は關係紹介所を指定し專任取扱者を設け且各府縣職業課に對しても在郷軍人の就職に對しては特に考慮する様指示する等特別の考慮を拂つてゐる。然しながら之が實績の向上を圖るには特に軍部幹旋機關の協力を

必要とする状況にあるので、輔導部は退職武官、傷痍軍人等特殊の者に對する就職輔導を行ふと共に、一般除隊者及在郷軍人の爲軍部關係方面に對する求人開拓に努むる等厚生省所管職業紹介機關とは、中央は勿論地方に於ても緊密に連繫協力して之が實績の向上に専念してゐる。

求職申込の方法 求職希望の除隊者在郷軍人、傷痍軍人は自筆の履歷書を携帶し左記區分に從ひ成るべく直接出頭申込をなすをよしとす。

- 一 在郷將校准士官及傷痍軍人 東京近傍現住者は直接陸軍省内本部又は第一師團司令部、海軍士官は海軍省人事局へ、其の他は海軍人事務又は現在地所管聯隊區司令部等へ
 - 二 除隊者及在郷下士官兵 在營間は部隊就職輔導委員若しくは海軍人事務部へ、除隊後は海軍人事務部人事相談部又は現住地所管聯隊區司令部若しくは最寄職業紹介所へ
但し東京附近現住者中麻布聯隊區管内居住者は東京職業紹介所軍人部へ又本郷聯隊區管内現住者は舊東京市聯絡紹介所軍人部へ
 - 三 在滿在郷軍人 滿洲國新京關東軍司令部、哈爾濱〇〇部隊本部又は奉天〇〇部隊司令部へ
- 求人申込の方法 求人上の相談又は求人必要ある場合は左記箇所へ申込

- 一 在郷軍人職業輔導部本部
- 二 各師團司令部就職輔導委員
- 三 全國聯隊區司令部輔導部主事
- 四 海軍人事務部人事相談所
- 五 滿洲國新京關東軍司令部、哈爾濱〇〇部隊本部又は奉天〇〇部隊本部
- 六 其の他部隊所在地の職業紹介所
後備役將校團へ小銃の貸與及實包供給等に関する件

(明治四四・六・二七五)

- 一 軍隊教育に妨なき限り最寄軍隊に於て射撃場を使用せしめ且所要の射撃要具を貸與するものとす。
- 二 射撃當日軍隊保管の現用歩、騎銃三十挺以内を貸與するものとす。
- 三 射撃用彈藥は一名一回に付二十錢以内とし、團長より最寄軍隊に貸與方を照會するときは一時軍隊保管のもの之に充用し射撃終了後實際發射彈數を精算し團長より右の員數に

- 一 對する購買注文書を當該軍隊及師團内兵器支廠又は要塞司令部を経て遣兵廠に送付す。兵器支廠又は要塞司令部は直に該注文に記載の員數を當該軍隊に補充し、工廠より現品受領迄一時其の廠の保管員數を缺數とし置くものとす。
- 二 前項に依り貸與する彈藥の出納は當該軍隊係官に於て之に任ずべし。
- 三 射撃場取締及危險豫防に關しては當該軍隊に於て相當補助を爲すものとす。
- 四 彈藥購買に要する費用は演習費令達豫算内を以て支辨するものとす。
- 五 在郷軍人會射撃用火藥運送に関する件

(大正一五・一二・三)

在郷軍人會が實包並に狹窄射撃等の實施を軍隊に願出で軍隊所屬の射撃場に於て軍隊監視の下に射撃を爲さしめ且彈藥の出納は軍隊に於て取扱ふ場合の火藥類の讓受許可に付ては明治四十五年陸普第一八九七號に依り射撃施行後に於て便宜受け得ることに相成おる

も右消費彈藥の補填は軍部内の業務に屬し軍人會は現品の取扱を爲さざるものに付爾今此の場合に於ける火藥類讓受許可は便宜之を要せざることに定めらる。

追つて明治四十五年陸軍第一八九七號は廢止せられ又後備役將校團に於て射撃を實施する場合に於ては常に讓受の許可を要せず。

部外團體へ彈藥類拂下手續

(大正一五・二・三) 陸普五〇二〇三

一、陸軍部隊を經由拂下手續 部外團體より師團(軍)司令部、兵器廠、要塞司令部及軍隊(學校を含む)を經由して造兵廠に實包、空包及狹窄實包等の拂下を願出たる場合は左の各號に依り取扱ふ。

又は青年訓練施設並に銃砲火藥類取締法令の定むる所に依り行政官廳の火藥類讓受許可を受けたる者に對し部隊保管のものを即金徴収(在りては金となす)にて繰替拂下げ其の代金は該隊收入官吏をして造兵廠歳入徴收官所屬歳入金として收納せしむ。

ホ 村田式、三十年式等の舊式又は軍隊にて不用の銃用彈藥は兵器本廠宛に願出れば前號(イ)の手續に依り拂下く。

陸軍現役將校を配屬せる私立の中等以上の學校に於ける軍用火藥類讓受許可の件 (大正一五・二・九) 陸普四二〇九

銃器彈藥類拂下價格(昭和六年六月一日以降)(銃器類の拂下は當分中止)

Table with columns: 名, 稱, 單位, 陸軍造兵廠拂下分, 陸軍兵器本廠拂下分, 名, 稱, 單位, 陸軍造兵廠拂下分, 陸軍兵器本廠拂下分. Rows include 三八式步兵銃, 三十年式銃劍, 三八式騎銃, 三八式銃實包, 三八式銃空包, 輕機關銃空包, 三八式銃狹窄射擊.

部外團體の兵營及廠舎宿泊並に軍馬及軍用物件貸與手續 (大正一五・四・五) 陸普一二二一六

部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營(學校を含む)以下同じ又は廠舎に宿泊し、或は軍馬並に軍用物件の貸與を願ふものあるとき

は、師團長(各學校に在りては學校長)は左記各號に準據し軍隊又は學校の教育、内務、經理及衛生に支障を生ぜざる範圍内に於て之を許可することを得。

但し軍隊經理規程第八十二條及第八十三條に規定せられたるもの及師團長に於て特に必要と認むるものにおいて、豫め規定を設け部隊長をして許可せしむることを得。

軍隊經理規程

第八十二條 入營又は除隊する者にして傳染病交通機關の關係等止むを得ざる事由に由り兵營に宿泊を許可せられたるものには所要の兵食、被服、陣營具消耗品を供給又は貸與することを得。前項の場合に於て兵食に對しては前條に準じ其の實費を徴し其の他に對しては特に經費を要したる場合に限り其の實費を徴すべし。

第八十三條 部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營廠舎に宿泊又は軍馬の使用を許可せられたる場合及軍用物件の貸與を願出たる場合に於ける糧秣被服陣營具消耗品練習用具に關する取扱は左の各號に依るべし。
(一)兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる場合に於ては左の品種に限

るべく下士卒と雜居を避けしむるものとす。

四 軍馬の貸與

馬術又は馭法の修習を希望する者あるときは軍馬(官衙のものを除く)を貸與することを得。

五 兵器の貸與

左の品種に限り之を貸與することを得。
イ 本目的の爲交付せる師團特別保管の兵器

ロ 各部隊保管定數外兵器

ハ 各部隊保管演習用器材

ニ 兵器の手入用具

六 射撃の實施及彈藥の拂下

射撃の實施を希望する者あるときは之を許可することを得但し火炮の實彈射撃は之を行はしむることを得ず。空包、實包及狹窄彈は別に定むる所に依り之を拂下することを得但し彈藥の出納及保管は軍部に於て之を掌るものとす。

七 危害の豫防

り之を貸與し又は供給することを得。

イ 寢具

陣營具(寢臺其の他宿泊上必要なる物品)

ハ 糧食

ニ 消耗品(燈火、薪炭類)

(二)軍馬の使用を許可せられたる場合に於て特に給飼量の増加を要するときは増飼用馬糧を供給することを得。

(三)被服、練習用具の貸與を願出たる場合に於ては左の品種に限り聯隊長之を許可することを得。

イ 著用被服(防雨外套作業衣袴 卷脚絆)

ロ 裝具(背囊、飯盒、水筒、携帶天幕)

ハ 練習用具

(四)前各號の貸與品にして兵營、廠舎以外に持出すものに在りては總て當日中に之を返納せしむるものとす、但し要すれば數日に互る貸切と爲すことを得。

實包、狹窄射撃及馬術、馭法の修習を實施せしむるに當りては軍隊幹部(射撃にありては將校)指導の下に行はしめ、特に危害の豫防に注意するものとす。

八 糧秣、被服、陣營具、練習用具、消耗品の貸與並に供給
貸與供給の範圍並に之に伴ふ經費等に關しては軍隊經理規程第八十二條

〔附表第七表〕 部外團體納付金額區分表

考 備	糧 食	宿 泊	保 護		區 分	日 一 名 當 額	摘 要
			料 著 用 被 服	料 著 用 被 服			
採援用薪炭ヲ給シタルトキハ使用煖室器ノ數ニ應シ内地ニ在リテハ日額二十錢、朝鮮及滿洲ニ在テハ同額三十五錢ヲ別ニ納付セシムルコトヲ得	糧 費 實 費	九 錢	六 錢	三 錢	二 品 種 迄 八 半 額 ト ス	洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得、二品種迄ハ半額トス	寢具、陣營具ノ保續料及消耗品費トシテ寢具洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得

乃至第八十四條の定むる所に依る。
第八十四條 前條の規定に依り貸與又は供給したる物品に要する經費は附表第七の區分に依り納付せしむるの外、損傷又は亡失したるものに付ては其の修理費の實費又は評價價格に依り別に賠償せしむるを例とす。貸與物品の運搬及手入(洗濯を除く)に要する經費は使用團體の負擔とす。

但し軍隊經理規程第八十二條及第八十三條に規定せられたるもの及師團長に於て特に必要と認むるものにおいて、豫め規定を設け部隊長をして許可せしむることを得。

軍隊經理規程

第八十二條 入營又は除隊する者にして傳染病交通機關の關係等止むを得ざる事由に由り兵營に宿泊を許可せられたるものには所要の兵食、被服、陣營具消耗品を供給又は貸與することを得。前項の場合に於て兵食に對しては前條に準じ其の實費を徴し其の他に對しては特に經費を要したる場合に限り其の實費を徴すべし。

第八十三條 部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營廠舎に宿泊又は軍馬の使用を許可せられたる場合及軍用物件の貸與を願出たる場合に於ける糧秣被服陣營具消耗品練習用具に關する取扱は左の各號に依るべし。
(一)兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる場合に於ては左の品種に限

るべく下士卒と雜居を避けしむるものとす。

四 軍馬の貸與

馬術又は馭法の修習を希望する者あるときは軍馬(官衙のものを除く)を貸與することを得。

五 兵器の貸與

左の品種に限り之を貸與することを得。
イ 本目的の爲交付せる師團特別保管の兵器

ロ 各部隊保管定數外兵器

ハ 各部隊保管演習用器材

ニ 兵器の手入用具

六 射撃の實施及彈藥の拂下

射撃の實施を希望する者あるときは之を許可することを得但し火炮の實彈射撃は之を行はしむることを得ず。空包、實包及狹窄彈は別に定むる所に依り之を拂下することを得但し彈藥の出納及保管は軍部に於て之を掌るものとす。

七 危害の豫防

り之を貸與し又は供給することを得。

イ 寢具

陣營具(寢臺其の他宿泊上必要なる物品)

ハ 糧食

ニ 消耗品(燈火、薪炭類)

(二)軍馬の使用を許可せられたる場合に於て特に給飼量の増加を要するときは増飼用馬糧を供給することを得。

(三)被服、練習用具の貸與を願出たる場合に於ては左の品種に限り聯隊長之を許可することを得。

イ 著用被服(防雨外套作業衣袴 卷脚絆)

ロ 裝具(背囊、飯盒、水筒、携帶天幕)

ハ 練習用具

(四)前各號の貸與品にして兵營、廠舎以外に持出すものに在りては總て當日中に之を返納せしむるものとす、但し要すれば數日に互る貸切と爲すことを得。

實包、狹窄射撃及馬術、馭法の修習を實施せしむるに當りては軍隊幹部(射撃にありては將校)指導の下に行はしめ、特に危害の豫防に注意するものとす。

八 糧秣、被服、陣營具、練習用具、消耗品の貸與並に供給
貸與供給の範圍並に之に伴ふ經費等に關しては軍隊經理規程第八十二條

〔附表第七表〕 部外團體納付金額區分表

考 備	糧 食	宿 泊	保 護		區 分	日 一 名 當 額	摘 要
			料 著 用 被 服	料 著 用 被 服			
採援用薪炭ヲ給シタルトキハ使用煖室器ノ數ニ應シ内地ニ在リテハ日額二十錢、朝鮮及滿洲ニ在テハ同額三十五錢ヲ別ニ納付セシムルコトヲ得	糧 費 實 費	九 錢	六 錢	三 錢	二 品 種 迄 八 半 額 ト ス	洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得、二品種迄ハ半額トス	寢具、陣營具ノ保續料及消耗品費トシテ寢具洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得

乃至第八十四條の定むる所に依る。
第八十四條 前條の規定に依り貸與又は供給したる物品に要する經費は附表第七の區分に依り納付せしむるの外、損傷又は亡失したるものに付ては其の修理費の實費又は評價價格に依り別に賠償せしむるを例とす。貸與物品の運搬及手入(洗濯を除く)に要する經費は使用團體の負擔とす。

九 軍馬及軍用物件の貸與期間

兵營又は廠舎以外に持出すものは凡て當日中に返納せしむるものとす但し要すれば數日に互り貸切を爲すことを得。

十 損傷竝に亡失等の場合に於ける處理、貸與したる軍馬及軍用物件を損傷又は亡失したるときは治療修理に要する實費を徴し又評價額を以て之を賠償せしむるを例とす。

十一 軍馬及軍用物件の手入洗濯竝に運搬手入及洗濯は部隊長の指示する方法に依り使用者をして實施せしむるを本則とし要すれば部外團體をして部隊長の承認する人夫を雇入れ使用せしむることを得、兵卒の使役は之を禁止す。
手入、洗濯竝に運搬に要する經費は凡て部外團體の負擔とす。

十二 衛生

兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる者にして診療を願出づるときは之に應ずることを得、但し醫治に要す

る藥物及消耗品は現品を戻入せしむるを例とす。

十三 宿泊竝に軍馬及軍用物件貸與願出に關する手續竝に通報事由を具し部外團體より師團長(部隊長限り許可するものに在りては部隊長)に願出許可を受けしむるものとす。但し師團長に願出づるものにして軍隊關係のものは凡て當該關係部隊長を経由するものとす。
師團長又は部隊長は前項の許可を與へたる場合在郷軍人關係のものにありては其の都度之を關係聯隊區司令官に通報するものとす。

陸軍現役將校を配屬せる學校等へ軍用品食糧品拂下に關する件

(大正一四・一〇・二六) 陸普四〇二六

陸軍現役將校を配屬せる諸學校若くは豫後備役將校團竝に在郷軍人會より軍事知識の普及増進の目的を以て軍用食糧品の拂下を希望し來る場合之が交付に關しては左記に依り取扱ふことに

定めらる。

一 拂下の品種及數量は軍隊に於ける食用糧下糧食品中の乾麵麩及罐詰肉にして軍隊の使用に支障を來さざる範圍とす。

二 拂下價格は左記標準に基き當該所管の經理部長之を指定するものとす。

1 乾麵麩に在りては陸軍給與令第二十五條に依る換算定量に對する精米精麥の當該月指定相場に依り算出したる金額。

2 罐詰肉に在りては陸軍給與令細則第四十九條に依り算出したる賄料減殺額に相當する金額、拂下の爲要する運搬費は拂下を受くべき學校若くは團體の負擔とす。

三 學校其の他團體代表者より糧食品の拂下方を願出たるときは當該隊長は其の實情を審査し適當と認めたるものに限り當該所管長官の認可を受け拂下するものとす。

四 拂下げたる糧食品は當該隊營内居

住者の爲消費せるものと同様整理し又拂下を受けたる者より納付せる

傷兵保護

我が國に於ける戰死者、遺族、傷兵軍人に對しては長くも 皇室よりは帝國神社の祭祀、義肢義眼の御下賜を始め各種の優遇を賜り大正六年軍事救護法(現行の軍事扶助法)を制定し傷病兵、其の家族若くは遺族又は下士官兵の家族、遺族扶助法を定められたる外各種援護法に依り戰歿軍人の遺族保護竝に在郷軍人に對する生業援護等に就き特別考慮を拂はれありしも支那事變勃發するに及び名譽ある傷兵を受け疾病に罹りたる將兵の數相當多數に達し是等名譽ある傷兵軍人に對しては官民擧つて感謝の至情を致し其の醫療、職業保護其の他各般の方法を講じて是等將兵が郷に在つて更に奉公報國克く國民たるの本分を盡くすに遺憾なからしむる爲昭和十二年十一月内務省社會局

代金は其の隊委任經理の收入に組入るるものとす。

に臨時軍事保護部を設け傷兵軍人に關する保護調査を行ひ昭和十三年一月厚生省新設に伴ひ同事業を厚生省の管轄に移し昭和十三年四月傷兵保護院を設け専ら傷兵軍人保護事務を管掌せしむることに定められ昭和十四年七月に是等を廢し新に軍事保護院を設けられたり。

軍事保護院

軍事保護院は厚生大臣の管理に屬し(一)軍人又は之に準ずべき者として戰闘其の他の公務に因り傷病を受け又は疾病に罹りたる者の療養職業保護其の他の援護、(二)軍人又は之に準ずべき者として戰闘其の他の公務に従事し爲に死没したる者の遺族の援護、(三)軍人又は之に準ずべき者として戰闘其の他の公務に従事する者の家族の援護、

(四)其の他軍人援護事務を掌る。

軍事保護院は總裁官房及援護局、業務局の二局に分れ總裁官房に於ては人事、文書、會計事務其の他主管に屬せざる事務を、援護局は軍事扶助法の施行、軍人遺族及軍人家族の援護竝に業務局主管に屬せざる軍人援護事務を、業務局に於ては傷兵軍人の療養及職業保護に工藝事務を掌る。

總裁は名譽官とし保護院に顧問、參與等の外専門委員を置き専門の事項を調査せしむ。

傷兵軍人の療養又は職業保護に關する事業を行ふ爲療養所又は職業輔導所を設く。

傷兵軍人保護對策會

議會

厚生大臣監督下に於て傷病を受け又は疾病に罹りたる軍人の保護對策に關する重要事項を調査審議するものにして會長は厚生大臣とす。

傷兵軍人醫療委員會

厚生大臣監督下に醫療委員會を設け

其の諸間に應じ結核性疾患に罹れる傷
傷軍人の軍事保護院療養所に於ける醫
療に關する重要事項を調査審議す會長
は軍事保護院總裁とす。

醫療保護

軍事保護院療養所

軍人として恩給法の規定に依る公務
傷病の爲退職したる者にして其の退職
原因と爲りたる傷病疾病又は其の傷病
疾病に基因する疾病の爲(一)結核性疾
患(胸膜炎を含む)、(二)温泉療養(三)
精神障の療養を必要とする者或は軍
人として故意又は自己の重大なる過失
に因るに非ずして服務に關聯し結核性
疾患(胸膜炎を含む)に罹り又は精神
障を受け之が爲退職したる者にして
其の退職の原因と爲りたる傷病疾病又
は其の傷病疾病に基因する疾病の爲
(一)又は(二)の療養を必要とする者の
爲に左の療養所を設けらる。
傷軍人千葉療養所(千葉縣千葉郡千
城村)

- 傷軍人兵庫療養所(兵庫縣有馬郡三輪町)
- 入所區域 兵庫縣、京都府、大阪府、鳥取縣、岡山縣。
- 傷軍人三重療養所(三重縣河藝郡大里村)
- 入所區域 三重縣、岐阜縣、愛知縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣。
- 傷軍人愛媛療養所(愛媛縣温泉郡北吉井村)
- 入所區域 愛媛縣、德島縣、香川縣、高知縣、廣島縣。
- 傷軍人佐賀療養所(佐賀縣三養基郡中原村)
- 入所區域 佐賀縣、福岡縣、長崎縣、熊本縣。
- 傷軍人宮崎療養所(宮崎縣宮崎郡赤江町)
- 入所區域 宮崎縣、大分縣、熊本縣、鹿兒島縣。
- 傷軍人神奈川療養所(神奈川縣中郡東秦野村)
- 入所區域 神奈川縣、靜岡縣、東京

- 入所區域 千葉縣、茨城縣、東京府、埼玉縣。
- 傷軍人愛知療養所(愛知縣知多郡大府町)
- 入所區域 愛知縣、靜岡縣、長野縣、岐阜縣、三重縣。
- 傷軍人岡山療養所(岡山縣都窪郡早島町)
- 入所區域 岡山縣、兵庫縣、鳥根縣、鳥取縣、廣島縣、香川縣。
- 傷軍人福岡療養所(福岡縣糟屋郡古賀町)
- 入所區域 福岡縣、山口縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、長崎縣。
- 傷軍人京都療養所(京都府綴喜郡青谷村)
- 入所區域 京都府、福井縣、滋賀縣、岐阜縣、三重縣、奈良縣、大阪府。
- 傷軍人新潟療養所(新潟縣刈羽郡柏崎町)
- 入所區域 新潟縣、長野縣、富山縣、福島縣、群馬縣、山形縣。
- 傷軍人長野療養所(長野縣上水内郡

- 府、山梨縣。
- 傷軍人德島療養所(德島縣麻植郡西尾村)
- 入所區域 德島縣、愛媛縣、香川縣、高知縣、和歌山縣。
- 傷軍人鹿兒島療養所(鹿兒島縣揖宿郡指宿町)
- 入所區域 鹿兒島縣、熊本縣、沖繩縣、宮崎縣療養所
- 傷軍人小濱温泉療養所(長崎縣南高來郡小濱町)
- 傷軍人白濱温泉療養所(和歌山縣西牟婁郡瀬戸鉛山村)
- 傷軍人湯田温泉療養所(山口縣山口市)
- 傷軍人鹽原温泉療養所(栃木縣鹽谷郡鹽原町)
- 傷軍人伊東温泉療養所(靜岡縣田方郡伊東町)
- 傷軍人三朝温泉療養所(鳥取縣東伯郡三朝村)
- 傷軍人別府温泉療養所(大分縣別府市)

- 若槻村)
- 入所區域 長野縣、群馬縣、新潟縣、富山縣、山梨縣。
- 傷軍人宮城療養所(宮城縣亙理郡山下村)
- 入所區域 宮城縣、岩手縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣。
- 傷軍人石川療養所(石川縣江沼郡篠原村)
- 入所區域 石川縣、福井縣、富山縣。
- 傷軍人廣島療養所(廣島縣賀茂郡寺西村)
- 入所區域 廣島縣、岡山縣、山口縣、愛媛縣。
- 傷軍人東京療養所(東京府北多摩郡清瀬村)
- 入所區域 東京府、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、千葉縣、茨城縣、神奈川縣、山梨縣。
- 傷軍人大阪療養所(大阪府泉南郡貝塚村)
- 入所區域 大阪府、京都府、奈良縣、三重縣、和歌山縣、滋賀縣、兵庫縣。

傷軍人登別温泉療養所(北海道幌別郡幌別村)
傷軍人花巻温泉療養所(岩手縣稗貫郡湯本村)
傷軍人宇奈月温泉療養所(富山縣下新川郡内山村)
入所手續 陸軍病院入院中にして入所資格を有し且移送に堪ふる者は本人の希望に依り療養所に移送せらる其の他の者は入所區域の療養所長に入所申請書に(イ)増加恩給、傷病年金又は傷病賜金受給權確定者は恩給證書又は恩給裁定通知書寫其の他の者は最後に治療を受けたる陸軍病院の院長又は海軍人事部長の發給せる入所資格者の退職者なることの證明書、(ロ)醫師の診斷書を添へ居住地の地方長官を経て療養所長に提出すること但し陸海軍病院在院中の者退院後引續き療養所に入所せんとするときは當該病院長を經由して提出することを得又精神病者に在りては其の監護義務者より申請するものとす。入所許可は療養所長より本人

へ通知せらる。尙入所區域の変更は事情に依り許可せらるることあり。患者入退所に要する旅費及特に附添を要する場合の附添人旅費は此等實費を支給せらる。

傷病軍人の委託(居宅)療養

療養施設完成する迄の間に於て陸海軍軍人(將校、准士官を含む)又は之に準ずる者にして戦闘又は公務に因り傷病を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者にして其の醫務を受くべき場合は除役の原因となりたる傷病繼續し若くは再發し又は其の傷病に基きて發したる疾病に罹りたる時及現役中若くは應召中故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して傷病を受け又は結核性疾患(胸膜炎を含む)等に罹り之が爲一種以上の兵役を免ぜられ若くは召集解除せられたる者にして兵役免除若くは召集解除の原因となりたる傷病繼續し若くは其

の傷病再發又は其の傷病に基きて發したる疾病に罹り特に温泉療養を要する者は療養所、病院、温泉療養所、旅館其の他適當なる施設に委託し居宅に於て療養を受けることを得。

手續 地方長官宛の委託療養願(血宅醫療願)に恩給證書寫、裁定通知書寫又は最後に治療を受けたる陸軍病院長(海軍は離現役又は召集解除當時の所轄長)の作成せる恩給受給見込證明書寫又は兵役免除若くは召集解除の原因となりたる傷病名及現役中又は應召中故意又は自己の重大過失に因るに非ずして服務に關聯し傷病を受け又は疾病に罹りたることの證明書寫を添附し地方長官に願出づるものとす。

軍人軍屬公務に起因したる傷病疾病治療の後再發したる者の官費治療

軍人軍屬にして戦闘及戰時平時に拘らず公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り加療治療の後該傷病疾病再發したる

公務基因の陸海軍下士官兵服役免除者收容

公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして日本赤十字本社病院又は支部病院に治療を希望する者は服役免除となりたることを證明するに足る書類(口頭にて可)を以て本人の原籍又は現住地府縣内に在る病院を有する支部(東京にては本社病院)に申出づれば病院の經費、收容力の許す限り通療又は入院を許可せらる。

公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして公務基因以外の傷病に罹りたる場合も亦同じ。

日本赤十字社支部は結核に依る服役免除者には優先順位を以て經費及收容力の許す範圍に於て通療又は治療を行ふ。

公務起因の「マラリ」再發患者の取扱

公務に起因したる「マラリ」再發患者にして陸軍病院に入院治療を願出せる軍人軍屬(出願のとき軍人軍屬に非

者入院治療を受けむとする場合は最寄又は希望陸軍病院長(海軍關係者に在つては願書に海軍軍醫科士官又は地方醫師の診断書を添へ最寄海軍病院又は要港部の病院へ)へ差出せば支障なき限り許可せらる、入院中の諸費は官費とす。

恩賜の義眼又は義肢、官給義齒、義眼、コルセット、上下肢支持装置又は義肢の故障に因る治療補修を要する場合も亦右に同じ。

陸海軍下士官兵服役免除者を陸軍病院又は海軍病院に收容

陸軍下士官兵にして部隊編入中傷病疾病に罹り之が爲豫備役、後備役又は第一國民兵役に編入せられ若くは兵役を免除されたる者、海軍下士官兵にして第一種又は第二種病に罹り之が爲第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられたる者及海軍下士官兵にて豫

国立結核療養所及其他の施設に於ける療養

ざる者を含む)にして(一)遠隔地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院(通院)を不便とし其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望するとき。(二)家計貧困にして陸軍病院に入院する爲に要する費用支辨困難なるとき。(三)陸軍病院に於て患者治療に餘力なきときは之を地方病院又は地方醫師に實費支辨を以て治療を依託せらる。

結核又は胸膜炎療養の爲陸海軍病院に入院中の下士官兵にして一種以上の兵役を免ぜられ尙療養を要する場合(除役後引續き入院中の者亦同じ)軍事扶助法に依り收容扶助せらるる者は陸海軍病院より国立結核療養所又は公立病院に移送入所又は入院せしむ。

国立結核療養所(村松晴嵐莊、茨城縣那珂郡村松村)に入所せる者にして軍事扶助法適用者は官費治療とし入所

備役、後備役召集中傷病の爲該召集中(召集解除後現に海軍病院入院中を含む)第一國民兵役に編入され又は兵役を免除されし者陸軍病院にて入院治療を受けんとする者は一家を爲せる身元確實なる者を保證人とし軍隊手帳(海軍は履歴表)を添へ陸軍病院長に願出づれば病院に收容治療の餘裕ある場合は許可せらる但し急性傳染病、同疑似症、癩、結核、精神病患者は入院せしめず。

入院料は治療費一日金四十六錢被服費一日四錢糧食費中米麥代は指定相場、賄料は收容病院の定額を自辨するものとす。

海軍病院に入院希望者(陸軍軍人を含む)は一家を爲し身元確實なる者を保證人とし本人及保證人居住地市町村長の奥書證明と醫師の診断書を添へ最寄海軍病院に願出づれば病院の收容力に應じ許可せらる其の治療費、衣糧費一日各金參拾錢自辨とす。

後軍事扶助法の適用を受くる資格なしと認むる者も當分の間入所料を全免せられ下士官兵にして自費入所を希望する場合は許可せらる入所料は一日一圓四十錢とし特別の事情ありと認むるときは減免せらるることあり。

職業保護

傷痍軍人に對する職業保護は職業指導、就職斡旋、就職後の輔導を目的とするものにして傷痍軍人職業顧問、師團司令部、海軍人事部、在郷軍人職業輔導部、陸海軍病院、職業再教育施設其の他と緊密なる連繫の下に萬全を期してゐる。

職業指導方針は勤勞報國の意義を理解せしめ職業智識を興へ求職意思發現を助長すること、成るべく入營又は應召前の原職に復歸せしむること、原職復歸困難なる者は原職類似の職業を選定從事せしむること、新規に職を求むる者又は新規の職業に轉ずる者は志望、適性、家族關係、居住地等を考慮

して適職を選定すること、職業再教育を要する者は遲滞なく再教育を受けしむること。

就職斡旋は道府縣廳に主要職業紹介所長、在郷軍人職業輔導部主事を加へたる傷痍軍人就職斡旋組織を設け傷病兵を收容する病院所在地所轄職業紹介所に専任の係員を設け事業主側との協議會、懇談會又は委員會に依り傷痍軍人の復職又は優先的雇傭等に付理解、協力、實行を求む。

就職後の輔導は雇傭主との連絡により就職後の輔導に努む。

職業顧問と指導事務員

職業指導の爲職業紹介に經驗ある者及傷痍の状況に適應せる職業並に傷痍と作業補助具の關係に精通せる専門家を以て職業顧問と爲し地方廳の申出でに應じ隨時出張して職業指導、職業再教育、就職斡旋、就職後の輔導等に關する地方廳の事業を専門的立場より援助するの外道府縣には職業指導事務職員を置き職業機關と相協力して就職

斡旋、就職後の輔導等に任ず。

軍事保護院職業輔導所

輔導所は軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職したる者に對し職業の再教育並に作業義肢若くは作業補助具の製作配給又は修繕を爲すものにして輔導所内に於ける職業再教育科目は洋服科、洋裁科、家具工藝科、工場經理科、製圖科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライスコ、銼接科の十科とするも右科目以外を希望する者あれば公私の施設に委託して教育を行ふことあり。

職業再教育を受けんとする者は職業再教育願に恩給證書寫又は裁定通知書寫若くは最後に治療を受けたる陸軍病院長又は海軍人事部長の發したる退職證書寫、誓約書、身引受書、戶籍抄本、健康診斷書等を居住地(入院中の者は退院後居住豫定地)の地方長官を経て厚生大臣に願出づるものとす又作業義肢又は作業補助具の配給若くは修繕を受けんとする者は作業義肢(作業補

助具)配給(修繕)願に前記の書類を添附し願出づるものとす。

軍事保護院職業輔導所左の如し。

傷痍軍人大阪職業輔導所 大阪府堺市

神石村

同 福岡職業輔導所 福岡縣小倉市

財團法人啓成社

東京市豊島區巢鴨六丁目二〇ノ一

傷痍軍人職業再教育

の爲にする學費給與

(一) 戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受ける見込確實なる者(將校及准士官を含む)、(二) 工業、農業、商業其の他傷痍軍人職業再教育に適當なる科目を有する大學、專門學校、實業學校其の他各種の學校に入學したる者、(三) 品行方正意思鞏固且思想穩健にして將來成業の見込確實なる者にして專門學校程度以上の者には一人年六百圓以内中等學校程度の者に對しては一人年三百圓以内

の學費を給與せらる。學費給與を受けんとする者は給與願に履歷書、戶籍謄本、傷痍軍人たることを證する書面、健康診斷書、在學證明書、最近の學業成績證明書を添へ居住地地方長官を経て保護院に提出するものとす。

傷痍軍人職業再教育の爲にする入學志願

者取裁

傷痍軍人の入學志願者に對しては左の便宜を與へられあり。

體格検査には戦傷に依る身體異状を原因として不合格と爲さず。

入學者の年齢制限は之を免除すること。

本科に入學困難なる者は選科、別科等に出來得る限り入學せしむ。

傷痍の爲學科を繼續し得ざる者は學修上支障なき限り轉科せしめ得。

體操、教練、武道其の他學修困難科目は免除又は卒業成績より除去す。

傷痍軍人小學校教員養成

傷痍軍人にして教育者たるに適する者に對し必要なる教育を施し小學校教員たらしめ再び奉公の誠を致さしめる爲に設けられたる制度にして其の施設は東京市板橋區東大泉町東京府大泉師範學校内に傷痍軍人東京小學校教員養成所を、京都市上京區小山東大野町京都府師範學校に傷痍軍人京都小學校教員養成所を置き尋常小學校本科正教員養成を目的とし教育期間一ヶ年定員三〇名とす。

入所資格者は戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金若くは傷病賜金を受け又は受ける見込確實なる者。中學校卒業者及之と同等以上の學力を有するもの(陸海軍の相當學校を含む)。品行方正、意志鞏固、思想穩健にして小學校教育に適する者。小學校令施行規則第四百條に該當せざる者にして國語及數學の平易なる試験、人物考査、身體検査等に依り入所を決定す。

類、卒業(修業)成績證明書又は試験
檢定合格證明書、履歷書、傷痍軍人た
ることを證する書面、戸籍謄本を居住
地地方長官を経由して提出するものと
す。

採用者は寮舎に收容し授業料等は徴
收せず家庭の状況其他經濟上の事情
を斟酌し年三百圓以内の修學手當を支
給す教育修了者は一年間教職に従事す
る義務を有す。

失明傷痍軍人保護施設

傷痍軍人の生活訓練並に一般的教育
を行ふ爲東京市小石川區大塚窪町二三
番地に失明傷痍軍人寮を設け失明傷痍
軍人を收容し講習講話、體育、讀書娛
樂、見學、其他必要と認むる事項の
訓育指導を行ふ。

本施設を利用せんとする者は厚生大
臣宛の願書に履歷書、戸籍抄本、失明
軍人たることを證する書面、健康診断
書を添附し居住地地方長官を経て保護
院に願出づるものとす。
寮に入所を許可せられたる者は衣

類、身用品の外特に寢具、食器等を要
せず。

東京市小石川區雜司ヶ谷一二〇番地
東京盲學校内に失明軍人傷痍軍人教育
所を設け失明軍人の教養を高め再び國
家社會に貢獻せしむるに必要な學術
技藝を授く。失明傷痍軍人教育所に中
等部及師範部を置き中等部の學科目は
修身科、公民科、歴史地理、國語、點
字科、體操及音樂、衛生、科外講座と
し實習は希望に依り簡易工作科、速記
科、防護聽音科、點字印刷科、筆曲
科、尺八科、鍼灸マッサージ科、農
業科、商業科を選択せしめ修業年限二
年とす。師範部の學科目は修身、公民
教育及心理、歴史、地理、國語、體
操、音樂、演習、教育實習とし修業年
限二年とす。中等部に入所を許可すべ
き者の資格は尋常小學卒業者又は之と
同等以上の者師範部入所資格者は中等
學校卒業者又は之と同等以上の者又は
本教育所中等部卒業者とす。

其の他

實英事業 昭和十三年度に於て傷痍
軍人保護事業の一部に育英事業を加へ
學資補助を行ふこととせられたり其の
助成範圍は支那事變又は將來の戰闘又
は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹
り一種以上の兵役を免除せられたる軍
人(將校准士官及現に在院中にして將
來傷痍軍人となるべき陸海軍病院長の
見込證明書ある者を含む)の子又は之
に準ずべき者(傷痍軍人に依り扶養を
受くべき弟妹)にして中等學校程度の
學校に在學中の者にして本人卒業迄毎
年一人二百圓内の範圍内に於て修學に
必要な金額を給與又は貸與す。

職公傷痍死者、公務従軍者及下士官
以下軍人の公務傷痍死者等の子弟に對
する授業料等の減免 市町村立小學校
に於ては上記の子及弟妹は授業料を減
免し右以外の小學校及公立中學校に於
ても授業料は勿論入學考査料、入學金
等を免除又は減額して遺家族の養育に

關し力めて負擔の軽減を圖ることとな
れり。

公式の式典、會同等に於ける傷痍軍
人及職役軍人の遺族優遇 道府縣又は
公共團體に於て定時、或は随時實施す
る公式の式典、會同等の場合に傷痍軍
人又は遺族席を設定し參列の便宜を興
ふることにす。

傷痍軍人固有鐵道無賃乘車 傷痍軍

人記章及傷痍軍人證を有せる者は(一)
恩給法別表第二號表特別項第一項乃至
第四項毎年十二回以内、(二)同第二號
表第五項乃至第七項毎年五回以内、
(三)同第三號表第一款乃至第四款毎年
三回以内通期各十五日以内國有鐵
道無賃乘車證を請求することを得、右
の内特別項、第一項又は第二項に該當
する者、其他の者にして特別項、第
一項又は第二項と同等の機能障害を貼
し單獨旅行不可能の者は附添人一名を
限り無賃同伴することを得。

新たに乘車證の交付を受けむとする
者は國有鐵道無賃乘車請求書及市區町

村長(外地に在りては之に相當する者、
傷兵院入院中の者は院長)の印鑑證明
書を鐵道大臣官房文書課に差出すもの
とす。豫め發行箇所を指定を受けむと
する者は乘車證發行箇所指定願に前記
印鑑證明書を鐵道大臣文書課に提出す
るものとす。又附添人を要する者は陸
海軍軍醫又は鐵道醫の現認證明書を要
す。

傷痍記章を有する者及其の附添人並
に傷兵院入院若しくは退院の准士官以上
及其の附添人は特定の私設鐵道に無賃
乘車することを得又前記の者日本郵船
會社又は大阪商船會社の汽船に乗船す
る者は内國諸港間に限り五割引にて乗
船し得右の手續は國有鐵道無賃乘車手
續に同じ。

傷痍賜金受給者旅客運賃割引 傷病

賜金受給者に對し旅客運賃割引證(一
人一年四枚)を發行す。割引を受けん
とする者は請求書に市(區)町村長の
奧書印を受け居住地所管の聯隊區副
官(朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國居

住者は各軍副官)に提出する者とす。
郵便にて割引證の送附を受けんとする
者は送附に要する郵便切手封入を要
す。

支那事變其他に因る戰傷病陸海軍
人の出迎等の場合の旅客運賃割引 割
引資格者は支那事變及張鼓峯事件に因
る戰傷病陸海軍軍人の同一戸籍に在る
直系尊族、直系卑族、配偶者及兄弟姉
妹にして戰傷病軍人の内地歸還出迎、
陸海軍病院に入院中の戰傷病軍人の見
舞又は看護にて旅行する場合には鐵道
省所管の鐵道、航路及自動車は昭和十
四年十二月三十一日迄は五割引とす。
其の手續は陸海軍省にて發行する旅客
運賃割引證の外出迎に在りては戰傷病
軍人家族身分證明書(本籍地又は寄留
地の市町村長其他之に準ずる者の發
行)及戰傷病軍人歸還證明書(陸海軍
にて發行)見舞又は看護旅行には家族
身分證明書及戰傷病軍人の入院せる陸
海軍病院にて發行する戰傷病軍人入院
證明書を要す。

地方專賣局長煙草小賣人を指定する際公務の爲傷痍を受け若くは疾病に罹り法律に依り恩給を受けたる者又は之を受くる者、公務の爲死亡したる者の遺族にして法律により扶助料を受くる者は優先権を與へらる。之が出願は申請書(要すれば恩給、扶助料の寫、戸籍謄本)を地方專賣局長に提出するものとす。

郵便切手額及収入印紙賣捌 収入印紙のみの賣捌は増加恩給又は扶助料を受くる者に限る郵便切手額賣捌に就ては傷痍軍人、戦公死者遺族の申請に對しては相當考慮せらる。許可申請書(要すれば恩給、扶助料の寫、戸籍謄本添附)を所轄通信局長に差出すものとす。

所得税及地方税 軍人從軍中の俸給手當、扶助料及傷痍疾病者の恩給、退職料には所得税を課せず。又戸數割納税義務者の實力算定標準たる所得高に算入せず。

本院は明治三十九年九月創立せるも

傷兵院

のにして神奈川縣足柄下郡大窪村大字風祭字宮脇三七三番地(小田原町外)に在り收容定員百名とす。傷兵院は厚生大臣の管理に屬し戰鬥又は戰鬥に準ずべき公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り増加恩給を受くる軍人、准軍人の身體又は精神障程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項症に相當し且家族、資産、其の他の狀況に因り適當なる介護を受け得ざる者に限り入院せしむ普通公務の爲右の條件を具備する者も亦入院せしむることを得。

傷兵院に入院せんとする者は申請書に恩給證書寫、醫師の診斷書、戸籍謄本を添へ居住地地方長官を経て厚生大臣の許可を受くるものとす然して入院許可せられたる者は入院の際恩給證書を院長に差出す(特別の事情ある者を除く)ものとし入院中の者は恩給の支給を停止し其の親族に扶助料又は一時扶助料を給せらる。入院旅費は別に支給せらる附添人を要するときは附添

人の旅費を併給せられることあり在院中の費用は總て無料にして入院中は増加恩給月額額の半額を毎月手當として支給せらる。入院者にして退院を命ぜられ又は自己の便宜に依り退院したる者は退院の日より二箇年を経過せざれば再び入院することを得ず(特別の事由ある者は此の限に在らず)。入院者の親族に支給せらるべき扶助料年額は恩給法第七十五條第一項第三號相當額とし入院者の兄弟姉妹にして第一項の一時扶助料を受けたる者には恩給法第八十一條の一時扶助料は給せられず尙右の一時扶助料を給せられたるときは爾後他の親族に對し給するこゝとあるべき第一項の扶助料又は恩給法の扶助料額は別に定めらる。

國家戰時の施設

軍動員

動員及復員の意義 動員とは國軍の全部若くは一部を平時の態勢より戰時の態勢に移すを謂ふ。換言すれば國軍の全部若くは一部が平時編制より戰時編制に移りたるとき之を動員せりと稱す。平時軍隊の人馬材料の定数は戰時の所要数を充足しあらず、戰時所要の諸機關も亦平時之を整備しあざざるもの多きを以て、動員に方りては直ちに多數の在郷軍人を召集し馬匹を徵發し戰用諸材料を整備し戰爭に必要な諸機關を編成する等幾多繁雜なる手續を履み、茲に始めて戰時編制を完成し軍隊をして戰爭に従事し得べき能力を具備せしめ得るものとす。各部隊が其の動員を實施し戰時必要

なる人員、馬匹、材料等を充足整備し其の編制裝備、團結を完了し直ちに作戰行動に移り得るに至りたるときは之を動員完結と謂ふ。戰時の態勢に在る軍隊を平時の態勢に復するを復員と謂ふ。而して各部隊が其の復員を終了し全く平時の態勢に復したるときは之を復員完結と謂ふ。

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戰爭遂行に適する態勢に移し舉國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人馬、物件、有形無形一切の資源を最有效に統制運用する事業を謂ふ。

國家總動員の由来

現代國防の要は國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に一旦緩急に當り國家國民の全能力を擧げて國防に當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按排し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に待たざるべからず。國家總動員なる語は世界大戰に於て列國が右の目的を以て舉國一致國家の全智全能を盡くして戰爭能力の維持増強に努めたる事實に發したるものなるも此等各國の施設は多く戰爭の推移に伴ひ必要に迫られて逐次に實施せる應急彌縫の窮策なるを以て其の事蹟は直ちに國家總動員の範例と認め難きものありと雖も將來の戰爭の爲準備し且實行せざるべからざる國家總動員は頗る廣汎にして複雑なる内容を有するに至れるは容易に觀察し得るものとす。

彼の世界大戦に於て苦き経験を講究せる歐洲諸國が戦後の復讐に汲々日も盡足らざるのときに於て尙且此の種施設に専念し著々此の種法制の整備に努力し中には既に總動員法を制定せる國もあるは寔に故ある所なり。

我が國に於ける國家總動員に關する主なる法制は、大正七年歐洲戰爭中の制定に繋る軍需工業動員法を有するに過ぎず。而して支那事變勃發後政府は軍需工業動員に配するに、資金調整法輸出品臨時措置法、船舶管理法の臨時非常時立法を以てせり。元來軍需工業動員法は其の範圍工業動員に局限せられ工業以外の産業、資金の動員等に就ては何等の規定なく、又國民精神動員醫療衛生、科學等に關する動員其他近代戰に隨伴する國家總動員の基本的事項に就ては、幾多の補足を要し、臨時非常時立法は、直接軍需の充足といふことよりも、間接的軍需充足手段を規定し、又は軍需充足に關聯して一般經濟交通等の運行を調整する見地より

制定せられた法律と觀ることが出来るのであるが、過去半歲事變の經驗は此等特別法を以てしては戰時經濟の體制化に對し尙一層強力なる立法の必要なるに鑑み、今次事變に對處するのみならず、明日の國力戰に備ふる爲の用意として政府は第七十三回帝國議會に、國家總動員法を提出し其の協賛を経て昭和十三年三月卅日之を公布するに至り。

今回公布せられし總動員法は、從來の軍需工業動員法を始め、資金調整法輸出入品臨時措置法、船舶管理法其他有ゆる法規を包含せるものにて、總動員法が公布されても其の内容全部が直ちに發動されるものに非ず、恰も軍需工業動員法が大正七年公布施行されたまま、初めて昭和十三年九月に至り工場事業場管理令が公布せられて活動を開始せるが如し。只法の施行と同時に發動するものは、軍需工業動員法に相當する條項と、平時に於ける總動員規定のみにて、他の戰時動員條件は勅

令を待つて始めて發動するものとす。又總動員法の實施は忠君愛國の精神に基く國民各自の自發的協力を基調とすべきものにして、從つて本法の諸規定は前述の如く其の場合に於ける必要の限度に於てのみ發動するものとす。

總動員法の範圍 要綱第一に其の定義が掲げられ、第二及第三にはいはば國家總動員の對象たる總動員物資及總動員業務が示されてゐる。更に第四乃至第二十二の十九條には本法の骨子ともいふべき戰時における國家總動員が規定され、第二十三から第二十八迄は平時における總動員が規定されてゐる。残りは補償に關する規定であり、其の運用は殆ど全く勅令に委ねられ、高度の委任立法である點を注目せねばならない。

總動員の對象 國家總動員の對象として示されてゐるのは總動員物資と總動員業務である。從來の工業動員法が動員對象を物資工場設備等に限つたのに對し、總動員物

資は飛躍的に増加してゐる。要綱第二は九號に分ちて物資を列擧してゐるが、其の中で目に付くのは現在船舶管理法による船舶及其他の交通機關通信用具、燃料、電力等である。

要綱第三に規定する總動員業務の内容は、運輸及通信、金融、衛生救護、試験研究、情報宣傳、警備に關する各業務と總動員物資の生産、修理、配給輸出、輸入又は保管の直接關係業務である。

即ち國家總動員法は總動員物資と總動員業務とを双翼として、最廣義に於ける國防要素の全部を包含してゐるのである。

人的資源の統制運用 戰時に發動される規定の眞先に掲げられてゐるのは人的資源の統制運用の規定である。要綱第四は戰時において國家總動員の爲必要あるときは「帝國國民を徵用」して總動員業務に従事せしめ得ることを規定してゐるが、從來の軍需工業動員法では軍需工場及設備の動員に際し單

に從業員を供用する途と兵役にあるものを軍事輸送機關及軍需工場等の業務に徵集し得るに止まつたのに比較すると、總動員では一般國民の徵用を可能ならしめてゐる。

又要綱第四は之に關聯して、一般國民と相並んで法人其他の團體に對して總動員業務に協力せしめ得ることを規定してゐる。

勞働力の充實乃至補給の問題が、戰時において特に重要性を加へることは今次の事變で明かにせられたが、重要性の増大と共に勞働に對する統制も強化するのは必然である。要綱第六において「他の法令の規定に拘らず從業者の使用雇入若くは解雇、又は賃銀其他の勞働條件につき」必要なる命令をなし得ることを規定したのは、戰時勞働管理を實施するものである。

要綱第七は勞働爭議抑制を規定してゐる。戰時における勞働爭議が軍需品生産の停頓等に悪影響を齎らすことはいふ迄もなく、今次の事變下に於て

も既に總同盟以下幾多の勞働團體は自發的に爭議を惹起しないやうに努めてゐるが、それは要するに自治統制であり、戰時には此の點についても強制的統制を必要とする。茲に爭議の豫防解決、禁止の權限が定められたのである。

物資の動員 要綱第十の總動員物資の徵發と第十三以下の工業動員條項との二は物資動員の根幹規定をなしてゐる。要綱第十三は現在の軍需工業動員法の中核的な規定を移したものである更に使用又は收用は物資又は業務のみならず、無形の權利に迄及び、第十三第二項による特許權、第十四による鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利、著作權、出版權に迄及んでゐる。

工業動員規定の中で注目すべきは要綱第十六である。即ち工場及設備の新設、擴張、又は改良を命令し及之を制限又は禁止することが可能となつてゐる。

勿論製鐵、人造石油、自動車、産金等の各種別業法には設備擴張等の強制規定があつたが、斯かる一般的な規定は從來何れにも見られなかつた。従つて今次の支那事變では軍需生産力擴充の爲に、平和産業に屬する工場設備の制限は資金調整法によつて押へ、増産は輸出入品法で生産命令だけを發したに止まつた。其の増産も今まで唯一の増産命令の出た硝酸の場合の如く既存設備による生産力維持を命令しただけであつた。かく工場設備の擴張を強制し得なかつた缺陷を是正する爲に此の新條項が挿入せられたのである。

貿易・船舶統制 支那事變下に貿易統制並に夫れに伴ふ需給の混亂を調整すべく登場した輸出入品臨時措置法は要綱第八及第九に壓縮されてゐる。即ち輸出入品は第一條に輸出入の制限禁止の權限を規定し、第二條には輸出入の制限禁止を蒙つた物品につき、製造に關する命令及制限と、配給、讓渡、使用又は消費の命令とを規定してゐる

が、十三年來の實施の結果は第二條が個々の業者を對象とする爲、國內物資統制の遺徳の點があり、それを是正すべき需給調整を強制し得る改正案が提出せられてゐる。

先づ輸出入品法第一條は要綱第九の前段に明確に規定され、第二條は「總動員物資の生産、修理、配給、讓渡、其の他の處分、使用、消費、所得又は移動に關し必要な命令を發し、又は處分をなすことを得るものとなつて、修理、所得及移動に關する命令と處分とが追加されてゐる。

尙要綱第九の後段は多年大藏省當局が希望してゐた伸縮關稅制度の創設である。更に要綱第八に船舶が總動員物資中に含まれてゐることを想起すれば本條は船舶管理法全二十三條の集約とも觀られ得るのである。

金融統制 輸出入品法、船舶管理法と共に戰時經濟三立法の一として出現した資金調整法全二十一條は、要綱第十一及第十二の二條中に溶け込み

更に強められてゐる。

次に第十二に於て、社債の募集又は資本の増加につき商法第二百十條の除外例たる株金全額拂込前と雖も増資し得ることは資金調整法と同様だが、本條は更に商法第二百條の制限を超えて拂込金額を超える社債を募集し得ることとなし、此の點は資金調整法よりも生産力擴充に對する保護を厚くしてゐる。

價格統制 戰時に際して價格統制の必要なことは、豫算遂行の建前より又國民生活安定の見地からみても、素より當然であるが、今次事變下においては暴利取締令が發動され、更に輸入物資について最高價格公定制度が實施されてゐる。價格統制法としての暴利取締法の對象は不當なる利益であつて、思惑による場合にしか效果なく、原價が昂騰した場合には手を束ねて傍觀せねばならないのである。又最高價格公定の場合には、それが棉花、羊毛等の原料品の場合には問題は少いが、綿絲

や綿織物となりそれがステープル・ファイバー等の代用纖維の強制混用が行はれる場合には價格の公定の爲には價格構成の總ての點について検討しなければならぬ。事變勃發以來商工當局が實施しつつある價格公定は業者の協定を待つて始めて可能なわけである。

國家總動員法(昭和二三、三一) 法律五五(五)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左

- ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照信用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左

- ニ掲グルモノヲ謂フ
 - 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
 - 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
 - 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
 - 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
 - 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
 - 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
 - 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
 - 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
 - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
- 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ニシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働争議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ總動員物資ノ生産、修理、配給讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若クハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ

資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲ノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス
第一項ノ規定ニ依リ設定ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ

者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若

ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條

政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條

前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第三十條

政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ

ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條

第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資

ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條

前二條ノ規定ニ依ル懲用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

第三十六條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條

左ノ各號ノ一ニ該當スル

者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ

二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三

十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和二三、五、四日勅三一五ヲ以テ昭和二三、五、五日ヨリ施行セラル) 軍需工場動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス
本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス 軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ハ依ル

國家總動員審議會官制抄

(昭和二三、五、四) 勅令三一三、一九

第一條 國家總動員審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ國家總動員法第五十條第一項ノ事項ヲ調査審議ス
國家總動員審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
第二條 國家總動員審議會ハ總裁一人副總裁一人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ必要ア

ルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ(第一項)

副總裁ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ(第二項)

國民徵用令

國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク國民徵用令が發布せられ昭和十四年七月十五日ヨリ施行せらるることとなつた。本徵用及其ノ解除は厚生大臣ノ命に依リ之を施行し徵用は特別ノ事由ある場合の外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他の募集ノ方法に依リ所要ノ人員を得られざる場合に限る。被徵用者は國民職業能力申告令ノ要申告者に限定せらる。但し現役陸海軍人、陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、其ノ他職業能力申告令により申告を爲すべき醫療關係者、獸醫師及船員法ノ船員は其の中から除外される。

尙國民徵用令は朝鮮、樺太及南洋群島にも適用されるが其ノ施行期は昭和

十四年十月一日である。

國民徵用令抄

(昭和四、五、七、七)

- 第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス
- 第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス
- 第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス
- 第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリ

- リト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
- 地方長官徵用令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得
- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所)
- 二 從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地
- 三 從事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 徵用ノ期間

- 五 出頭スベキ日時及場所
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
- 第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
- 前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若クハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ從事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ從事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ

- 解除ヲ請求スベシ
- 被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ從事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得
- 第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
- 地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ
- 被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

- 第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス
- 被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス
- 前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣ニ之ヲ定ム
- 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定

- ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ
- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
- 三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)
- 四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

- 一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
- 二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員
- 三 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

附 則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令施行規則

(昭和十四年七月十五日)
(厚生省令 一七)

第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ、難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ

判定スル爲必要アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第五條 徵用命令書、出頭變更命令書、徵用取消命令書、徵用變更命令書及徵用解除命令書ハ別表様式第二號ニ依ル

第六條 徵用命令書、出頭變更命令書及徵用取消命令書ハ職業紹介所長又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同シ)若クハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書、出頭變更命令書又ハ徵用

取消命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添付シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書又ハ出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用命令書又ハ出頭變更命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添付シ徵用命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

- 一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(止ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若クハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若クハ驛長ノ證明書

第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ハ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用命令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ從事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添付シタル受領書ニ受領年

月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ送付スベシ

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ職業紹介所長之ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附 則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス(別表様式略ス)

臨時内閣參議官制
(昭和一二、一、一五)
(勅 五 九 一三)

第一條 支那事變ニ關スル重要國務ニ付内閣ノ籌畫ニ參セシムル爲臨時内閣參議若干人ヲ置ク

内閣參議ハ之ヲ勅命ス

第二條 内閣參議ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時陸軍東京經理部令抄
(昭和一二、九、二)
(勅 令 四 七 二)

第一條 臨時陸軍東京經理部ハ戰時又ハ事變ニ際シ之ヲ東京ニ置キ臨時陸軍經費ニ係ル收入、支出、出納及此等ニ關スル計算、報告並ニ臨時陸軍經費支辨ニ係ル陣中事務用品、酒保建築材料等ノ購買、貯藏及補給ヲ掌ル

第二條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ臨時陸軍東京經理部ノ派出所ヲ置クコトヲ得

第三條 臨時陸軍東京經理部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長
部長
部長
下士官及判任文官

第四條 部長ハ陸軍大臣ニ隷シ部務ヲ

總理ス

列國總動員準備の概要

イ米

陸軍省所管 總動員業務は陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究補給計畫並に戰時諸機關の編制等に關し、徹底せる具體的準備を進めつつある。

總動員法、産業大學 一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものであるが、未だ制定公布を見ない。然れども工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器、將校の外特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じてゐる。

國防記念日、教育註文制度 又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施してゐる等吾人の注意を惹くものが少くないの

みならず一萬數千の民間工場に對しては、平時より教育註文制度に依つて兵器の製造に習熟せしめ、戰時等は等の工場が命令一下直ちに軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備してゐる。

蘇

國民生活極度の壓迫を意とせず國防勞働會議、國家計畫委員會に於て第一第二次の産業五箇年計畫、換言すれば總動員計畫を立案し、各省は其の擔任に從ひ銳意之が實現に向つて奮進しつつある。

工業の重視

第一次五箇年計畫に於ては、國防の完備は軍隊及國民の訓練と共に産業の發展に俟つこと大なりとなし國民總收入の三乃至四割に該當する累計九百餘億留の巨額を投じ、特に重工業を重視して、工業に於ては二乃至三倍、農業に於ては一倍半に其の生産力を増加せしめつつある。

第二次五箇年計畫に於ては累計千四百乃至千五百億留を以て、國民經濟の

間工業の軍事轉用も實質的に完成しあるが如し。

本獨

詳細は一般に不明なるは、平和條約に依り公然の施設を行ひ得ざる爲ならん。併し國防省兵器局が極めて尨大なる組織を有し、國家總動員準備を擔任しあるは事實にして、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此の方面に數歩を進めたるは明白にして、從來民間に於て全國總動員的の統一、訓練を屢々行ひつつあるは之を裏書するものである。

伊

戰爭に必要な機關の編成準備並に國家諸機關の協力上最も緊要なる問題を審議する爲、國防最高會議を設け總理大臣を議長とし各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長、海軍將官會議々長、空軍總司令官、空軍經理總監も會議に列席し發言するの權利を有してゐる。其の他國防最高會議は其の審議事項の性質

再組織を完成し、其の全部門に互り最新の技術的基礎を創造すべく將に其の第二次計畫を終らんとしてゐる。

本産業計畫の成果が、蘇國當初の企圖に副はなかつたことは明かであるが其の電化事業又は機械工業等に於て、一段の進歩を見たることは事實であつて特に其の工業地の中心が、逐次東漸の勢を示してゐるのは、吾人の最も關心を要する所である。

八佛

高等國防會議に研究委員會及常置事務局を附して總動員計畫を設定し各省は各々其の擔任に從ひ具體的細部計畫を立案してゐる。

總動員法

一九二八年上下兩院に於て可決せられたる國家總動員法案は、全國民の國家防衛義務及政府の資源強制取得權等を規定せるものであるが、未だ公布せらるるに至らない。

工業動員管區

然れども官公吏及豫備役將校に總動員業務の教育普及を圖り、又廣く人材を網羅せる軍需工業廠

に應じ諮詢機關を持つてゐる。國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基き、國家總資源の編成、準備、利用方法を研究する。國家總動員關係法律としては千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月協賛を経たる伊國國家總動員令がある。

右の外千九百二十五年六月公布の國家總動員法に基き、更に千九百三十二年に戰爭規律に關する法律を公布し國民全部の國防協力義務を明かにした。

學校卒業生使用制限令

(昭和二三、八、二四) 勅五、九、九

第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業生ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル第二條 卒業生ノ履修契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業生ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ

間委員會を陸軍省内に設置し、又工業動員管區を設けて總動員の實施を容易ならしむる等、歐洲政局の不安増加に鑑み徹底的對策の確立を期しつつあり

二英

其の國民性と國情とに依り、國民の行動を統一する法律其の他を平時より公布するが如きことなきも、軍備方針に鑑みるときは、有時の日に軍備擴充を行ふ爲には、完備せる總動員法に依るの外なきことは、國民全般之を理解知悉し、所要の準備施設は著々整備されつつあり、即ち法律的に表面に現はるる施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつつありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。従つて其の中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものの如く又國防大學なる特殊の施設を有し、總動員の爲の最高指導部要員を養成しつつあるが如し。軍需動員の如きも特別の規定を設けず、然れども軍と民間工業家間には密接なる連繫を有し、民

處分ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 厚生大臣必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ本業者ヲ使用スル者ニ付本業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ豫メスルコトヲ得

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ本業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル本業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トス

附 則

醫藥關係者職業能力申告令 (昭和二三、八、二四) 勅一〇〇〇〇

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告並ニ其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ醫師トハ醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師トハ齒科醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル齒科醫師、藥劑師トハ藥劑師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル藥劑師ヲ指シ但シ朝鮮ニ在リテハ各朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、臺灣ニ在リテハ各臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、樺太ニ在リテハ各樺太廳長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、南洋群島ニ在リテハ各南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

本令ニ於テ看護婦トハ命令ヲ以テ定ムル看護婦ヲ指ス

第三條 醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十三年ノ申告ヲ第一回トシ爾後四年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ醫師、齒科醫師、藥劑師若ハ看護婦ト爲リタル者、第十二條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受タルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地域ニ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所)ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レヲモ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日(該事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日)現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏名
- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 本籍
- 五 住所
- 六 兵役關係
- 七 醫務登錄番號
- 八 診療能力
- 九 學歷及職歴

十 就業ノ場所

十一 就業ノ態様

十二 俸給、給料等ヲ受ケル者ナルトキハ其ノ額

十三 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無

十四 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數

十五 總動員業務從事ニ關スル希望

十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第十七 前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第九條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

第五條 齒科醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

一 前條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項

二 齒科醫務登錄番號

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第六條 藥劑師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

一 第四條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項

二 藥劑師名稱登錄番號

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第七條 看護婦ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

一 第四條第一項第一號、第三號乃至第五號及第十三條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ニシ

第九號乃至第十五號ニ掲グル事項

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第八條 第四條第二項ノ規定ハ齒科醫師、藥劑師及看護婦ニ之ヲ適用ス

第九條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦前六條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

一 第十二條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

三 本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第十條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ豫メスルコトヲ得

第十二條 本令ハ第九條第一號ノ規定ニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ノ規定ニ依リ召集中ノモノ、陸海軍軍屬及國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十三條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十四條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ廳長官又ハ看護婦ニ關シテハ警視總監トス

第十五條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者又ハ船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト爲ス

第十六條 本令中醫務登錄番號、齒科醫務登錄番號又ハ藥劑師名稱登錄番號トアルハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ關シテハ各其ノ免許番號トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事、又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ十月十五日現在ニ依リ同月三十一日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ十月十六日以後トス